

令和4年度第1回高知市中小企業・小規模企業振興審議会

日 時：令和4年10月26日（水）9:30～11:30

場 所：たかじょう庁舎6階大会議室

会 次 第

1 開 会

2 部長挨拶

3 委員・事務局紹介

4 会長・副会長選出

5 議 題

- (1) 高知市中小企業・小規模企業振興条例について
- (2) 高知市中小企業・小規模企業振興戦略プランの策定について
- (3) その他

6 閉 会

—配付資料—

【資料1】高知市中小企業・小規模企業振興条例パンフレット

【資料2】高知市中小企業・小規模企業振興戦略プランの策定について

【参考資料1】高知市中小企業・小規模企業振興条例

【参考資料2】高知市中小企業・小規模企業振興審議会規則

【参考資料3】(仮称)高知市中小企業振興条例の策定に向けたアンケート調査の結果について(令和3年11月)

高知市中小企業・小規模企業振興審議会委員名簿

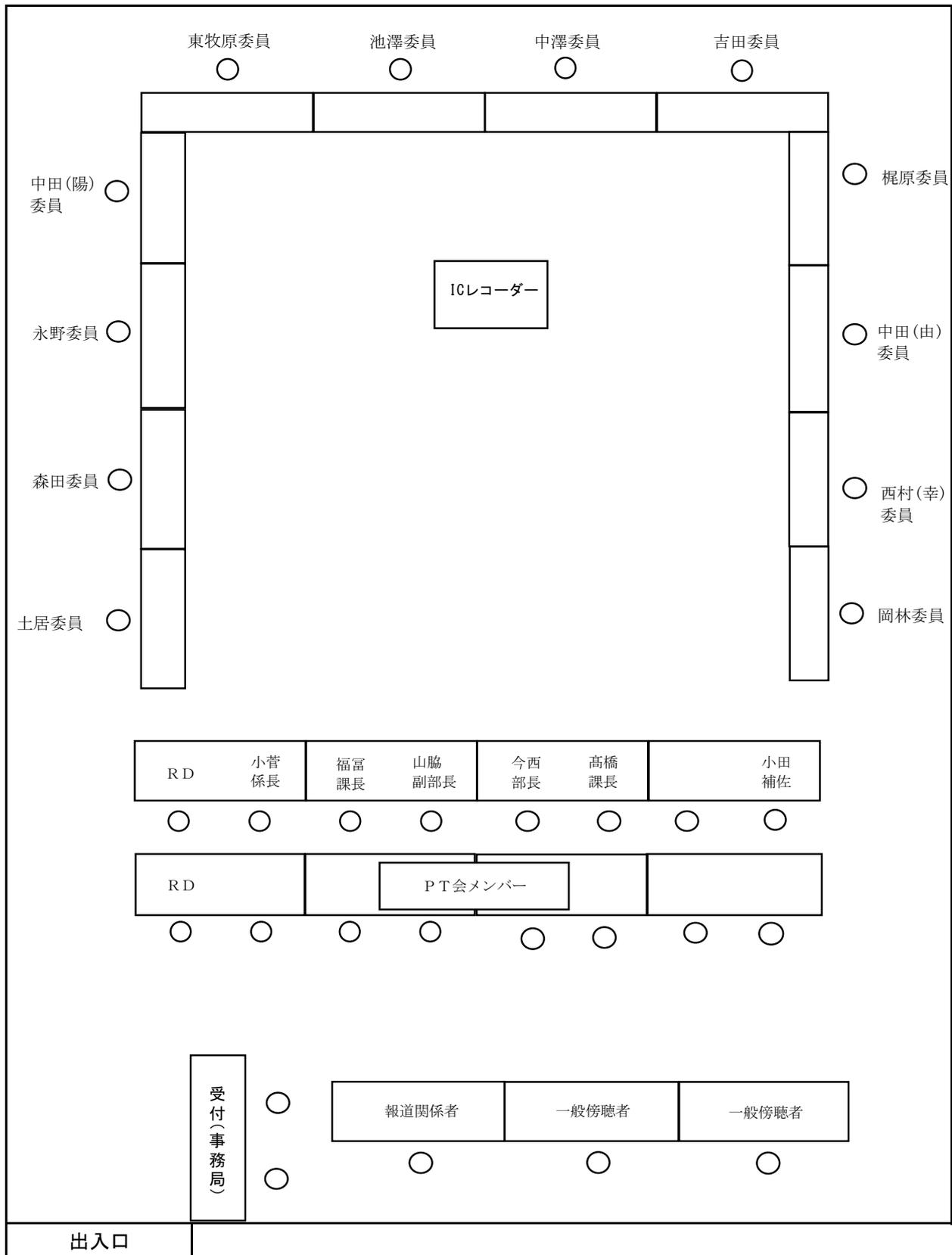
No.	所属	氏名	ふりがな
1	日本労働組合総連合会高知県連合会 会長	池澤 研吉	いけざわ けんきち
2	(株)高知銀行 地域連携ビジネスサポート部 主任業務役	猪野 文章	いの ふみあき
3	高知商工会議所 中小企業相談所 所長	岡林 成海	おかばやし なるみ
4	高知県立大学 文化学部准教授	梶原 太一	かじわら たいち
5	高知県商工労働部 副部長	土居 秀臣	どい ひでおみ
6	高知大学 地域協働学部准教授	中澤 純治	なかざわ じゅんじ
7	土佐経済同友会 人づくり委員会 委員長 高知女性経営者の会 会長	中田 由季	なかた ゆき
8	高知市商店街振興組合連合会 女性部 会長	中田 陽子	なかた ようこ
9	高知県中小企業家同友会 副代表理事	永野 正将	ながの まさたか
10	春野商工会 事務局長	西村 幸祐	にしむら こうすけ
11	高知労働局 職業安定部 職業安定課 課長	西村 利昭	にしむら としあき
12	高知信用金庫 常務理事	東牧原 信彦	ひがしまきはら のぶひこ
13	高知県中小企業団体中央会 理事・事務局長	森田 健嗣	もりた けんじ
14	(株)グラディア 代表取締役	森本 麻紀	もりもと まき
15	(株)四国銀行 地域振興部 部長	吉田 佳史	よしだ よしふみ

(50音順, 敬称略)

令和4年度第1回高知市中小企業・小規模企業振興審議会 配席図

令和4年10月26日(水)9:30~11:30

高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室



高知市中小企業・小規模企業振興条例の全体像

目的 (第1条)

- 中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与する。

中小企業・小規模企業振興の基本理念 (第3条)

- 中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進
- 本市が有する資源を総合的に活用して推進
- 市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が相互に連携して推進
- 若者を始めあらゆる人の働く場として魅力あるものとなるよう推進
- 特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業者の経営規模を勘案して推進

市の基本方針 (第4条)

- 市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等の連携及び協力を推進
- 中小企業・小規模企業の経営の革新を支援
- 中小企業・小規模企業の創造的な事業活動の促進及び創業の促進
- 中小企業・小規模企業の経営資源の活用が活性化されるよう支援
- 中小企業・小規模企業の事業活動に必要な人材の確保、育成・定着支援、キャリア教育の充実支援
- 中小企業・小規模企業の振興を効果的に実施するため必要な調査・研究

各主体の責務・役割等に関すること (第5条～第10条)

▶ 市の責務 (第5条)

- 振興施策の策定・周知・実施
- 中小企業・小規模企業の受注機会の拡大

▶ 中小企業・小規模企業の努力 (第6条)

- 経営基盤の強化
- 本市経済の発展及び市民生活向上への貢献
- 振興に関する施策・事業への協力
- 新産業の創出、専門的技術を有する人材の育成
- 他の中小企業・小規模企業との連携・協力

▶ 中小企業関係団体の役割 (第7条)

- 中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫による取組を支援

▶ 金融機関等の役割 (第8条)

- 円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援
- 市等が実施する施策及び事業への協力

▶ 大学等・教育機関等の役割 (第9条)

- 新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成に協力
- キャリア教育の充実

▶ 市民等の理解及び協力 (第10条)

- 地元の中小企業等が提供する商品・サービスの積極的な消費や利用

施策の推進に関すること (第11条～第14条)

▶ 「中小企業・小規模企業振興戦略プラン」の策定 (第11条)

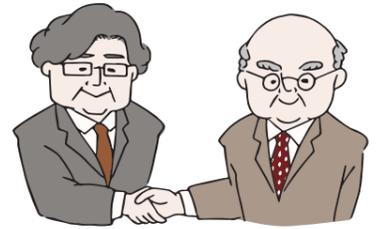
▶ 財政上の措置 (第12条)

▶ 「高知市中小企業・小規模企業振興審議会」の設置 (第13条・第14条)

高知市中小企業・小規模企業振興条例

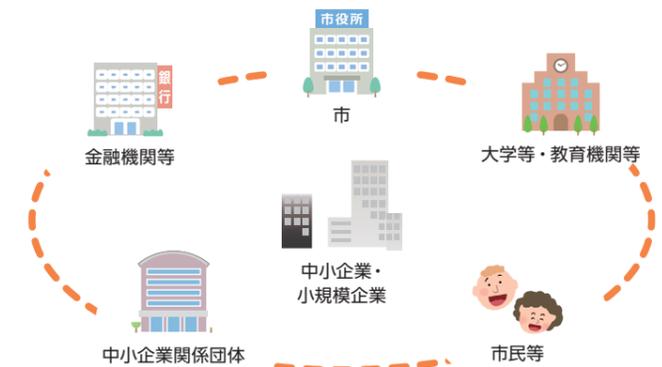
ができました

- 高知市内における中小企業・小規模企業は全事業所の9割以上を占めています。
- 私たちの地域の活性化や雇用の確保など、市民生活が向上し、市の経済が発展していくためには、中小企業・小規模企業の振興が不可欠です。
- 中小企業・小規模企業の振興を高知市の重要な課題と位置付け、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定しました(令和4年7月1日施行)。地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまち高知市の実現に向け、社会全体で支援していきましょう。



特色1 ■ 中小企業・小規模企業振興にはみんなの連携と協働が大切です!

中小企業・小規模企業の振興は、市や中小企業・小規模企業のみならず、中小企業関係団体、金融機関、大学、教育機関等、市民等の各主体がパートナーシップを図り取り組むことを基本理念とし、各主体の役割等を示しています。



特色2 ■ 「中小企業・小規模企業振興戦略プラン」を策定します。

「中小企業・小規模企業振興戦略プラン」は、条例に掲げる基本理念及び基本方針に即して、具体的な振興施策とその目標を設定する計画です。おおむね5年ごとに検討を行い、PDCA

サイクルを回すことにより実効性を担保し、中小企業・小規模企業の振興を推進します。



特色3 ■ 中小企業・小規模企業の振興のための施策を審議する「高知市中小企業・小規模企業振興審議会」を設置します。

中小企業・小規模企業の振興に関し、専門的な知識を有する者や、中小企業関係団体の役職員などで構成する審議会を設置します。事業者の声や、社会や経済の動きを踏まえながら中小企業・小規模企業振興の重要事項について審議し、振興施策へ反映します。



前文

高知市は、北は険しい山々、南は雄大な太平洋に挟まれ、それを幾つもの河川がつなぐ四季の移ろいが感じられる自然の恵みを背景に、県内の人と企業が集積する中核都市として独自の産業構造を紡いできた。

高温多雨な気候で育つ色とりどりの野菜や、黒潮の流れで運ばれる脂の乗ったカツオが食卓を彩り、土佐のおきゃく文化を代表する皿鉢料理や、江戸時代から続く街路市など良質な食文化が存在する全国でも有数の観光都市として知られる。

戦後の不況の中で市民の健康と商業の発展を祈願して始まったよさこい祭りは、鳴子のリズムに乗って老若男女がエネルギーに舞う姿に魅せられ、今や国内外から踊り子や見物人が訪れる日本を代表する祭りへと成長した。

自然や歴史に育まれ、坂本龍馬を筆頭に気さくであけっぴろげな土佐人気質は、全国に誇る商業都市の礎として産業の発展を支えてきた。

その中であって、市内の企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の経済と雇用を下支えし、地域社会の担い手として、高知市の発展と市民生活の向上に寄与してきた。

しかしながら、これから先、少子高齢化の進展で、市場規模の縮小や労働力人口の減少がもたらされることで、経済を取り巻く環境は厳しさを増すことが予測される。

中小企業・小規模企業を振興し、経済の持続的な成長と市民生活の向上を図るためには、中小企業者及び小規模企業者の自助努力とともに、市、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が一体となって中小企業・小規模企業の事業活動を支えることで、地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまち高知市の実現に向けた取組が必要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を高知市の重要な課題と位置付け、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内(以下「市内」という。)に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- 2 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- 3 中小企業・小規模企業 中小企業者及び小規模企業者の総称をいう。
- 4 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会、中小企業家同友会その他中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であって、市内に所在するものをいう。
- 5 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合等の金融機関及び信用保証協会をいう。
- 6 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に

規定する学校のうち大学及び高等専門学校並びに研究機関をいう。

- 7 教育機関等 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。
- 8 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者及び市内に事務所等を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 9 経営の革新 法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- 10 創造的な事業活動 法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。
- 11 経営資源 法第2条第4項に規定する経営資源をいう。
- 12 キャリア教育 一人一人の社会的及び職業的自立に向け、必要な基盤となる能力及び態度を育てることを通して、職業能力の発達を促す教育をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本市経済の発展及び雇用の機会の創出を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が相互に連携して推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が次代を担う若者を始めあらゆる人の働く場として魅力あるものとなるよう推進されなければならない。
- 5 中小企業・小規模企業の振興は、特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業者の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(基本方針)

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業・小規模企業の振興のための施策(以下「振興施策」という。)を実施するものとする。

- 1 市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等との連携及び協力を推進すること。
- 2 中小企業・小規模企業の新商品の開発、新たな販売方式の導入等による経営の革新を支援すること。
- 3 中小企業・小規模企業の新技術の活用、新たな経営管理方法の導入等による創造的な事業活動の促進及び創業の促進を支援すること。
- 4 中小企業・小規模企業の生産設備の更新、技能の向上等による経営資源の活用が活性化されるよう支援すること。
- 5 中小企業・小規模企業の事業活動に必要な人材の確保、育成及び定着を支援すること並びにキャリア教育の充実を支援すること。
- 6 中小企業・小規模企業の振興を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、基本方針に基づき、振興施策を定め、周知し、及び実施しなければならない。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合は、本市の経済の発展及び雇用の安定に資するよう中小企業・小規模企業の受注の機会の増大に努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 1 自主的な努力による経営改善、技術の高度化等を通じて経営基盤を強化すること。
- 2 自らの社会的責任を認識し、本市経済の発展及び市民生活の向上に貢献すること。
- 3 市、中小企業関係団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力すること。
- 4 大学等との連携により新産業を創出し、及び専門的技術を有する人材を育成すること。
- 5 他の中小企業・小規模企業により生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用するほか、他の中小企業・小規模企業と連携し、及び協力すること。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫による取組を支援するよう努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、市等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が自主的に経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(大学等及び教育機関等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、自らの研究に努めることで、新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、職場体験活動、職業体験その他の社会的及び職業的に自立するために必要な資質及び能力を育成するキャリア教育の充実に努めるものとする。

(市民等の理解及び協力)

第10条 市民等は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展、雇用の機会の創出及び市民生活の向上に果たす役割の重要性について理解を深め、市内で生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用することにより、中小企業・小規模企業の健全な育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興戦略プラン)

第11条 市長は、基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興戦略プラン(以下「戦略プラン」という。)を策定するものとする。

とする。

2 戦略プランには、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、戦略プランの策定に当たっては、中小企業・小規模企業その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、戦略プランを策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。

5 市長は、中小企業・小規模企業を取り巻く環境の変化を勘案し、及び振興施策の効果を検証し、おおむね5年ごとに戦略プランに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

6 市長は、戦略プランに基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

7 第3項及び第4項の規定は、第5項の規定による戦略プランの変更について準用する。

(財政上の措置)

第12条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(高知市中小企業・小規模企業振興審議会)

第13条 中小企業・小規模企業の振興に関する重要事項を審議するため、高知市中小企業・小規模企業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、中小企業・小規模企業の振興の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第14条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 1 中小企業・小規模企業の振興に関し、専門的な知識を有する者
 - 2 中小企業関係団体の役職員
 - 3 関係行政機関の職員
 - 4 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

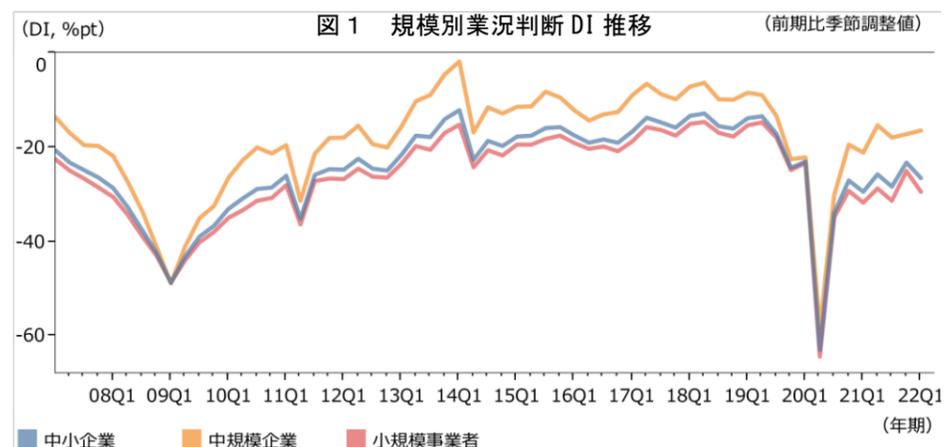
(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

I 高知市をとりまく中小企業・小規模企業の現状整理

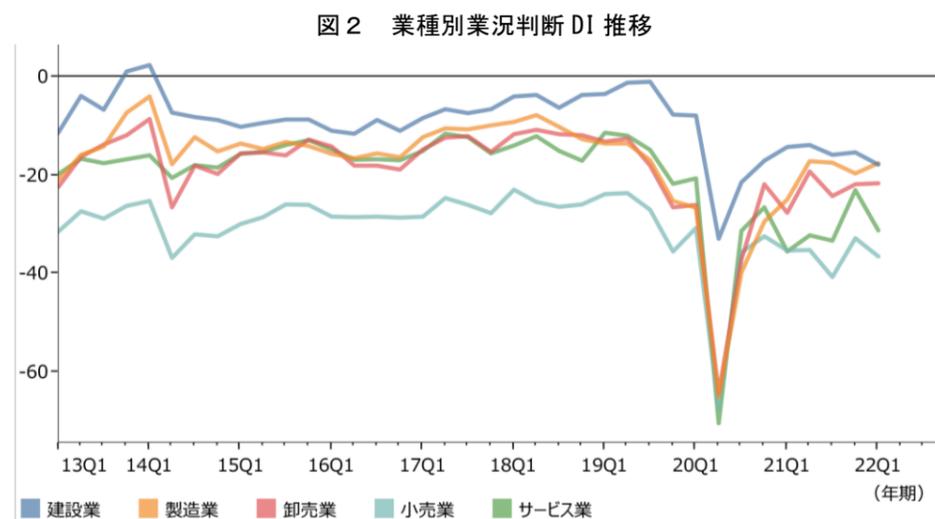
I 国内の経済状況 (2022年版中小企業白書・小規模企業白書)

- ・規模別業況判断 DI 推移 (図1) をみると、2020年には新型コロナウイルス感染症拡大でリーマンショックを超える大幅な低下。その後上昇し、2021年は上昇と低下を繰り返し、2022年は再び低下。**中規模企業はコロナ以前の水準まで回復、小規模事業者は戻らず。**(中小企業庁景況調査)
 ※業況判断 DI とは、業況について「良い」と答えた企業の割合(%)から「悪い」の割合(%)を引いたもの。



出典：中小企業庁景況調査

- ・業種別業況判断 DI 推移 (図2) をみると、建設業を除き 2020年はリーマンショックを下回る水準。その後いずれの業種でも回復。**2022年は製造業を除いて低下。**2020年に最も大きく低下した**宿泊業、飲食サービス業**は、2021年9月緊急事態宣言解除後上昇し、**2022年に再び低下。**(中小企業庁景況調査)

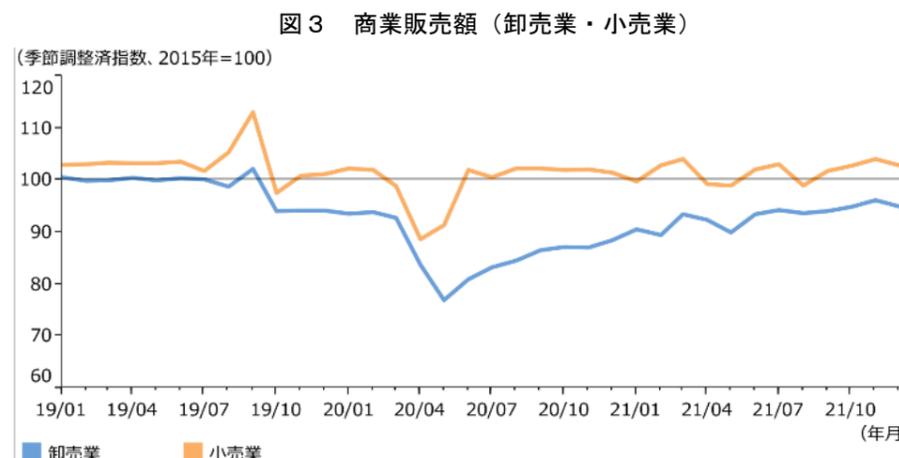


出典：中小企業庁景況調査

- ・設備投資をみると、2020年には減少傾向、2021年に入ると僅かに増加。(財務省法人企業統計)
- ・有効求人倍率をみると、2020年低下その後緩やかな回復。2022年1月倍率 1.20 (労働力調査)

■ 商業販売額 (卸売業・小売業) ※高知市特性に関わる統計を白書から抽出

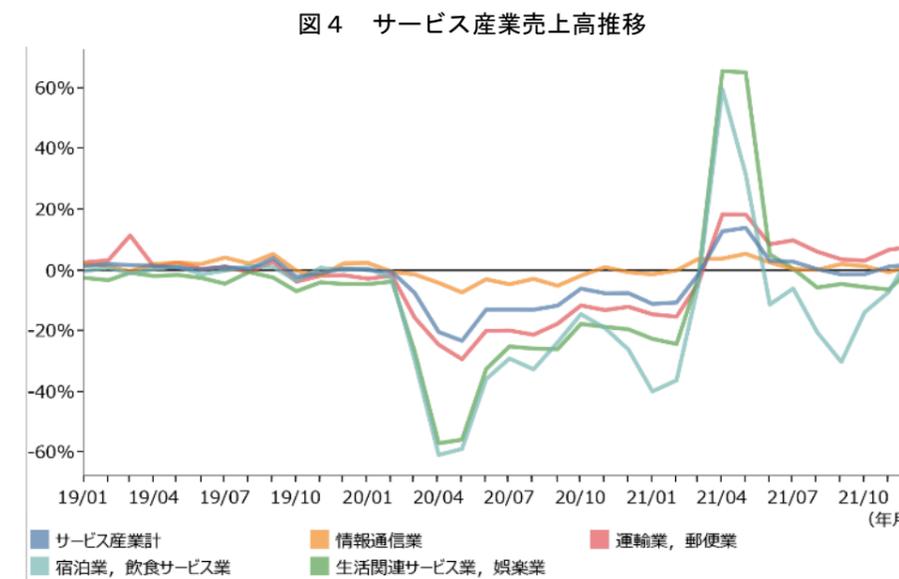
- ・供給側から消費 (図3) をみると、**卸売業**は、2020年3月から5月にかけて大幅に低下、同年6月以降は緩やかに持ち直し、**コロナ前の水準まで戻る。****小売業**は、2020年3月から4月にかけて大幅に低下、同年6月に大きく持ち直し、**コロナ前の水準まで戻る。**(経産省商業動態統計)



出典：経産省商業動態統計

■ サービス産業売上高 ※高知市特性に関わる統計を白書から抽出

- ・サービス産業売上高推移 (図4) をみると、緊急事態宣言解除後 2021年5月売上高が大幅増加したが、再び感染症拡大で増加幅が縮小。6月以降「**宿泊業、飲食サービス業**」、「**生活関連サービス業、娯楽業**」は**低下**した。(総務省サービス産業動向調査)



出典：総務省サービス産業動向調査

2 高知県・高知市の経済状況 (RESASによる分析)

■地域経済循環 (図5)

- ・高知市の地域経済循環率は、2018年に92.4% (高知県78.7%)。なお、2010年以降、90%台を維持している。
- ・生産：第3次産業の付加価値額が突出している。
(第1次産業：第2次産業：第3次産業=0.1：1：9)
- ・分配：雇員所得339億円分(5.0%)市外へ流出している。
- ・支出：民間消費額で市外から795億円分(12.2%)が流入している。
民間投資額で市外へ674億円分(25.8%)が流出している。

高知市地域経済循環率
地域経済循環率
92.4%

図5 地域経済循環図
2018年
指定地域：高知県高知市

高知県地域経済循環率
78.7%

地域経済循環図
2018年
指定地域：高知県



II 高知市の状況

1 高知市の特徴

- ・企業や商業施設のほか、大学等の高等教育機関が集積。
- ・県内屈指の施設園芸地域や緑豊かな中山間地域を有する。
- ・桂浜やよさこい祭り、日曜市等の観光資源が豊富。
- ・大学は、高知大学と高知県立大学等が立地し、学生数は約7,500人が在籍。
- ・産業支援機関は、高知県工業技術センター、公益財団法人高知県産業振興センター、高知県事業承継・引継ぎ支援センター等県の施設が多く立地。

2 高知市の人口

- ・高知市の人口は令和4年1月1日時点で322,526人。これは県人口682,170人の半数に迫る。
- ・推移を見ると減少基調であり、平成24年～令和4年の10年間で17,249人（5%）減少している。年代別では、64歳以下の世代は減少しているが、65歳以上の高齢者は平成24年～令和4年で1.7万人程度増加しており、人口の3割に達した。

高知市及び高知県の人口

	H24年	H29年	R4年
高知市総人口	339,775人	▲5,726人 334,049人	▲11,523人 322,526人
高知県総人口	755,193人	▲35,205人 719,988人	▲37,818人 682,170人

※高知市総人口 各年1月1日現在の住民基本台帳人口による
 ※高知県総人口 各年1月1日現在の推計人口による（出典：県統計分析課 HP）

高知市一年齢別（3区分）の人口割合

	H24年	H29年	R4年
0～14歳	45,282人（13.3%）	42,344人（12.7%）	38,093人（11.8%）
15～64歳	214,077人（63.0%）	198,011人（59.3%）	187,125人（58.0%）
65歳以上	80,416人（23.7%）	93,694人（28.0%）	97,308人（30.2%）

※各年1月1日現在の住民基本台帳人口による

3 高知市の中小企業・小規模企業の状況

(1) 事業所数及び従業者数（R3 経済センサス活動調査（速報集計））

- ・高知市の事業所数（公務を除く）は15,715者で、県内事業所（33,955者）の46.3%を占めている。
- ・従業者数（公務を除く）は151,527人で、県内で働く労働者（297,869人）の50.9%を占めている。

高知市及び高知県の事業所数と従業者数

	H28・事業所数	H28・従業者数	R3・事業所数	R3・従業者数
高知市	16,555事業所	147,187人	▲840事業所 15,715事業所	4,340人 151,527人
高知県	35,366事業所	279,196人	▲1,411事業所 33,955事業所	▲18,673人 297,869人

出典：H28・R3 経済センサス活動調査（R3は速報集計）

- ・推移を見ると、高知市内の民営事業所数は、昭和61年（22,032事業所）以降減少が続いており、令和3年には15,715事業所（昭和61年に対し約29%減少）となっている。
- ・従業者数は、平成8年（170,033人）以降減少していたが、平成18年を底に増加に転じ、令和3年では151,527人（平成8年に対し約11%減少）となっている。

高知市内の民営事業所数及び従業者数の推移



出典：各年 経済センサス活動調査及び事業所・企業統計調査

(2) 市内総生産（名目）の経済活動別構成比

- ・高知市は第三次産業が87.7%と、全国や高知県と比べ割合が高く、商業やサービス業を中心とした産業構造となっている。

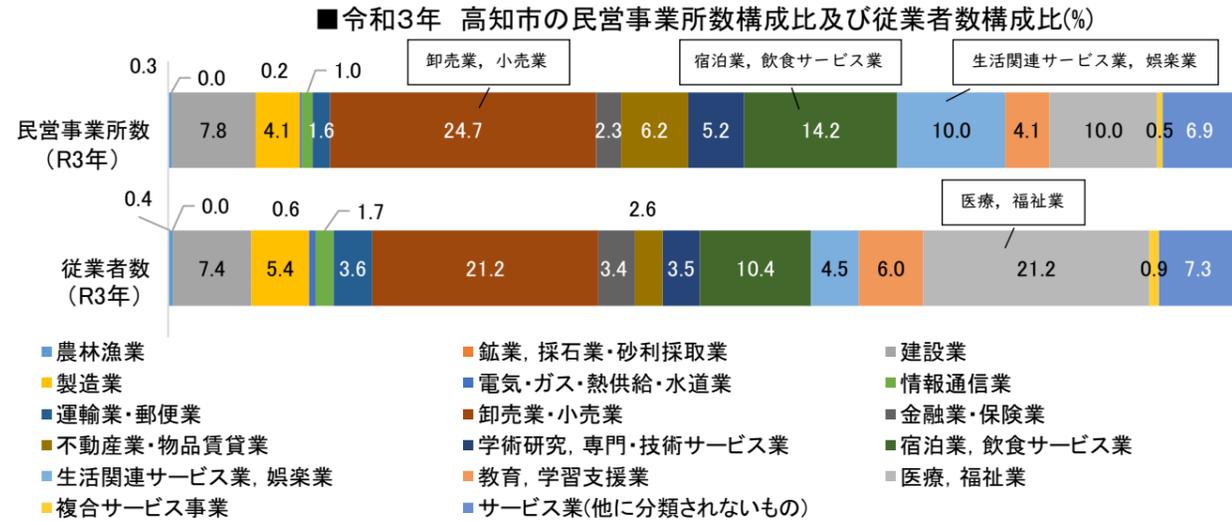
令和元年度 経済活動別総生産構成比



高知県及び高知市 出典：H30 市町村経済統計書 高知県総務部統計分析課
 全国 出展：内閣府 国民経済計算年次推計

(3) 産業別構成比

- 事業所数では「卸売業・小売業」(24.7%)の割合が最も高く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」(14.2%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(10%)となっている。平成28年調査と令和3年調査(速報値)の比較では、「電気・ガス・熱供給・水道業」(1.3%)で最も増加、「製造業」(▲14.9%)で最も減少している。
- 従業者数では、「卸売業・小売業」と「医療、福祉業」の割合が同率(21.2%)で最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」(10.4%)などとなっている。平成28年調査と令和3年調査(速報値)の比較では、「教育、学習支援業」(0.7%)で最も増加、「宿泊業、飲食サービス業」(▲10.1%)で最も減少している。



出典：令和3年度経済センサス活動調査(速報集計)

高知市民営事業所及び従業者数(H28年度・R3年度)

産業大分類、総数(存続・新設)	H28年度		R3年度		H28-R3比較			
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	増減数 (事業所)	増減割合 (%)	増減数 (人)	増減割合 (%)
全産業			15,816	158,357				
全産業(S_公務を除く)	16,555	147,187	15,715	151,527	▲840	▲5.1%	4,340	+0.0
農林漁業	44	545	54	631	10	+0.2	86	+0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	5	60	8	68	3	+0.6	8	+0.1
建設業	1,256	10,634	1,234	11,245	▲22	▲1.8%	611	+0.1
製造業	776	8,928	660	8,167	▲116	▲14.9%	▲761	▲8.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	19	543	43	836	24	+1.3%	293	+0.5
情報通信業	157	2,747	161	2,542	4	+0.0	▲205	▲7.5%
運輸業、郵便業	291	5,180	267	5,512	▲24	▲8.2%	332	+0.1
卸売業、小売業	4,436	34,089	3,886	32,164	▲550	▲12.4%	▲1,925	▲5.6%
金融業、保険業	390	5,026	372	5,122	▲18	▲4.6%	96	+0.0
不動産業、物品賃貸業	1,040	4,254	985	3,897	▲55	▲5.3%	▲357	▲8.4%
学術研究、専門・技術サービス業	765	4,355	822	5,246	57	+0.1	891	+0.2
宿泊業、飲食サービス業	2,576	17,545	2,233	15,775	▲343	▲13.3%	▲1,770	▲10.1%
生活関連サービス業、娯楽業	1,700	7,354	1,586	6,829	▲114	▲6.7%	▲525	▲7.1%
教育、学習支援業	567	5,423	652	9,082	85	+0.1	3,659	+0.7
医療、福祉	1,407	28,923	1,567	32,081	160	+0.1	3,158	+0.1
複合サービス事業	90	1,156	94	1,303	4	+0.0	147	+0.1
サービス業(他に分類されないもの)	1,036	10,425	1,091	11,027	55	+0.1	602	+0.1

出典：各年度経済センサス活動調査

(4) 従業者規模別事業所数及び従業者数

- 高知市の事業所を従業者規模別にみると、300人未満の事業所が全体の99.2%を占め、そのうち20人未満が90.0%を占めている。とりわけ1~4人規模の事業所数が最多で59.3%を占める。事業所数では中小規模が99.2%を占め、従業者の94.2%が中小規模の事業所に属している。
- 300人未満の事業所に属する従業者は、全体の94.2%であり、全国(85.4%)と比べると約1割高くなる。

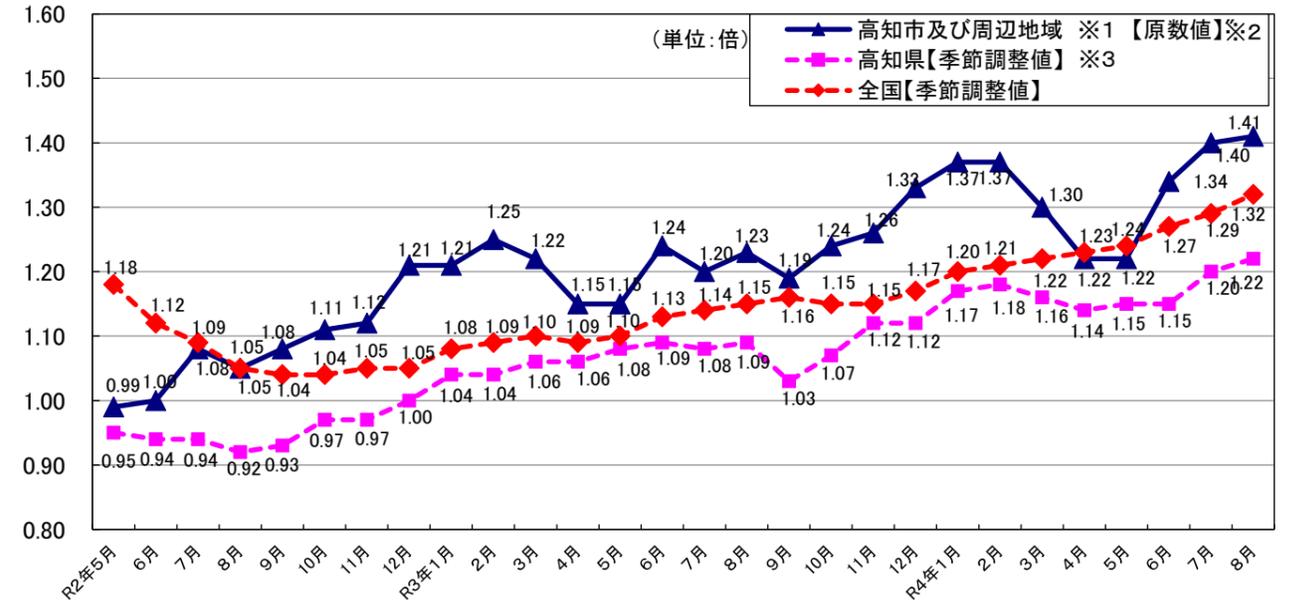
従業者規模	高知市				高知県				全国			
	事業所数 実数(者)	構成比(%)	従業者数 実数(人)	構成比(%)	事業所数 実数(者)	構成比(%)	従業者数 実数(人)	構成比(%)	事業所数 実数(者)	構成比(%)	従業者数 実数(人)	構成比(%)
総数	16,555		147,187		35,366		279,196		5,340,783		56,872,826	
1~4人	9,813	59.3	20,201	13.7	22,148	62.6	44,920	16.1	3,047,110	57.1	6,516,332	11.5
5~9人	3,214	19.4	21,021	14.3	6,491	18.4	42,588	15.3	1,057,293	19.8	6,940,748	12.2
10~19人	1,874	11.3	25,252	17.2	3,769	10.7	50,550	18.1	649,836	12.2	8,768,303	15.4
20~49人	1,132	6.8	33,223	22.6	2,045	5.8	60,238	21.6	395,675	7.4	11,664,927	20.5
50~99人	272	1.6	18,078	12.3	509	1.4	34,127	12.2	100,428	1.9	6,864,826	12.1
100~299人	126	0.8	20,810	14.1	213	0.6	34,735	12.4	49,456	0.9	7,815,994	13.7
300人以上	17	0.1	8,602	5.8	23	0.1	12,038	4.3	12,223	0.2	8,301,696	14.6
派遣・下請従業者のみ	107	0.7	-	-	168	0.5	-	-	28,762	0.5	-	-
合計		99.2%		94.2%		99.5%		95.7%		99.3%		85.4%
20人未満		90.0%				91.7%				89.0%		

出典：H28年度経済センサス活動調査

(5) 有効求人倍率

- 高知市及び周辺地域の有効求人倍率は、近年では令和2年6月以降1倍を上回って推移している。

有効求人倍率の推移



出典：高知労働局「業務主要指標」及び「高知県の雇用失業情勢」
厚生労働省「一般職業紹介状況」、ハローワーク高知「雇用失業情勢」

- ※1 「高知市および周辺地域」…ハローワーク高知管内(高知市(春野地区を除く)、南国市、長岡郡(本山町・大豊町)及び土佐郡(土佐町・大川村) ※香美出張所除く)
- ※2 原数値…該当する月の有効求人数を有効求職者数で除したものの。後述の季節調整値とは異なるものである。
- ※3 季節調整値…季節的な要因で毎年起こる、同じような動きを「季節変動」と呼ぶ。月次統計の分析の際、「原数値」によって1年前の同月と比較する場合は、季節変動を考慮する必要はないが、前月や前々月と比較する場合には、原数値に季節変動による変化分が含まれるため、それらの影響を取り除く必要があり、それらの加工を行った数値を「季節調整値」という。
なお、季節調整値の算出は、全国値および県値についてのみ行われているため、国県市の数値の比較を行う場合は、同じ性質の数値を用いて行う必要がある。

4 高知市の産業特性 (RESASによる分析)

(1) 売上高・付加価値額

【売上高】

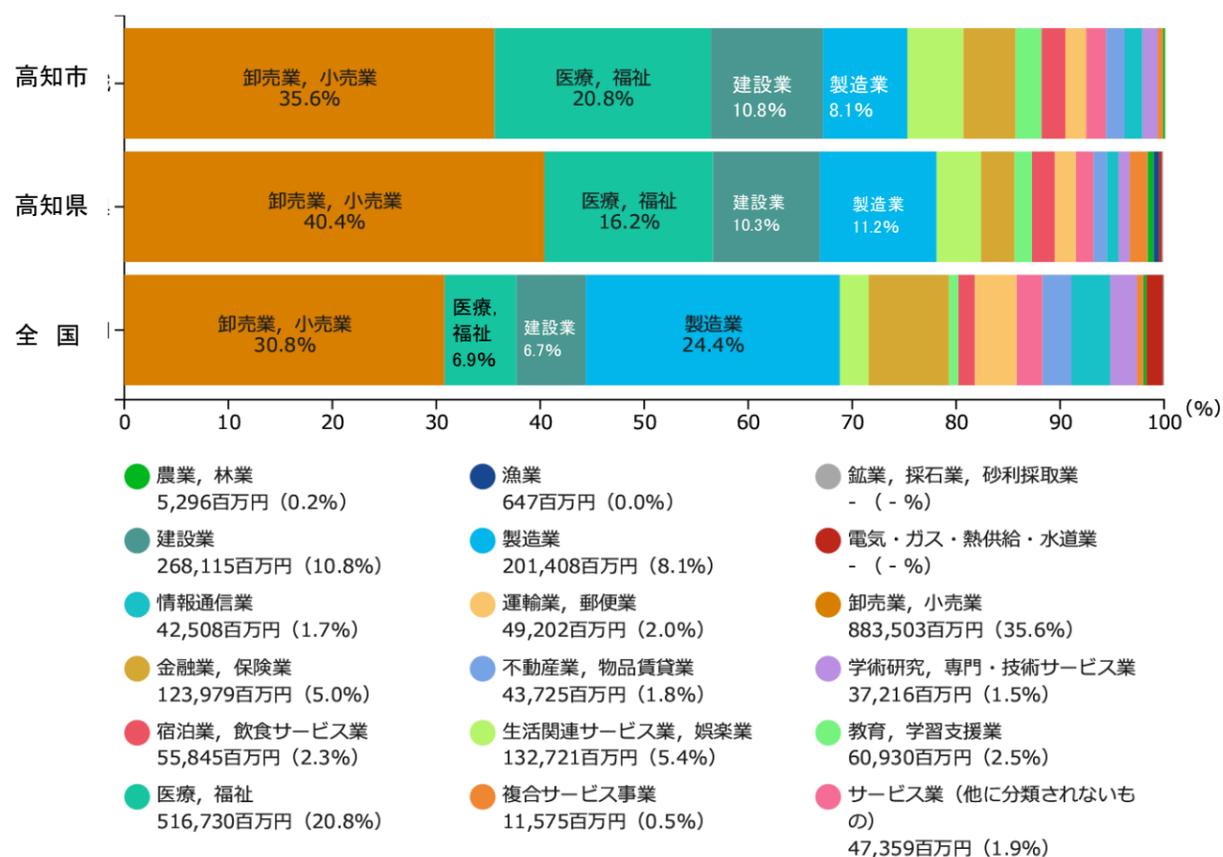
- ・高知市における業種別の売上高の割合は、最も高い業種が「卸売業、小売業」(35.6%)であり、次いで「医療、福祉」(20.8%)などとなっている。
- ・全国と比べると、高知市で上位を占める「卸売業、小売業」(全国に対し+4.8%)、「医療、福祉」(同+13.9%)等の割合は全国より高いが、「製造業」については、全国(24.4%)に対し高知市(8.1%)と、3分の1程度の割合となっている。

【付加価値額】

- ・高知市における業種別の付加価値額の割合は、最も高い業種が「卸売業、小売業」(19.5%)であり、次いで「医療、福祉」(18.2%)などとなっている。
- ・全国と比べると、高知市で上位を占める「卸売業、小売業」(+0.8%)、「医療、福祉」(+11.1%)等の割合は全国より高いが、「製造業」については、全国(23.8%)に対し高知市(8.5%)と、3分の1程度の割合となっている。

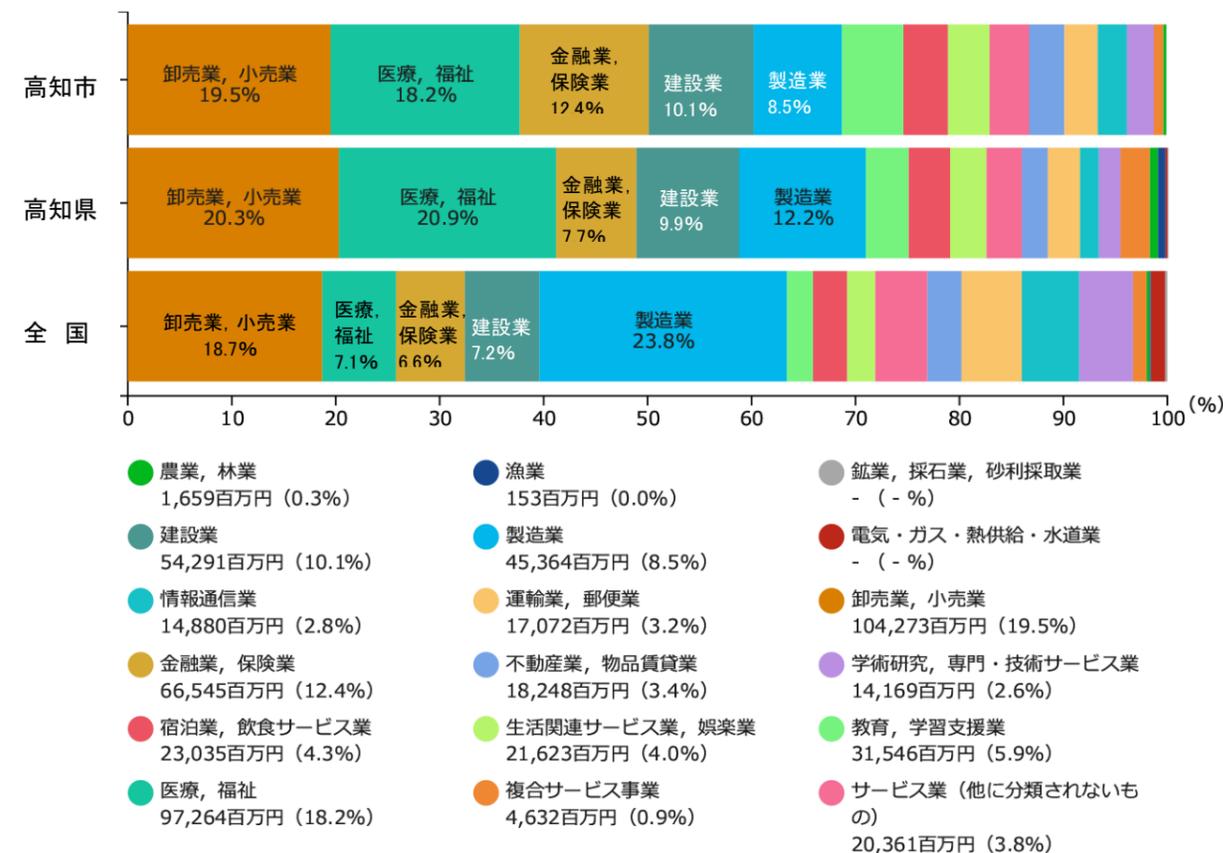
売上高(企業単位) 2016年

指定地域：高知県高知市



付加価値額(企業単位) 2016年

指定地域：高知県高知市



(2) 事業所数・従業者数

【事業所数】

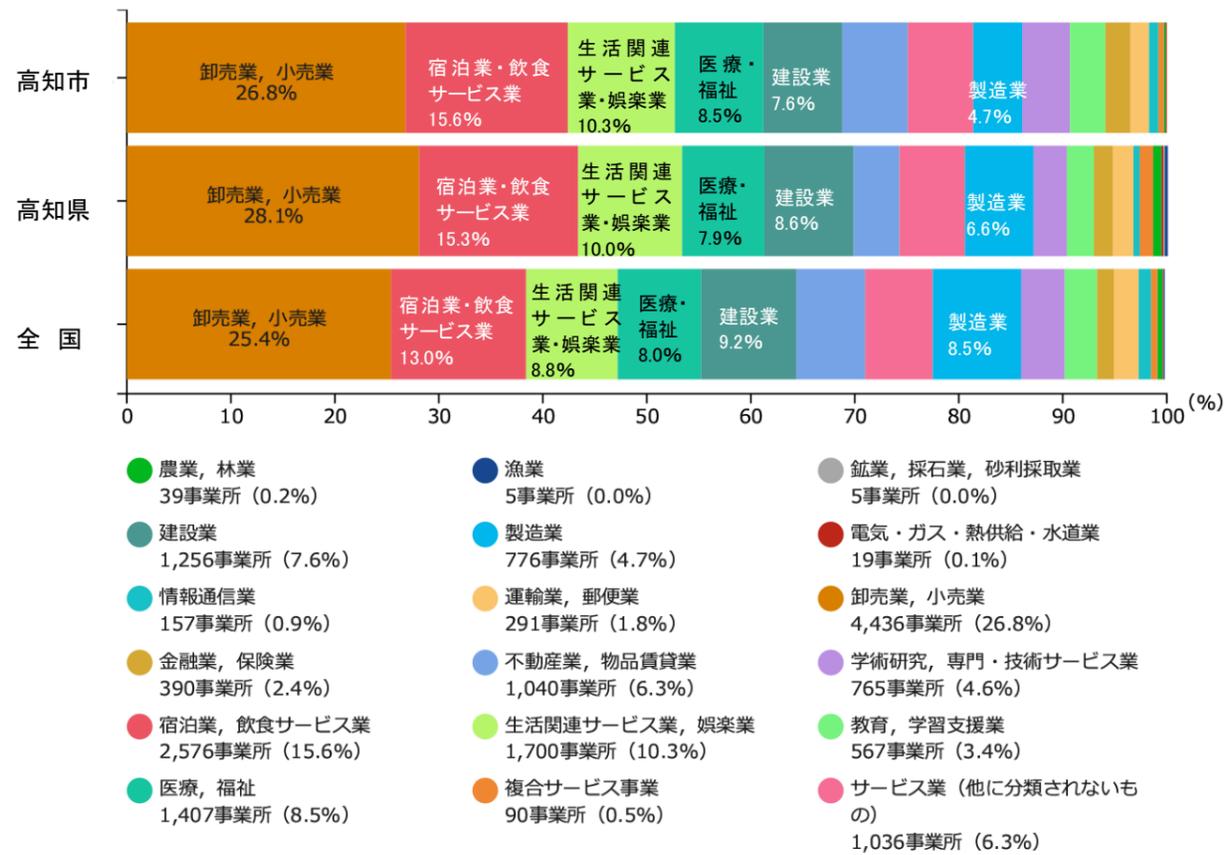
- ・高知市における業種別の事業所数の割合は、最も高い業種が「卸売業，小売業」(26.8%)，次いで「宿泊業，飲食サービス業」(15.6%)，「生活関連サービス業，娯楽業」(10.3%)であり，これらを合わせると5割を超える。
- ・全国と比べると、高知市で上位を占める「卸売業，小売業」(全国に対し+1.4%)，「宿泊業，飲食サービス業」(同+2.6%)，「生活関連サービス業，娯楽業」(同+1.5%)は全国より高く，「製造業」については，全国(8.5%)に対し高知市(4.7%)と，2分の1程度の割合となっている。

【従業者数】

- ・高知市における業種別の従業者数の割合は，最も高い業種が「卸売業，小売業」(23.2%)，次いで「医療，福祉」(19.7%)，「宿泊業，飲食サービス業」(11.9%)であり，これらを合わせると5割を超える。
- ・全国と比べると、高知市の上位を占める「卸売業，小売業」(全国に対し+2.4%)，「医療，福祉」(同+6.7%)，「宿泊業，飲食サービス業」(同+2.5%)は、全国平均より高いが，「製造業」については，全国(15.6%)に対し高知市(6.1%)と，2分の1以下の割合となっている。

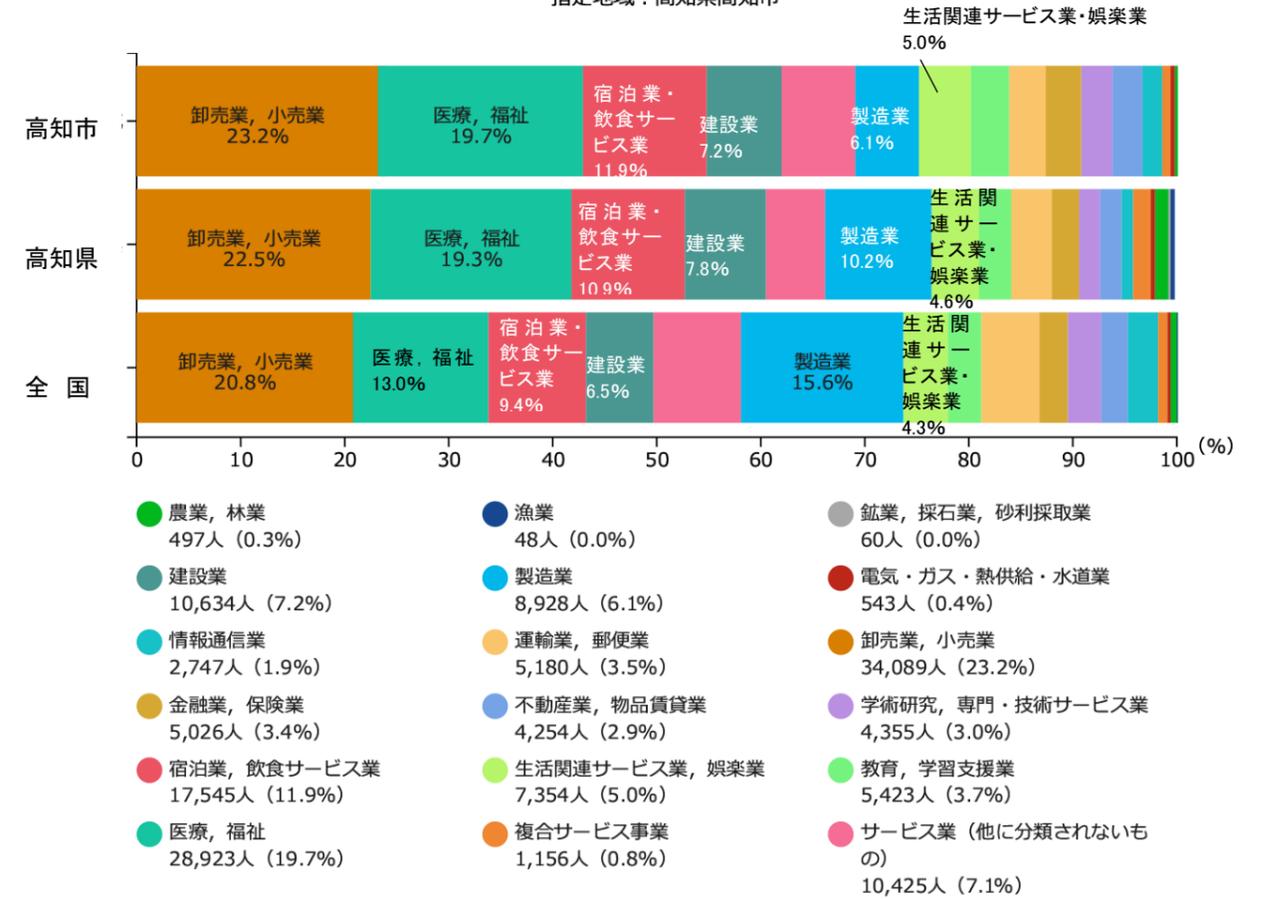
事業所数(事業所単位) 2016年

指定地域：高知県高知市



従業者数(事業所単位) 2016年

指定地域：高知県高知市

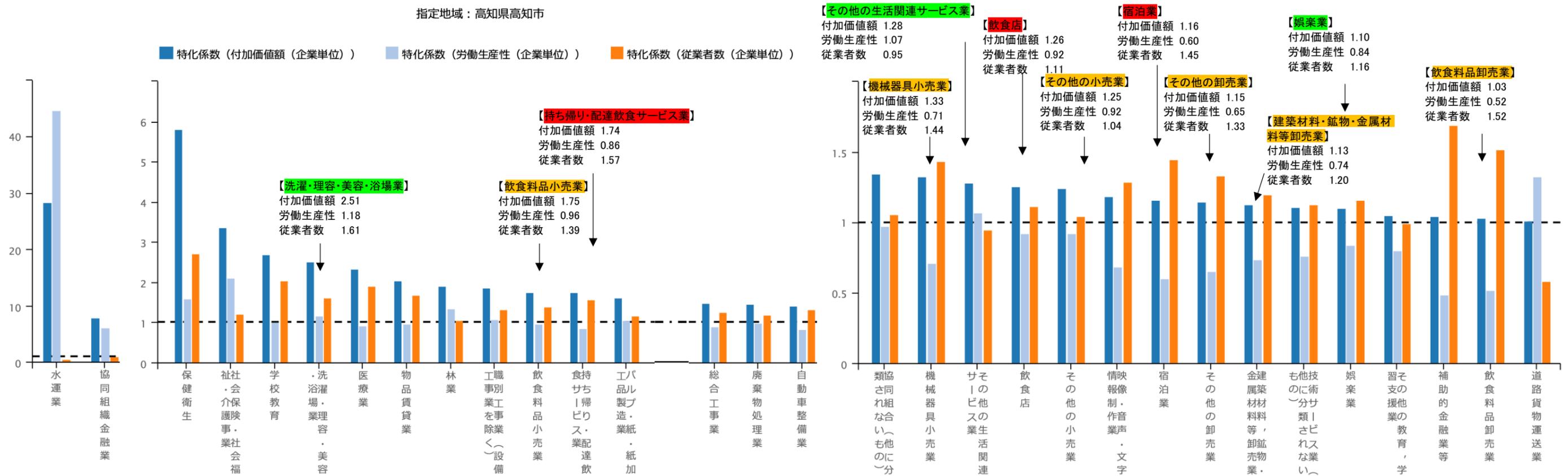


(3) 産業別特化係数

- ・高知市の地域経済循環率は92.4%である中、全業種で付加価値額は全国平均1.0以上となっている。(このことは、高知市内において事業所が集積していることが、生産性の向上をもたらしている状況を示しているものと考えられる。)
- ・事業所数において高知市で上位を占める「卸売業、小売業」(グラフ中の「その他の卸売業」「建筑材料・鉱物・金属材料等卸売業」「飲食料品卸売業」「飲食料品小売業」「機械器具小売業」「その他の小売業」)、「宿泊業、飲食サービス業」(同「宿泊業」「持ち帰り・配達飲食サービス業」「飲食店」)、「生活関連サービス業、娯楽業」(「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」)のうち「娯楽業」では、労働生産性特化係数が全国平均を下回っている。
- ・「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」は、付加価値額特化係数と従業者数特化係数は全国平均を超えている。

産業別特化係数
2016年

指定地域：高知県高知市



特化係数：域内のある産業の比率を全国の同産業の比率と比較したもの。1.0を超えていれば、当該産業が全国に比べて特化している産業とされる。労働生産性の場合には全国の当該産業の数値を1としたときの、ある地域の当該産業の数値。

- ・「特化係数(付加価値額)」=(域内における当該産業の付加価値額÷域内における全産業の付加価値額)÷(全国の当該産業の付加価値額÷全国の全産業の付加価値額)
- ・「特化係数(従業者数)」=(域内における当該産業の従業者数÷域内における全産業の従業者数)÷(全国の当該産業の従業者数÷全国の全産業の従業者数)
- ・「特化係数(労働生産性)」=(域内における当該産業の労働生産性)÷(全国の当該産業の労働生産性)
- ・労働生産性=付加価値額(企業単位)÷従業者数(企業単位)

Ⅲ 戦略プラン策定において踏まえるべき主な視点の整理

法制度

- 中小企業強靱化法（2019年制定）
 - ・「事業継続力強化計画」の認定制度を創設，税制優遇や補助金等の支援措置を講ずる。
- 小規模企業振興基本法（2014年制定）
 - ・個人事業者等小規模企業者が，多様な主体との連携及び協働を推進し，小規模企業者がその経営資源を有効に活用し，着実な事業の運営を確保することを基本原則としている。
- 中小企業基本法（1999年抜本改正）
 - ・中小企業の経営の革新及び創業の促進，経営基盤の強化，経済的社会的環境の変化への適応，資金の供給の円滑化に向けた施策を講じることが国の責務としている。

県条例

- 高知県中小企業・小規模企業振興条例（令和3年4月施行）
 - ・振興の基本理念（第3条要約）
中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組への支援，地域の経済及び雇用に果たす役割への基本的認識，本県の人材，技術，自然その他の資源の活用，経営の規模及び形態への配慮，関係者相互の連携及び協力，全ての県民が活躍できる社会の実現
 - ・施策の基本指針（第11条要約）
経営基盤の強化及び経営の革新を促進，創業の促進及び事業の承継の円滑化，販路等の拡大，資金供給の円滑化，事業活動を担う人材の育成及び確保，地域の活性化及び多様な資源の活用を促進，環境の変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進

市条例

- 高知市中小企業・小規模企業振興条例（令和4年7月施行）
 - 基本方針（第4条）
 - ・新商品開発，新たな販売方式の導入等による経営の革新
 - ・新技術の活用・新たな経営管理方式の導入等による創造的な事業活動の促進及び創業の促進を支援
 - ・生産設備の更新，技能の向上等による経営資源の活用支援
 - ・人材確保，育成及び定着支援並びにキャリア教育の充実
 - ・調査及び研究

国の計画等

- 小規模企業振興基本計画（令和元年策定）
 - ・小規模企業は後継者不足等で廃業傾向，多様な働き方と価値観創造を促進させる新陳代謝，地域のブランド化，地域の多様な主体者と住民が一体となり，コミュニティを支える取組の推進，地域総ぐるみ支援体制と伴走型支援を目指す。
- 第35回「中小企業政策審議会」総会資料（令和4年6月）
 - ・「今後の中小企業政策の方向性・案（全体概観）」として，承継を機とした成長志向企業への変革を後押し，M&A・グループ化の円滑化，創業支援，段階的な直接金融の裾野の拡大，経営者保証に依存しない融資慣行，人材の確保・リスクリング，DXの浸透，地域におけるイノベーション・ハブの整備等

県の計画等

- 第四期高知県産業振興計画（令和4年3月改定）
 - ・「デジタル化」，「グリーン化」，「グローバル化」の視点から，県内外から多くの人材や知恵，資本などを呼び込む。
 - ・関西・高知経済連携強化戦略，観光推進・食品等外商拡大・万博・IR連携の外商強化。
 - ・「食」を前面に出した観光キャンペーンを展開，輸出を見据えた県産品の外商活動を強化。
- 高知県中小企業・小規模企業振興指針（令和4年3月）
 - ・経営基盤の強化及び経営資源の確保，生産性の向上，新たな技術，製品及びサービス等の開発の促進，知的財産の活用及び産官の連携
 - ・創業及び新たな事業の創出の促進，事業の承継の円滑化
 - ・地産外商の強化
 - ・事業活動を担う人材の育成及び確保等

市の計画等

- 高知市総合計画後期基本計画
 - ・地産の環「操業環境整備・地産外商・伝統産業」の推進，「観光魅力創造・インバウンド観光の推進」「事業創出の支援」
- 高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ・地産外商の強化（①農業：競争力のある産地づくり②商業：商店街活性化，経営基盤強化③産業：地産外商の推進④観光：インバウンド観光の推進）と事業創出・企業誘致
- 高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）
 - ・脱炭素社会の実現を目指す。

国・社会の動向

- ・with or after コロナ，ニューノーマルに対応したビジネスモデルへの転換，サプライチェーンの再構築
- ・生産性・企業価値向上のため企業版DXを推進
- ・デジタルシフトによる観光の新しい価値や魅力を創造・発信
- ・事業承継，経営力強化，BCP，レジリエンス強化を促進
- ・サービス産業の高付加価値化
- ・脱炭素社会，カーボンニュートラル
- ・働き方改革，多様化する働き方

県の現状（インフラ整備等）

- ・高規格道路：圏域を東西に結ぶ高規格道路の計画・整備
- ・高知新港：国際物流ターミナル整備，コンテナ船大型化への対応，クルーズ船の受け入れ機能強化等による物流拠点の整備
- ・南海地震への備え：浦戸湾三重防護など国土強靱化の進捗
- ・産業団地の整備：南国日章産業団地，高知布師田団地等の産業団地の整備の進捗

市の現状

- ・高知市の地域経済循環率は，2010年以降90%台を維持している。
- ・第3次産業の付加価値額が突出している。
- ・売上高が最も高い業種が「卸売業，小売業」で，付加価値額も高い。
- ・300人未満の事業所に属する従業者が全体の94.2%であり，全国（85.4%）と比較し1割程度高い割合である。
- ・事業所数で上位を占めるのが「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」であるが，労働生産性で全国平均を下回っている状況がある。

市内事業者の意向等

- 高知市中小企業・小規模企業振興条例策定時アンケート（令和3年）
 - ・事業所の強みとして，「商品の品質」「技術力」を挙げる事業者が多かった。
 - ・経営上の課題として，「労働力不足」「従業員の高齢化」を挙げる事業者が多かった。
 - ・今後の事業展開は，「現状維持」を挙げる事業者が多かった。
 - ・高知市の支援施策は，半数以上の事業者が「利用したことはない」の回答であった。

IV 高知市中小企業・小規模企業振興戦略プランの考え方（たたき台）

■中小企業・小規模企業の課題分野

- 1 経営改善と経営基盤の強化を図る。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、サプライチェーン構造変化等の局面が来ている。
 - ・経営に小回りが利き、果敢に挑戦し易い特性を引き出し、環境配慮や先端技術の導入等が求められている。
- 2 事業の脅威への対応を図る。
 - ・南海地震等の災害や感染症、物価高騰など、様々な脅威への対応が求められている。
- 3 創業・起業の促進を図る。
 - ・消費者ニーズの多様化や個別化に応じた新たな価値の創造が求められている。
- 4 事業拡大・「地産外商」販路拡大を図る。
 - ・事業者の保有する限られた経営資源の中、新商品の開発支援等の推進が求められている。
- 5 人材の確保・育成，就業・雇用環境の取組を図る。
 - ・人材不足の中，多様な人材の確保・定着の取組や雇用環境の充実等が求められている。
- 6 円滑な事業承継の促進を図る。
 - ・経営者の高齢化等の中，円滑な事業承継が求められている。
- 7 地域とのつながりをつくり，地域の持続的発展を図る。
 - ・中小企業・小規模企業が地域と密接につながることで，地域の活性化と地域経済循環率を高めることが求められている。

■条例に即する支援，事業者ニーズ・社会潮流や変化に応じた施策の方向性

- ①経営基盤の強化

AI・ロボット・キャッシュレス化・ビッグデータ・DX・脱炭素等の先端技術導入等を進める事業者への対応も含め，経営革新に取り組む事業者を支援する視点が重要です。
- ②経営への支援

災害や感染症などに対する事業継続のための計画（BCP）策定や，事業者の事業継続に必要な資金調達等を関係機関とともに適切に支援する視点が重要です。
- ③創業・起業の促進

市内で創業を目指す経営者の呼び込みや育成を図り，イノベーションを創出する創業を関係機関とともに促進する視点が重要です。
- ④新商品開発・販路開拓の促進

事業者や地域資源，「食」等が持つ強みを活かし，付加価値の高い商品・サービス等の開発，「地産外商」の販路拡大などを支援するとともに，関係機関との連携強化の視点が重要です。
- ⑤人材育成・人材確保の促進

中小企業・小規模企業の経営者及び従業員の育成，大学等からの人材など，高知の魅力を伝えつつ多様な人材確保に取り組む視点が重要です。
- ⑥事業承継の円滑化

事業承継に関する各種制度等の情報提供や相談窓口の利用促進などにより，事業者の円滑な事業承継を進める視点が重要です。
- ⑦地域内循環の促進

域内の経済循環率を高くするための地域連携，需要と消費を喚起する視点が重要です。

施策の取組（検討中）

①経営基盤の強化

- ・経営指導や相談・各種支援制度の活用促進。
- ・経営セミナーや支援制度の情報提供の充実。
- ・カーボンニュートラルなど公益的価値の高い経営への支援。

②経営への支援

- ・BCP（事業継続計画）等の策定などに関する事業者への支援。
- ・制度融資等の情報提供
- ・活用しやすい制度融資の検討。

③創業・起業の促進

- ・空き店舗活用やチャレンジショップ事業等による起業の促進。
- ・関係機関と連携した，相談や各種支援制度の活用促進。

④新商品開発・販路開拓の促進

- ・関係機関と連携した，新商品開発・新技術開発への支援。
- ・関係機関と連携した，ビジネスマッチング事業への支援。

⑤人材育成・人材確保の促進

- ・関係機関と連携した，経営者や従業員のキャリアアップへの支援。
- ・関係機関と連携した，説明会などマッチングの創出。
- ・新卒者や移住者等多様な人材確保に向けた，関係機関との連携構築と情報発信。
- ・市内の教育機関と連携したキャリア教育の推進。

⑥事業承継の円滑化

- ・高知県事業承継・引継ぎ支援センターなど関係機関との連携強化。
- ・事業承継の普及啓発に向けた相談窓口などの情報提供。

⑦地域内循環の促進

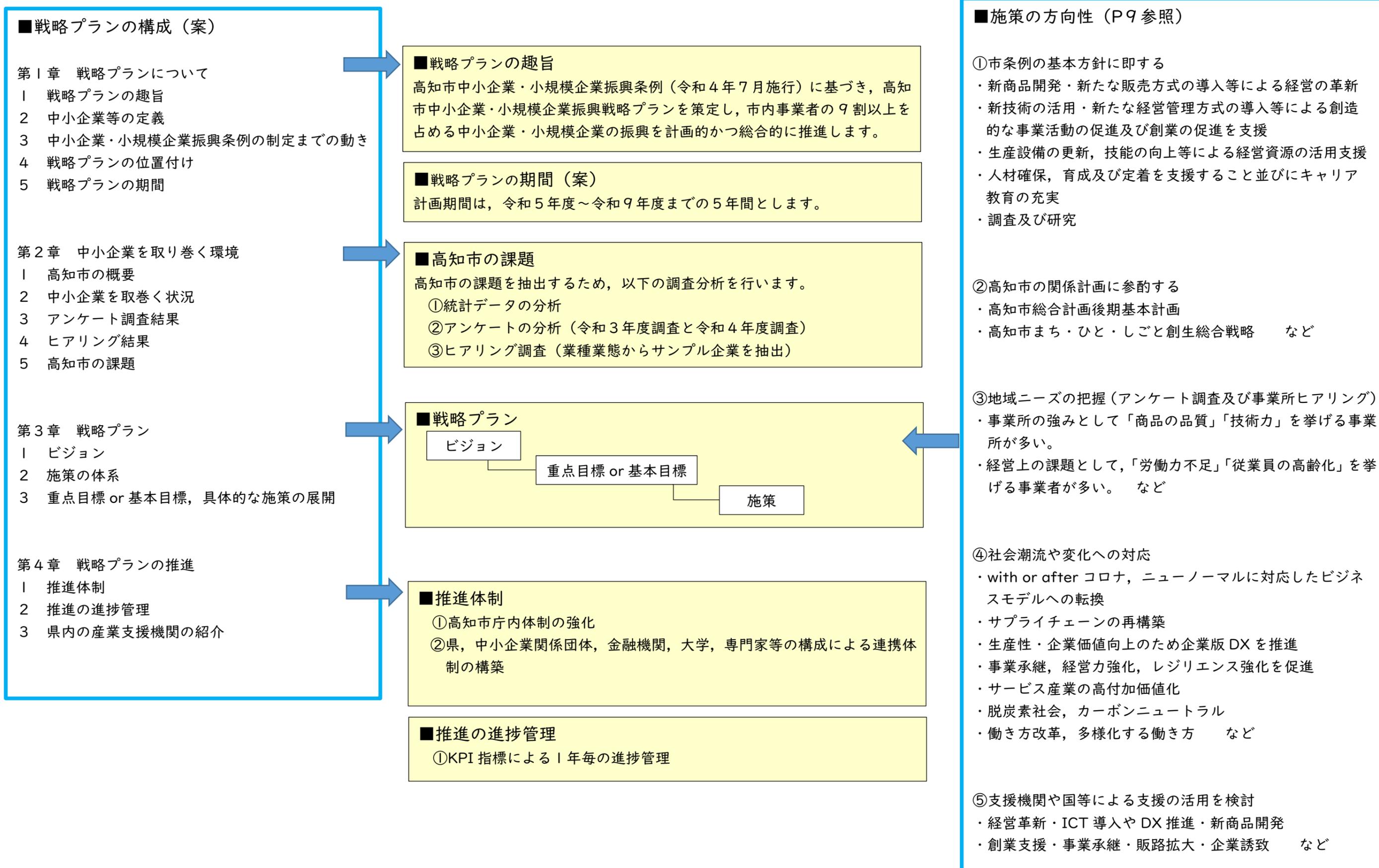
- ・域内調達や公共調達。
- ・商品やサービス等事業者間のマッチング。

達成目標 KPI の設定

- ①計画最終年度評価
 - ：総合計画や総合戦略のKPIによる
- ②単年度評価：戦略プランにおいてKPI設定



V 高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン策定の構成（たたき台）



VI アンケート調査の予定について

1 アンケート調査の目的等

■コロナ禍や物価高が高知市の事業者に与えている影響を把握する。

新型コロナウイルスの感染拡大は事業者に影響を及ぼしています。また、世界的インフレが進む中ウクライナ情勢に端を発し、多くの資源が高騰しており、中小企業等のサプライチェーン等を直撃していると思われます。

本アンケート調査では、コロナ禍以前と現在の経営状況を比較することにより、高知市の事業者がどのような影響を受けているかを測ります。

■高知市の事業者の現状と必要な施策を把握する。

令和3年「高知市中小企業振興条例策定に向けたアンケート調査」では、事業展開の項目において、「現状維持」と回答した事業者が71.1%と最も多くなっています。そのため、高知市の事業者の現状と「拡大する」ためには何が必要かを把握し、状況に合わせた施策の検討につなげていきます。

■今後想定される課題分野の動向についても把握する。

計画策定にあたり、取組が必要となると考えられるDXやBCP策定、インバウンドなどの課題も把握します。

2 アンケート調査の対象等

・調査対象：市内事業者 約1,600者

・実施時期：令和4年11月初旬発送予定

3 アンケート調査項目

設問項目	設 問
事業所について	1. 事業所の事業形態 2. 事業所業種 3. 事業所事業内容（自由記述） 4. 事業所の代表者年齢 5. 事業所の従業員数 6. 事業所の資本金 7. 事業所の創業年 8. 販売先・仕入れ先の取引割合（高知市内・高知県内・県外・海外）
事業所の経営状況	9. 新型コロナウイルス感染症拡大前と現在の売上傾向 10. 問9の売上傾向と新型コロナウイルス感染症拡大との関連性 11. 問9の売上傾向と原油高・物価高との関連性 12. 新型コロナウイルス関連融資（無利子・無担保の民間金融機関による融資や、マル経融資別枠、政府系金融機関による融資など）の利用状況 13. 新型コロナウイルス感染症拡大前と現在の主な経営上の課題
今後の事業展開	14. 2022年4月以降に新たに開始した、または実施することを予定・検討している取組 15. 今後の事業展開について 16. 事業拡大の予定 17. 事業の縮小・休廃業の理由 18. 市外・県外へ移転する理由
人材採用	19. 今後新たに採用したい人材
支援施策	20. 高知市に今後期待する支援策
DX	21. デジタルツールの活用状況
BCP等の策定	22. BCPや事業継続力強化計画の策定状況について 23. BCPまたは事業継続力強化計画で想定している事態
インバウンド	24. インバウンド関係で望む支援
その他	25. 自由記述

○高知市中小企業・小規模企業振興条例

(令和4年7月1日条例第33号)

前文

高知市は、北は険しい山々、南は雄大な太平洋に挟まれ、それを幾つもの河川がつなぐ四季の移ろいが感じられる自然の恵みを背景に、県内の人と企業が集積する中核都市として独自の産業構造を紡いできた。

高温多雨な気候で育つ色とりどりの野菜や、黒潮の流れで運ばれる脂の乗ったカツオが食卓を彩り、土佐のおきやく文化を代表する皿鉢料理や、江戸時代から続く街路市など良質な食文化が存在する全国でも有数の観光都市として知られる。

戦後の不況の中で市民の健康と商業の発展を祈願して始まったよさこい祭りは、鳴子のリズムに乗って老若男女がエネルギーに舞う姿に魅せられ、今や国内外から踊り子や見物人が訪れる日本を代表する祭りへと成長した。

自然や歴史に育まれ、坂本龍馬を筆頭に気さくであけっぴろげな土佐人気質は、全国に誇る商業都市の礎として産業の発展を支えてきた。

その中であって、市内の企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の経済と雇用を下支えし、地域社会の担い手として、高知市の発展と市民生活の向上に寄与してきた。

しかしながら、これから先、少子高齢化の進展で、市場規模の縮小や労働力人口の減少がもたらされることで、経済を取り巻く環境は厳しさを増すことが予測される。

中小企業・小規模企業を振興し、経済の持続的な成長と市民生活の向上を図るためには、中小企業者及び小規模企業者の自助努力とともに、市、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が一体となって中小企業・小規模企業の事業活動を支えることで、地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまちは高知市の実現に向けた取組が必要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を高知市の重要な課題と位置付け、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内(以下「市内」という。)に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 中小企業者及び小規模企業者の総称をいう。
- (4) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会、中小企業家同友会その他中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であって、市内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合等の金融機関及び信用保証協会をいう。
- (6) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校並びに研究機関をいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校その他職業に必

要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

- (8) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者及び市内に事務所等を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (9) 経営の革新 法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (10) 創造的な事業活動 法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。
- (11) 経営資源 法第2条第4項に規定する経営資源をいう。
- (12) キャリア教育 一人一人の社会的及び職業的自立に向け、必要な基盤となる能力及び態度を育てることを通して、職業能力の発達を促す教育をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本市経済の発展及び雇用の機会の創出を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が相互に連携して推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が次代を担う若者を始めあらゆる人の働く場として魅力あるものとなるよう推進されなければならない。
- 5 中小企業・小規模企業の振興は、特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業者の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(基本方針)

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業・小規模企業の振興のための施策（以下「振興施策」という。）を実施するものとする。

- (1) 市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等との連携及び協力を推進すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の新商品の開発、新たな販売方式の導入等による経営の革新を支援すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の新技術の活用、新たな経営管理方法の導入等による創造的な事業活動の促進及び創業の促進を支援すること。
- (4) 中小企業・小規模企業の生産設備の更新、技能の向上等による経営資源の活用が活性化されるよう支援すること。
- (5) 中小企業・小規模企業の事業活動に必要な人材の確保、育成及び定着を支援すること並びにキャリア教育の充実を支援すること。
- (6) 中小企業・小規模企業の振興を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、基本方針に基づき、振興施策を定め、周知し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合は、本市の経済の発展及び雇用の安定に資するよう中小企業・小規模企業の受注の機会の増大に努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 自主的な努力による経営改善、技術の高度化等を通じて経営基盤を強化すること。
- (2) 自らの社会的責任を認識し、本市経済の発展及び市民生活の向上に貢献すること。

(3) 市、中小企業関係団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力すること。

(4) 大学等との連携により新産業を創出し、及び専門的技術を有する人材を育成すること。

(5) 他の中小企業・小規模企業により生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用するほか、他の中小企業・小規模企業と連携し、及び協力すること。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫による取組を支援するよう努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、市等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が自主的に経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(大学等及び教育機関等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、自らの研究に努めることで、新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、職場体験活動、職業体験その他の社会的及び職業的に自立するために必要な資質及び能力を育成するキャリア教育の充実に努めるものとする。

(市民等の理解及び協力)

第10条 市民等は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展、雇用の機会の創出及び市民生活の向上に果たす役割の重要性について理解を深め、市内で生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用することにより、中小企業・小規模企業の健全な育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興戦略プラン)

第11条 市長は、基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）を策定するものとする。

2 戦略プランには、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、戦略プランの策定に当たっては、中小企業・小規模企業その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、戦略プランを策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。

5 市長は、中小企業・小規模企業を取り巻く環境の変化を勘案し、及び振興施策の効果を検証し、おおむね5年ごとに戦略プランに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

6 市長は、戦略プランに基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

7 第3項及び第4項の規定は、第5項の規定による戦略プランの変更について準用する。

(財政上の措置)

第12条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(高知市中小企業・小規模企業振興審議会)

第13条 中小企業・小規模企業の振興に関する重要事項を審議するため、高知市中小企業・小規模企業振

興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、中小企業・小規模企業の振興の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第14条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(1) 中小企業・小規模企業の振興に関し、専門的な知識を有する者

(2) 中小企業関係団体の役職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○高知市中小企業・小規模企業振興審議会規則

(令和4年7月1日規則第95号)

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市中小企業・小規模企業振興条例（令和4年条例第33号）第14条第5項の規定に基づき、高知市中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提供その他の協力等)

第4条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、商工観光部産業政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開催される会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(仮称)高知市中小企業振興条例の策定に向けた
アンケート調査の結果について

令和3年11月
商工観光部

1 アンケート調査の目的

令和4年度の制定を目指している「(仮称)高知市中小企業振興条例」の検討にあたり、市内事業者の実情や意見等を把握するために実施したものの。

2 アンケート調査の内容

(1) 実施期間

令和3年7月30日(金)～令和3年8月12日(木)

(2) 調査方法

- 配布方法：郵送による
- 回答方法：郵送又はWEBによる

(3) 送付先

市内事業者 1,540 者

(4) 回答数

683 者 (回答率 44.4%)

内	郵送回答	569 者
訳	WEB回答	114 者

(5) 調査結果の記載について

- ・無回答であったものは、回答数に算入していない。
- ・グラフの構成比は、小数点以下第2位を切り捨てているので、合計しても100にはならないことがある。

3 アンケート調査の結果について

今回のアンケートは、市内事業者1,540者を対象に、全27問からなる幅広い内容にわたる調査を行い、44.4%にあたる683者より回答をいただいた。市内事業者の業況や経営に関する課題、本市に望む支援施策などが可視化され、時宜にかなった支援施策を実施することが必要であると分かった。

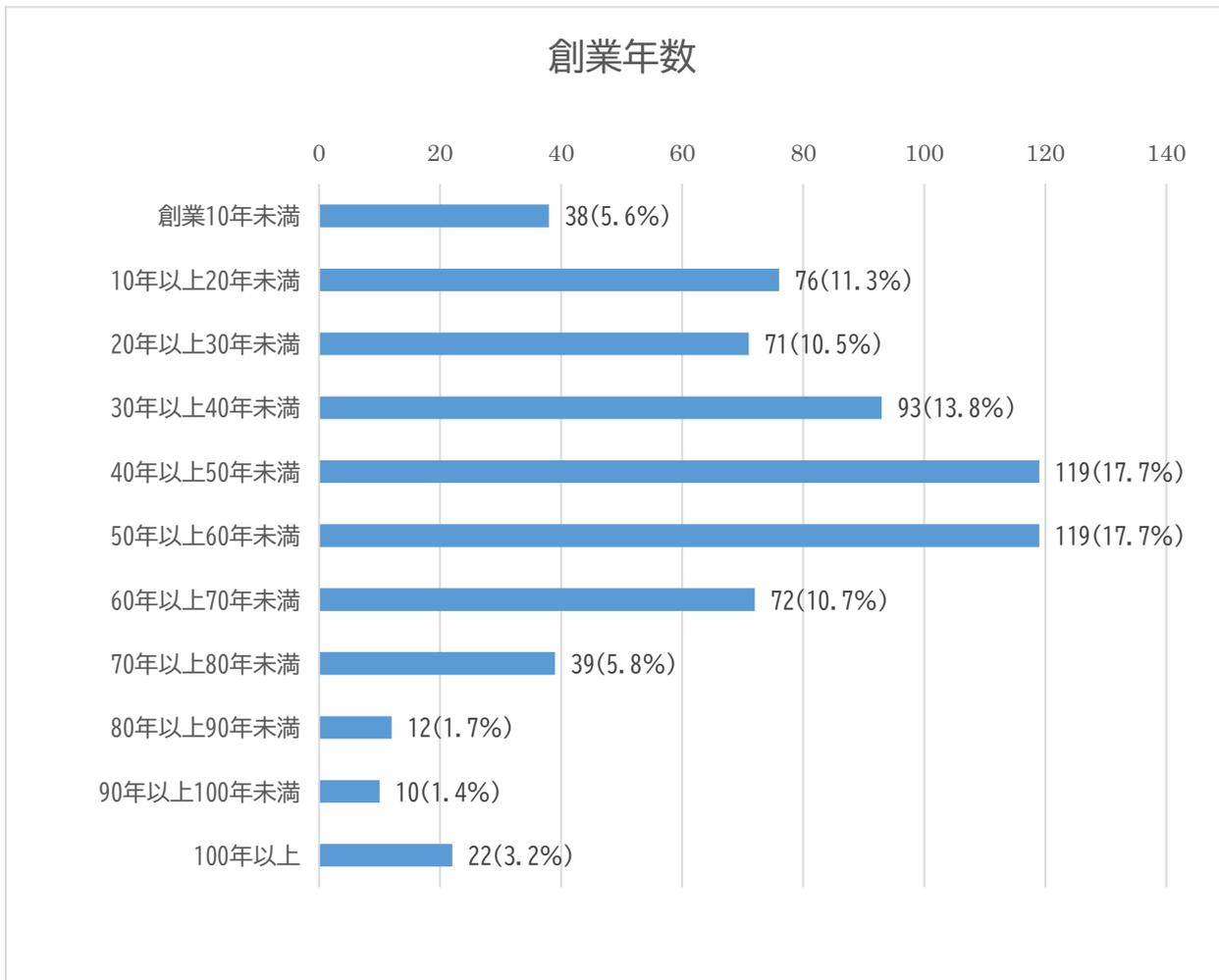
コロナ禍で大変な時期に、たくさんの事業者から率直なご意見を頂戴することができた。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

3 アンケート結果

【問2】創業年数について

創業年数については、「創業40年以上50年未満」及び「創業50年以上60年未満」がそれぞれ119者（17.7%）と1960～70年代に創業した事業者が最多であった。

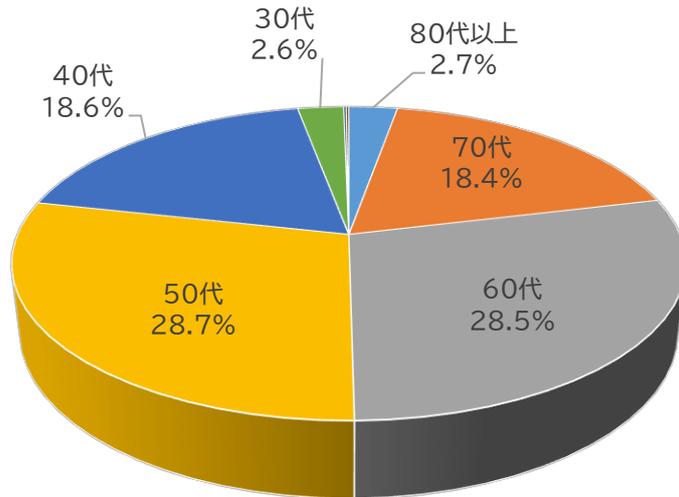
回答いただいた事業者の中には創業年数が100年を超える企業が22者あった。（N=671）



【問3】代表者の年齢について

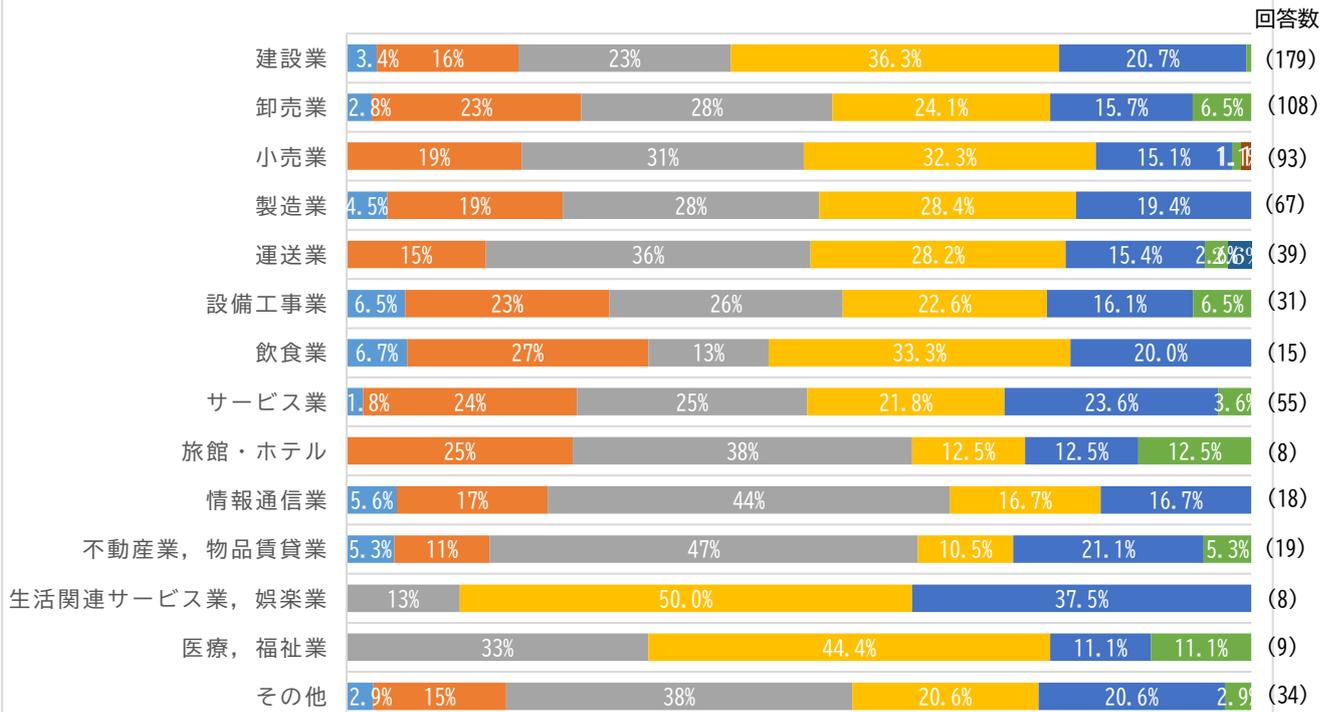
代表者の年齢について最も多かったのが「50代」で全体の28.7%，次いで「60代」の28.5%，「40代」の18.6%となった。「20代」が代表者の企業も1者あったが、50歳以上の代表者が全体の8割近くを占める結果となった。(N=682)

代表者の年齢



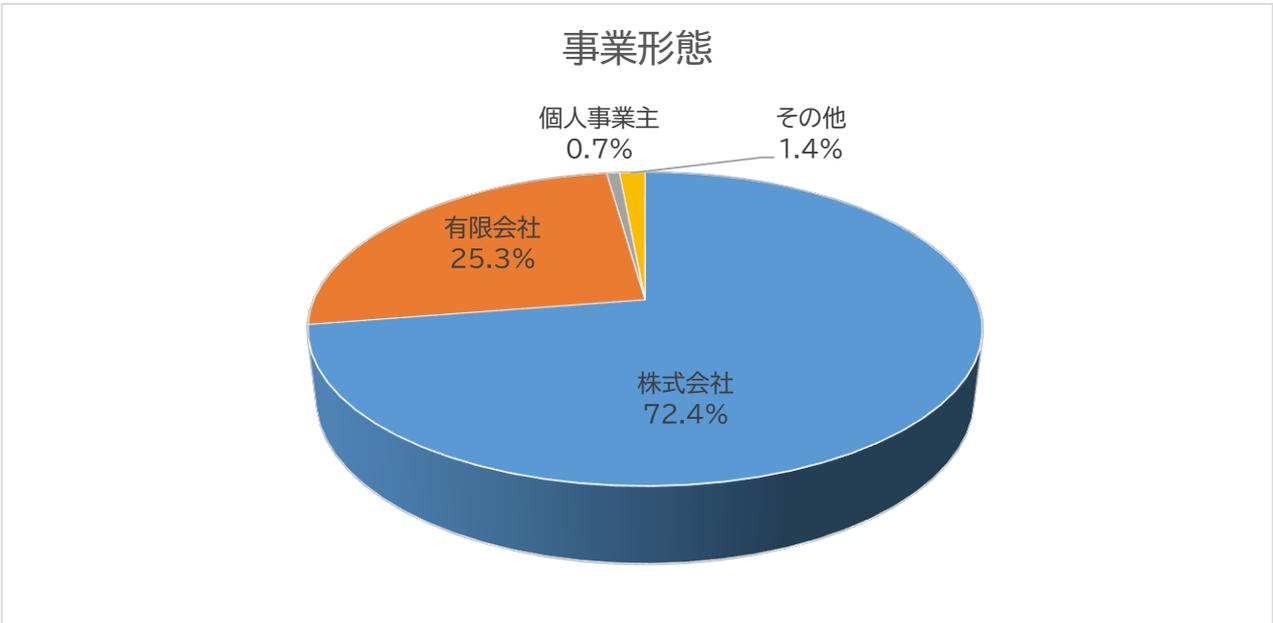
代表者の年齢

■80代以上 ■70代 ■60代 ■50代 ■40代 ■30代 ■20代以下 ■無回答



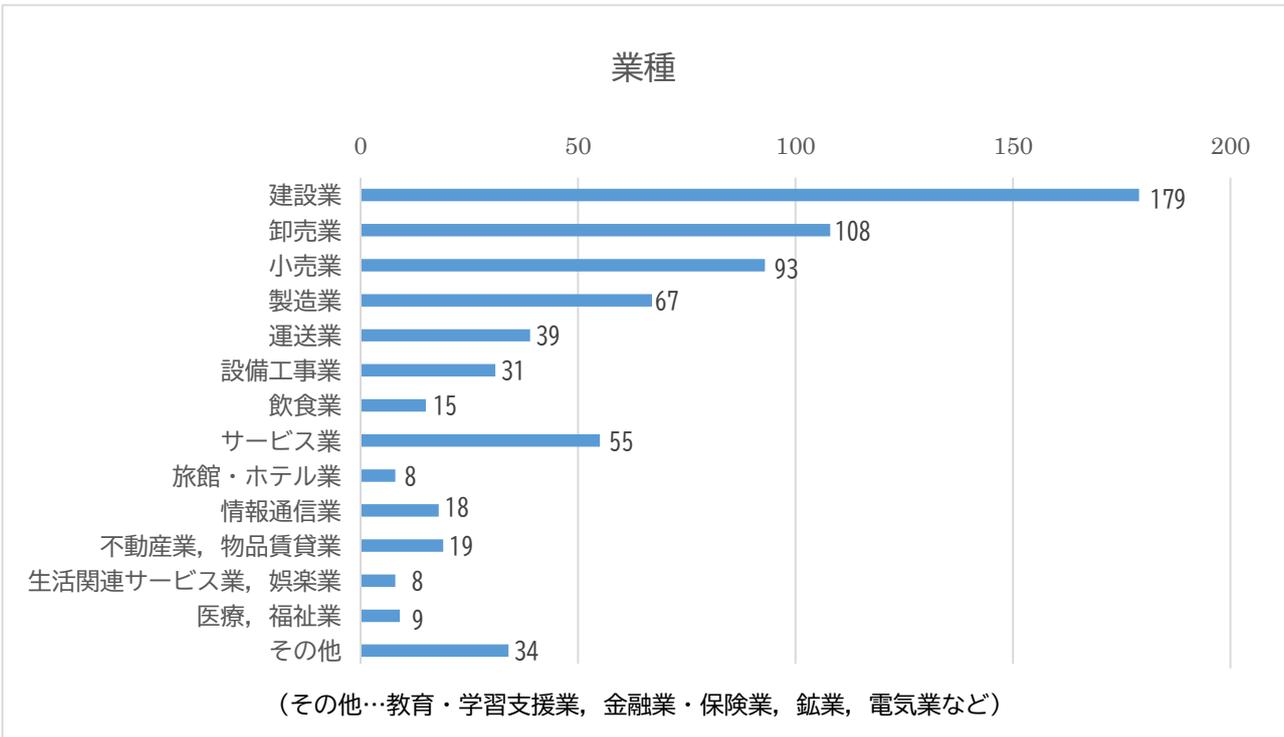
【問4】事業形態について

事業形態は、「株式会社」が72.4%、「有限会社」が25.3%と法人が全体の約98%を占める結果となった。(N=683)



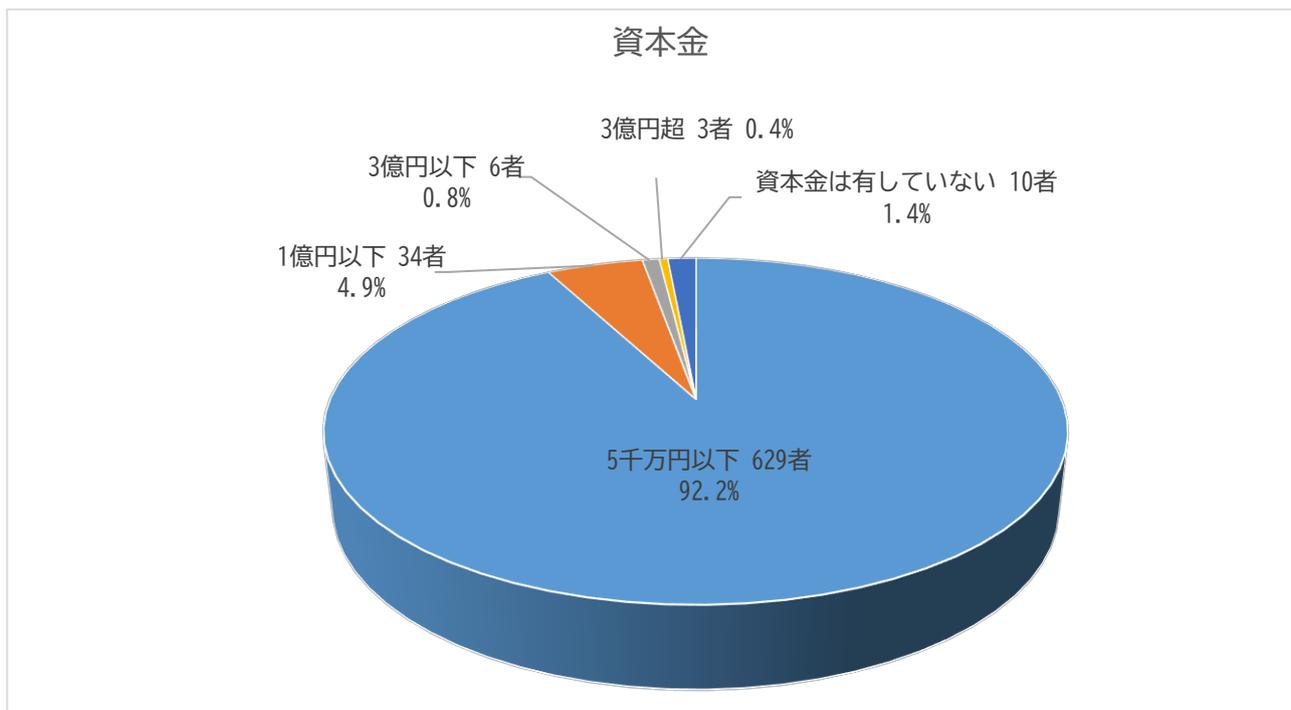
【問5】業種について

アンケート回答事業者を業種別に分類したところ、最も多かったのが「建設業」で179者、次いで「卸売業」108者、「小売業」93者であった。(N=683)



【問6】 資本金について

資本金を有している事業者は 672 者で、うち 92.2%が 5,000 万円以下であった。1 億円以上有していると回答した事業者は 9 者であった。(N=682)



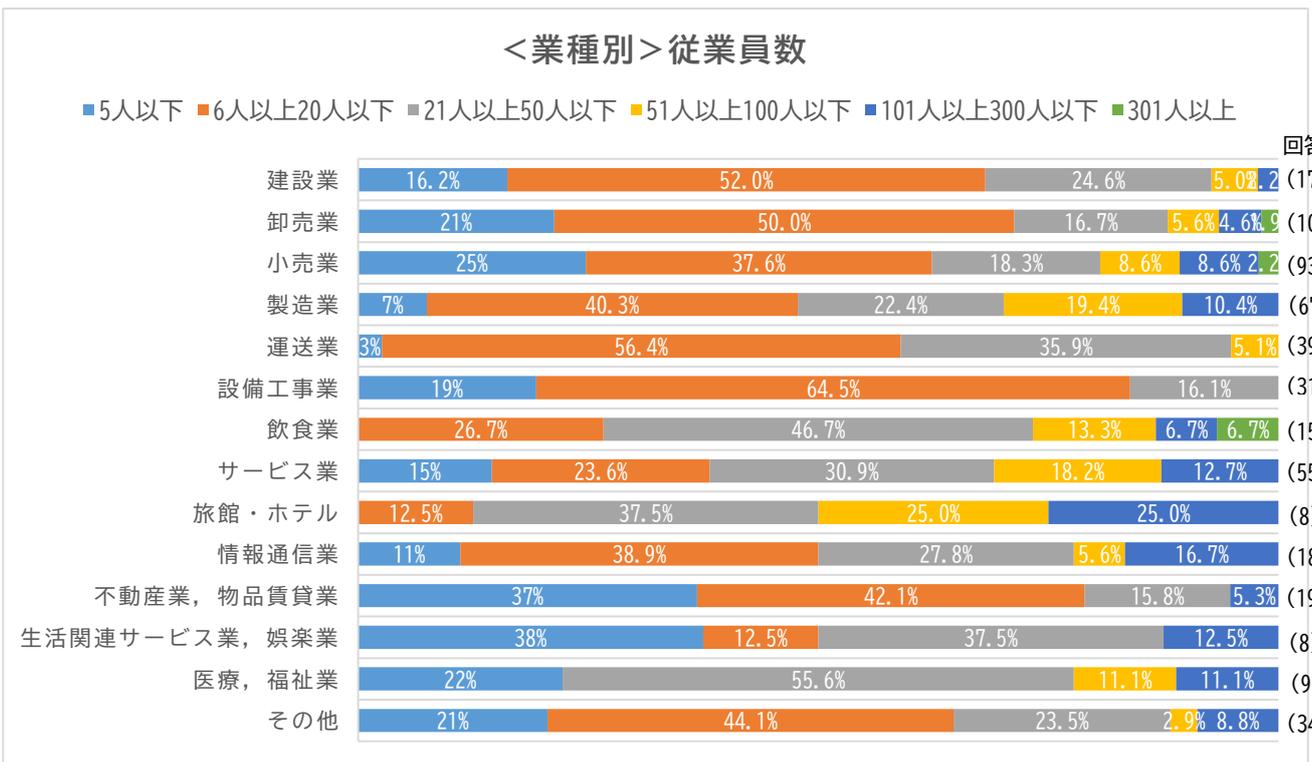
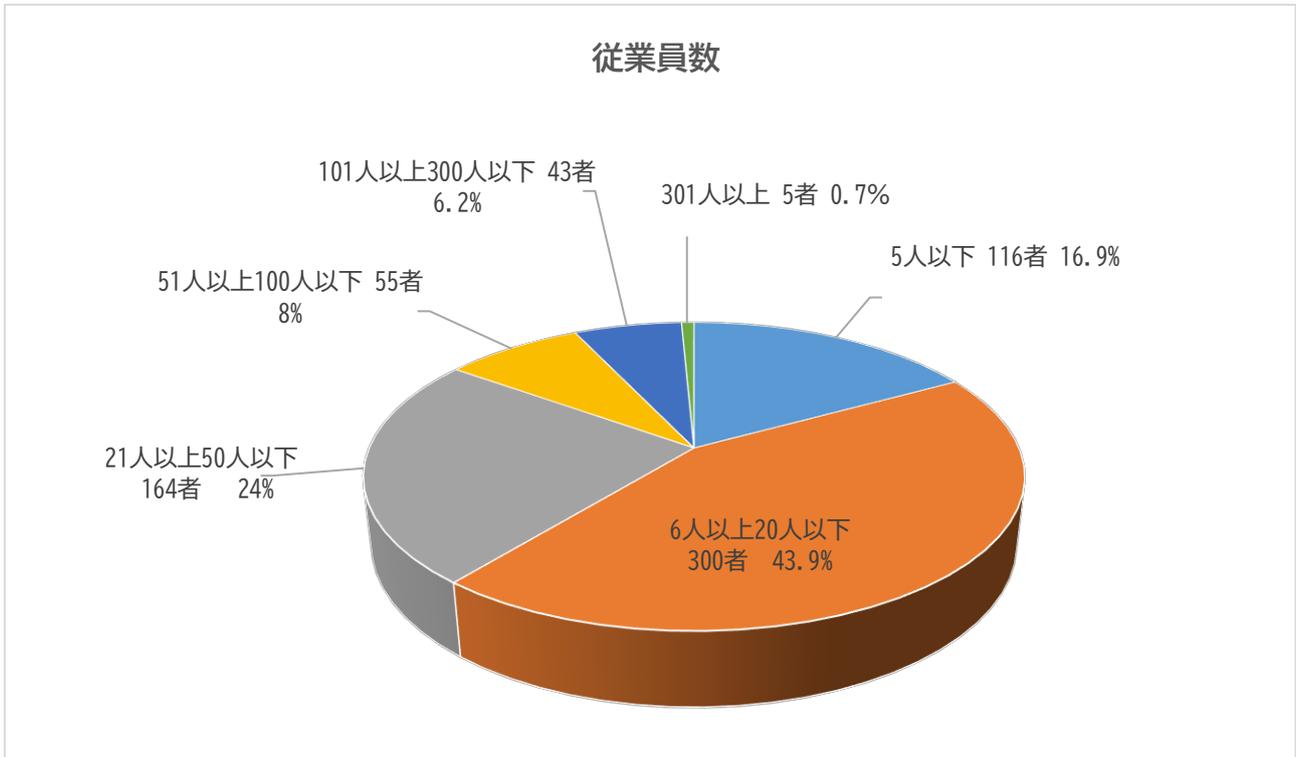
【参考資料：中小企業者の定義】

(中小企業基本法第2条第1項の規定による)

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下	5人以下

【問7】従業員数について

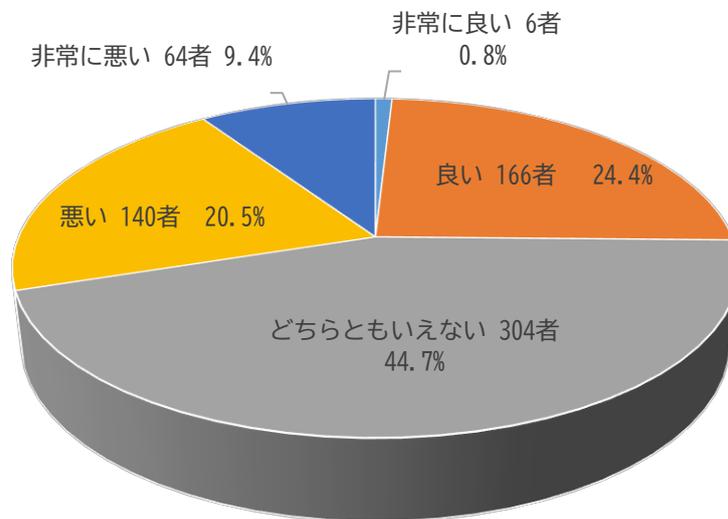
従業員数については、「6人以上20人以下」が最も多く43.9%、次いで「21人以上50人以下」の24%、「5人以下」の16.9%となった。「20人以下」の小規模な事業者が全体の6割を占める結果となった。(N=683)



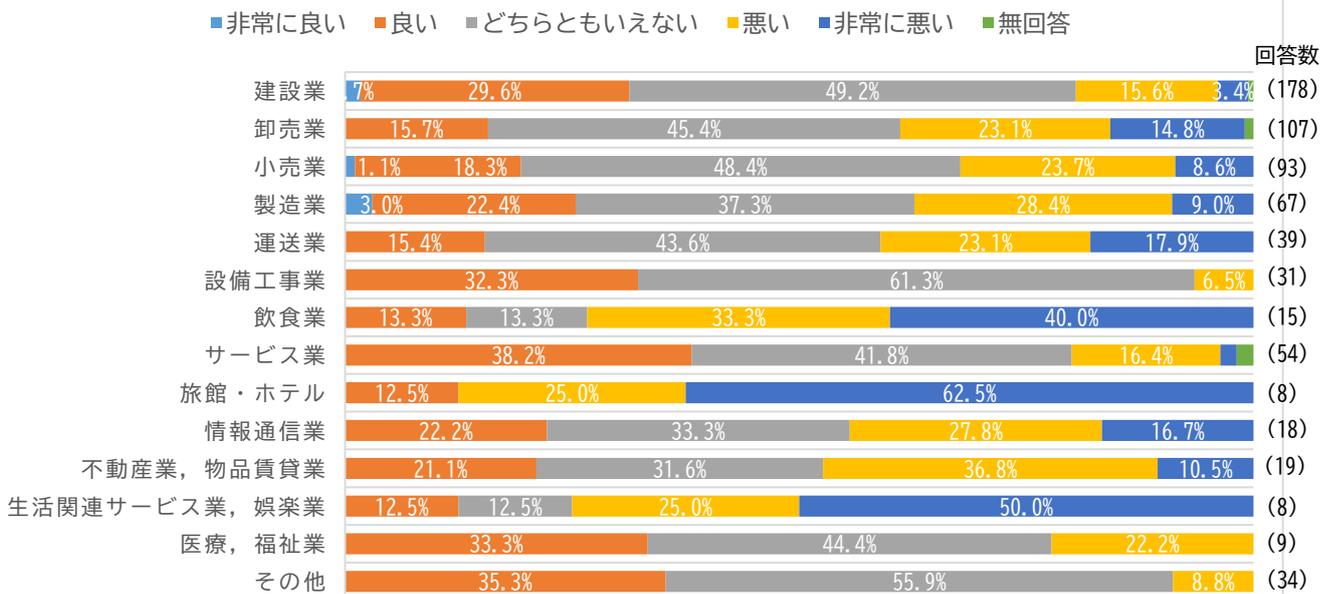
【問8】最近の業況について

コロナ禍における最近の業況については、「良い」「非常に良い」が172者(25.2%)、「悪い」「非常に悪い」が204者(29.9%)、「どちらともいえない」が304者(44.7%)であった。しかし、飲食業は73.3%が、旅館・ホテル業は87.5%が「悪い」「非常に悪い」と答えており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を最も受けていることがうかがえる結果となった。一方で、建設業、設備工事業、サービス業、その他については、「悪い」「非常に悪い」を合計した割合が20%以下で、他の業種に比べ、コロナ禍であっても業況は落ち着いており、二極化の傾向が見られた。(N=680)

最近の業況



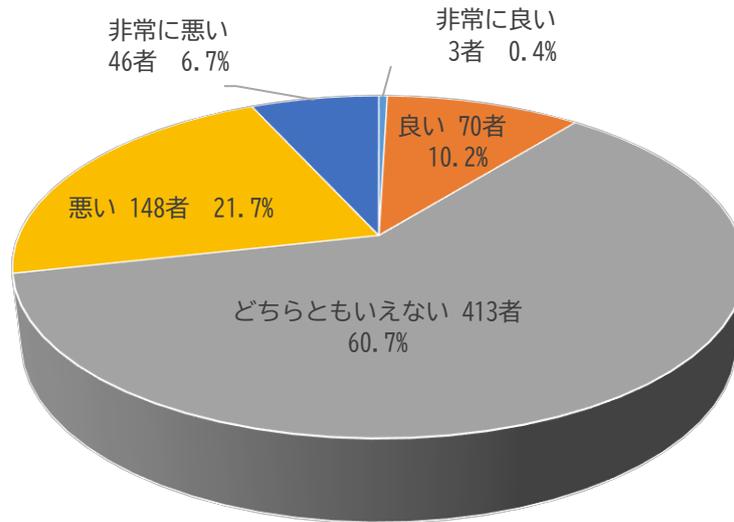
<業種別>最近の業況



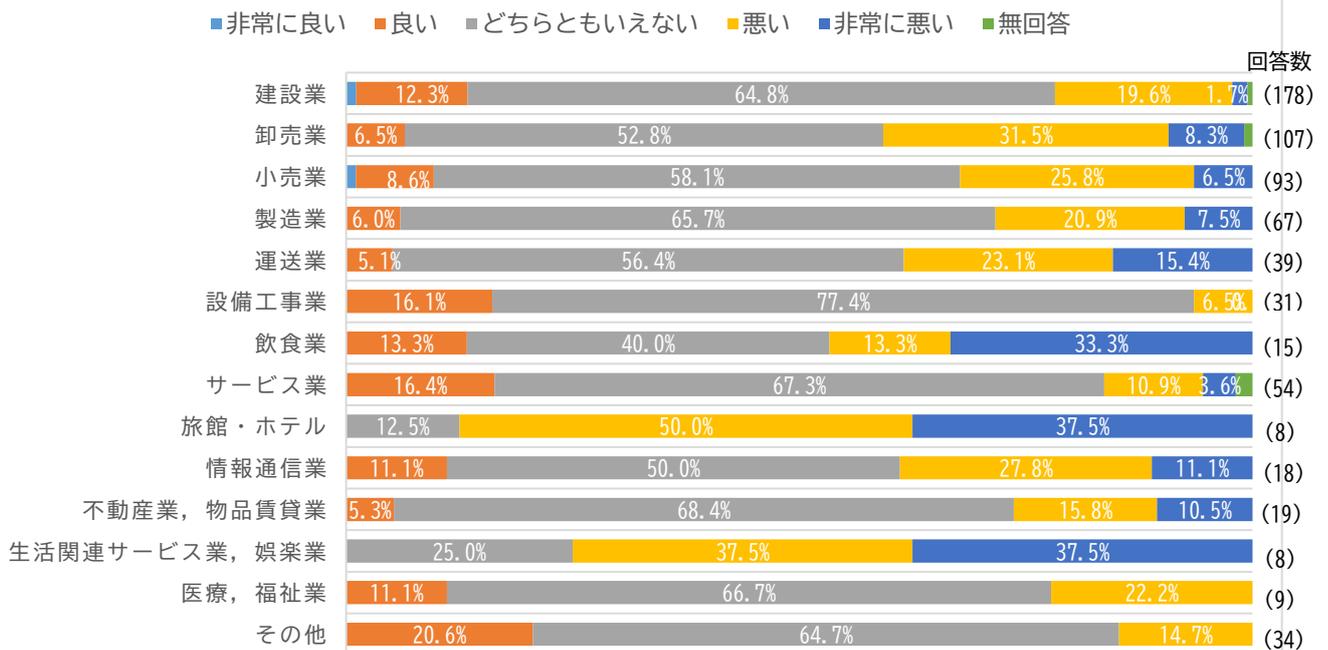
【問9】今後の業況の見通しについて

今後の業況の見通しについては、6割以上の事業者が「どちらともいえない」と回答しており、コロナ禍の影響を最も受けた旅館・ホテル業は、「悪い」「非常に悪い」が87.5%に上った。問8の「最近の業況」との比較では、すべての業種で「非常に良い」「良い」の割合が低下し、ほとんどの業種で「非常に悪い」「悪い」の割合がほぼ横ばいとなっており、将来見通しを厳しく見ている傾向がうかがえる。(N=680)

今後の見通し

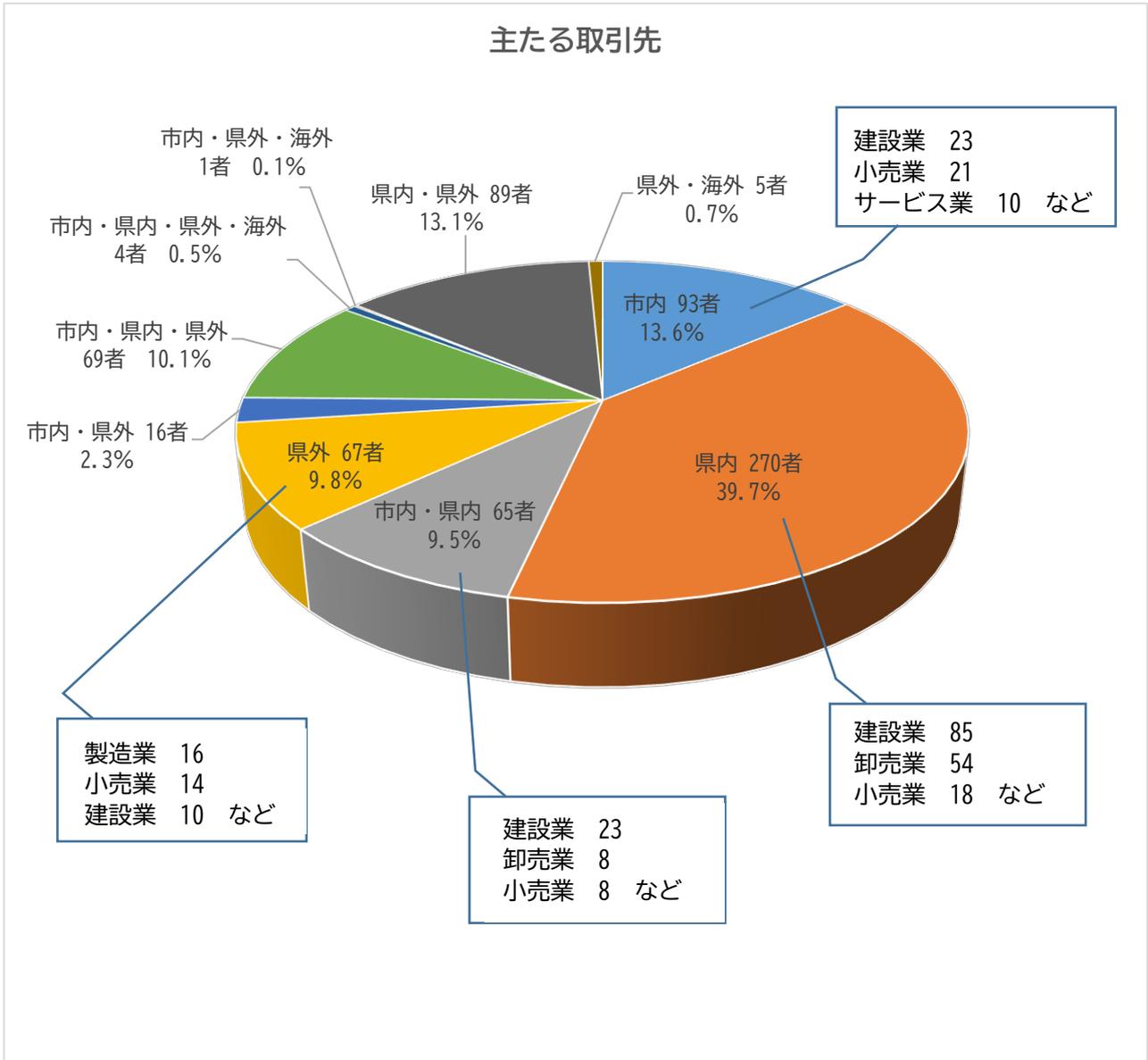


<業種別>今後の見通し



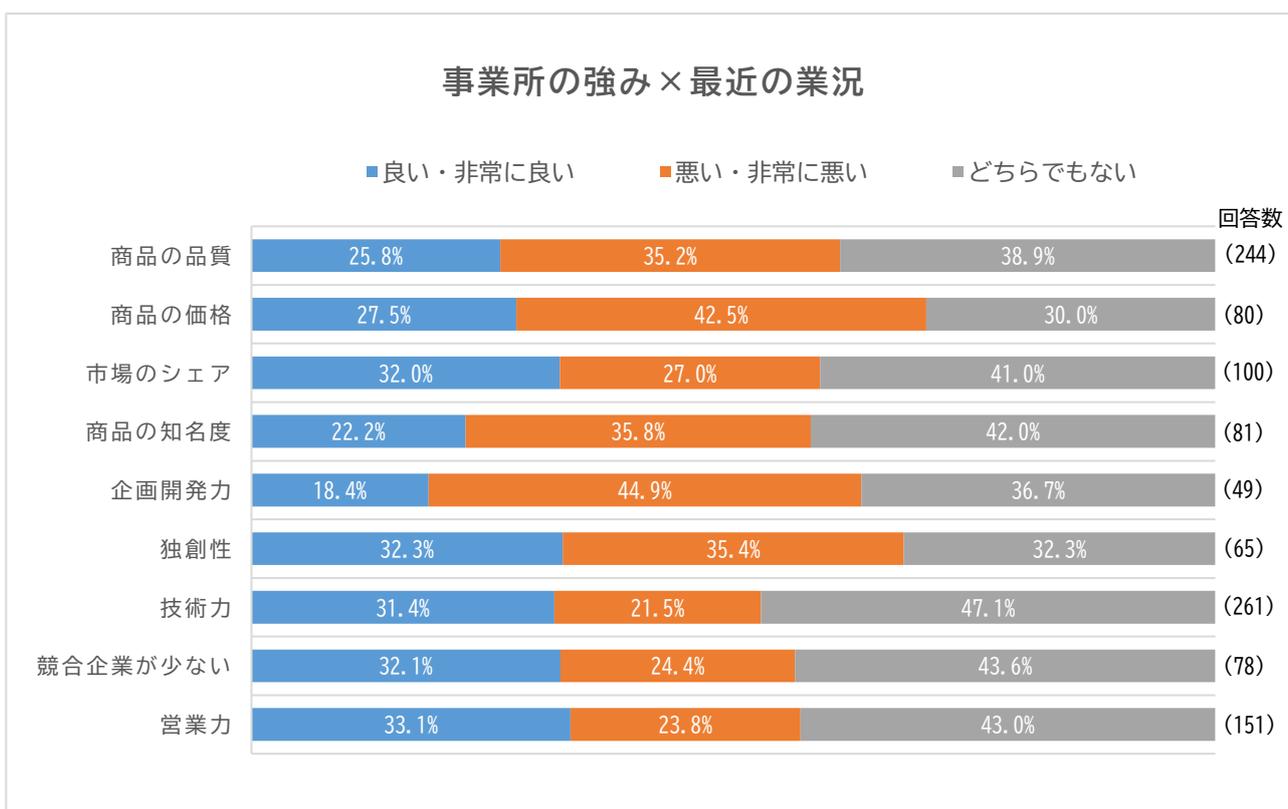
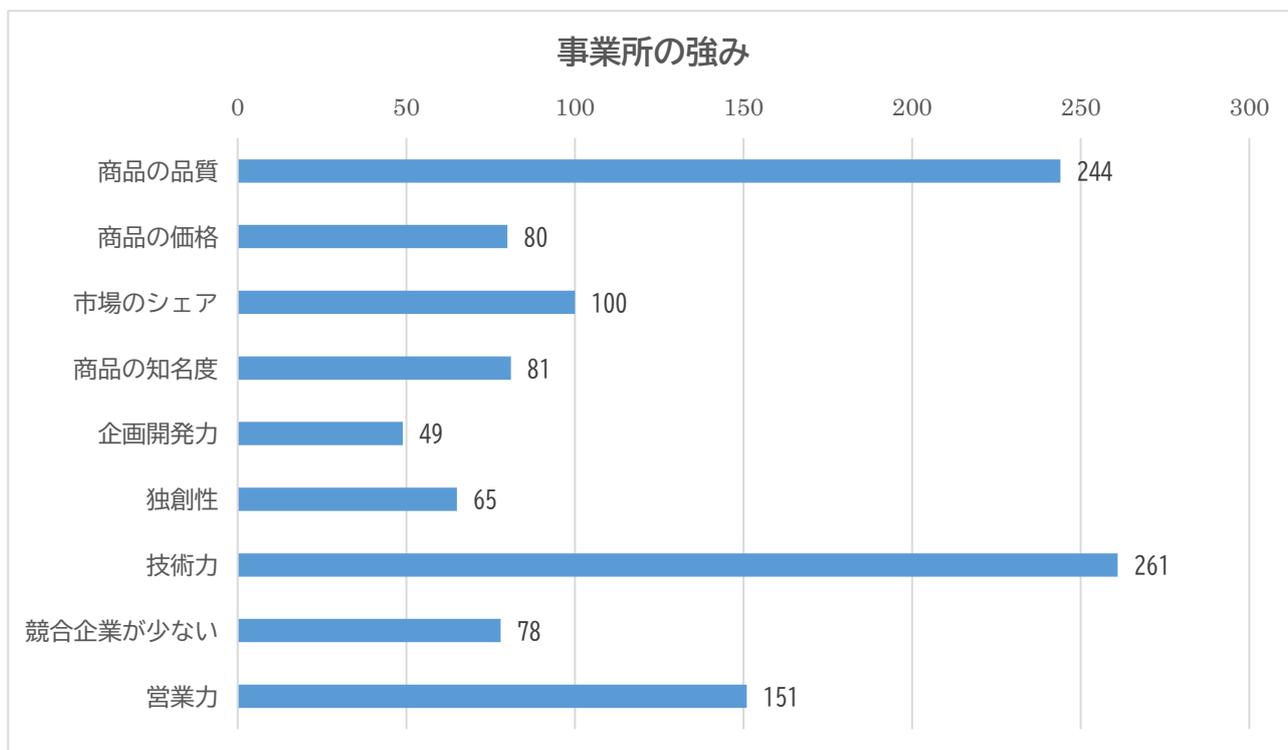
【問 10】 主たる取引先について（複数選択可）

主たる取引先は、「市内」が 13.6%、「県内」が 39.7%、「市内」「県内」が 9.5%で、全体の 6 割以上が市内または県内を主たる取引先としていた。また、「海外」と取引があると回答した事業者は 10 者と少数で、取引国は、タイ、シンガポール、中国、韓国、米国などであった。（N=679）



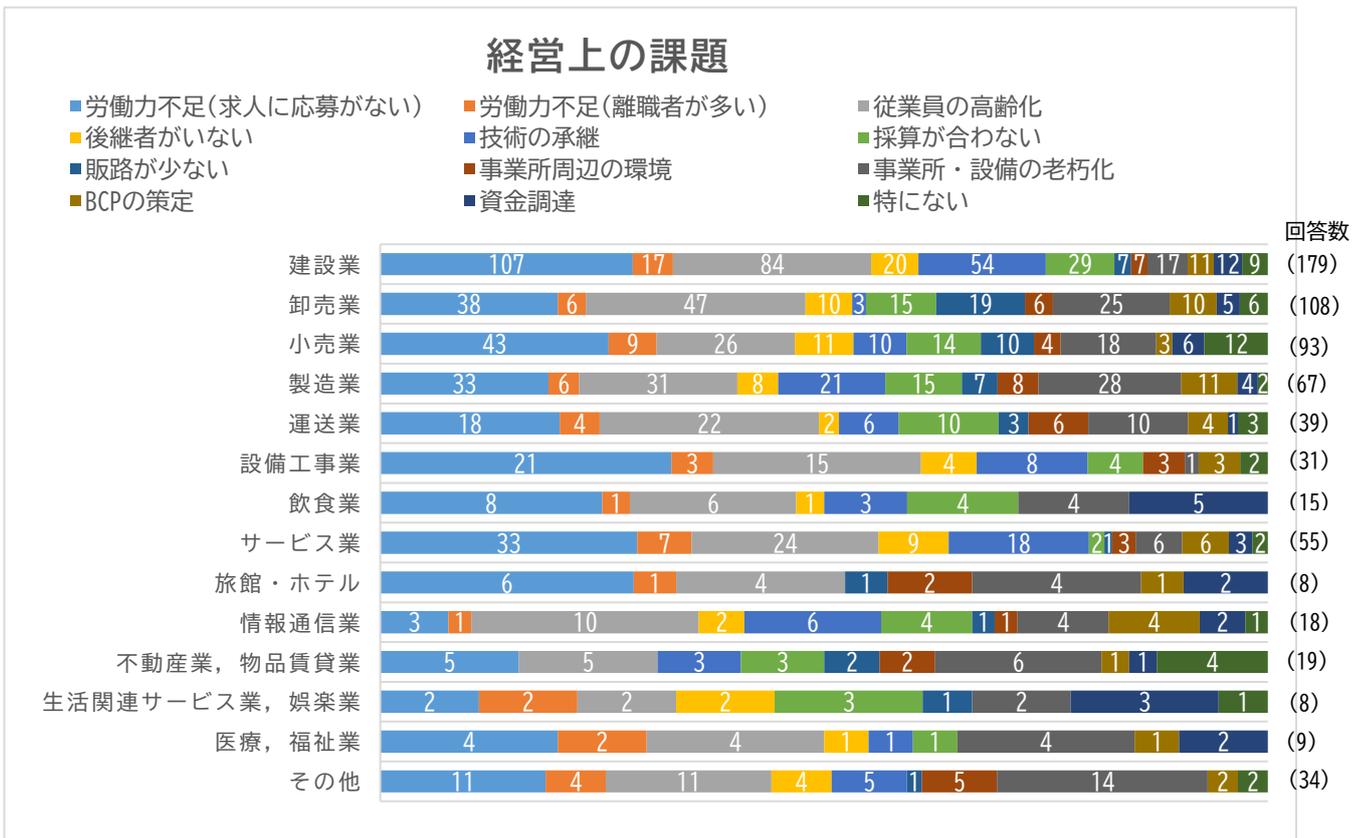
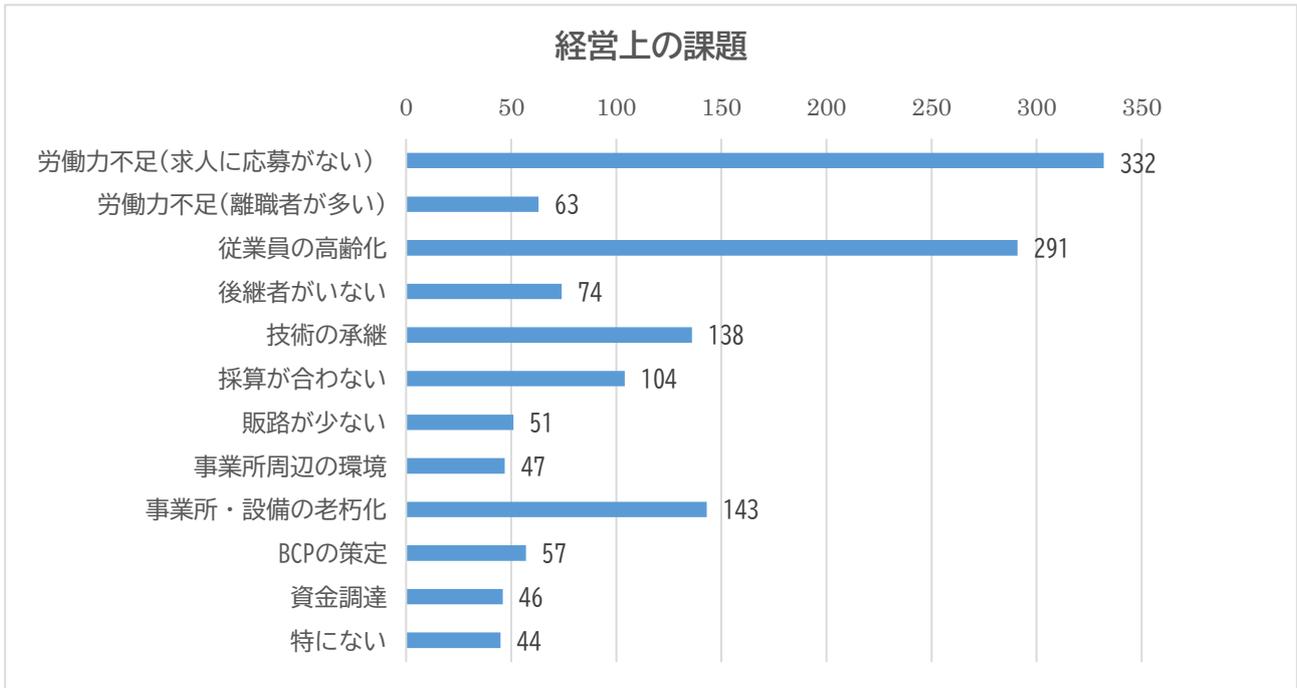
【問 11】 事業所の強みについて（複数選択可）

事業所の強みについて「商品の品質」と答えた事業者が 244、「技術力」と答えた事業者が 261 と、高い技術力や商品の品質に自信を持っている事業者が多いことが分かった。また、「事業所の強み」の内容が「最近の業況」に影響するかを検証したところ、いずれとも構成比に大きな差異は見られなかった。（N=642）



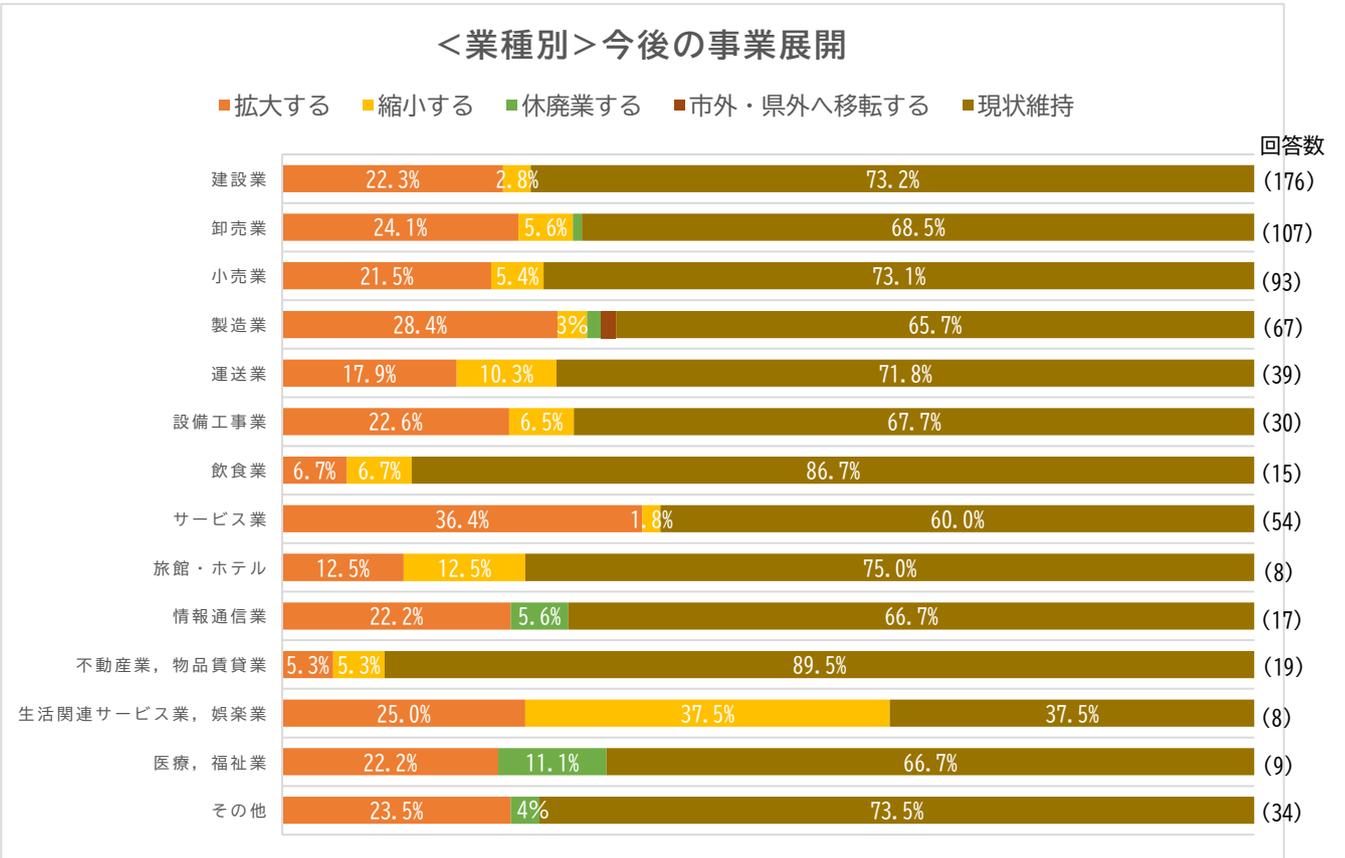
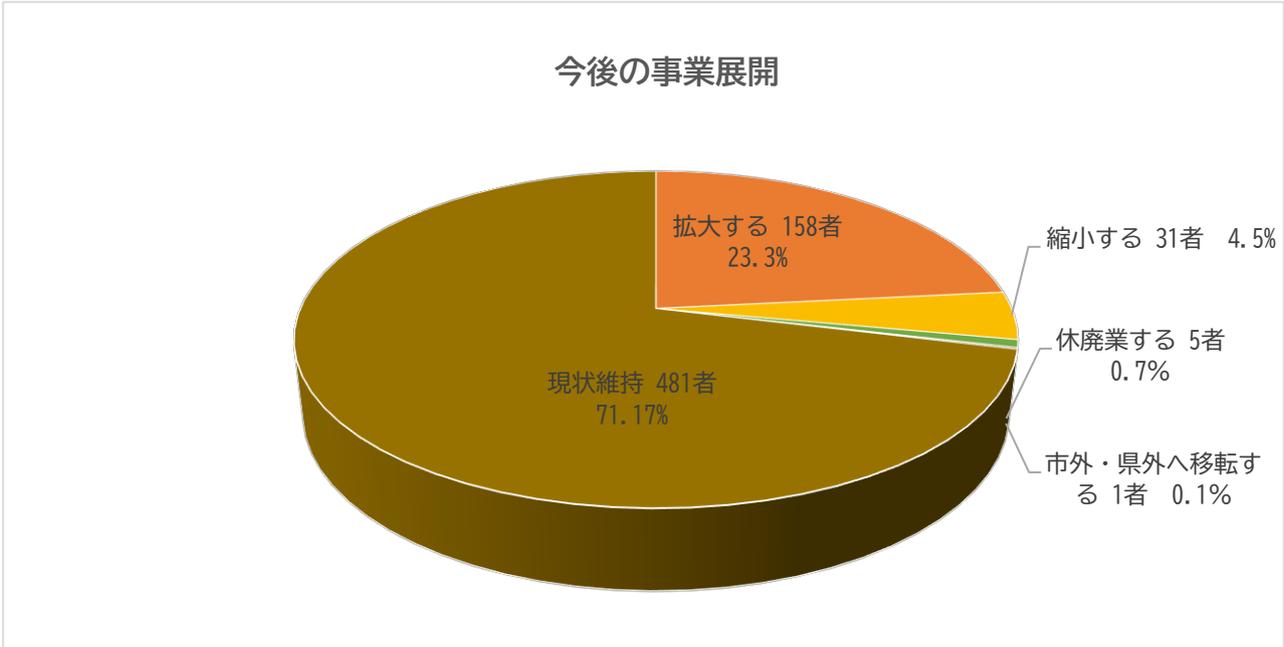
【問 12】 経営上の課題について（複数選択可）

経営上の課題について、半数近い 332 の事業者が「労働力不足（求人に応募がない）」と答えており、「従業員の高齢化」291、労働力不足や従業員の高齢化による「技術の承継」が 138 と、人手不足からくる課題が多かった。また、「労働力不足（求人に応募がない）」と答えた割合を業種別にみると、設備工事業、建設業、サービス業、旅館・ホテルの順で高い傾向を示した。（N＝683）



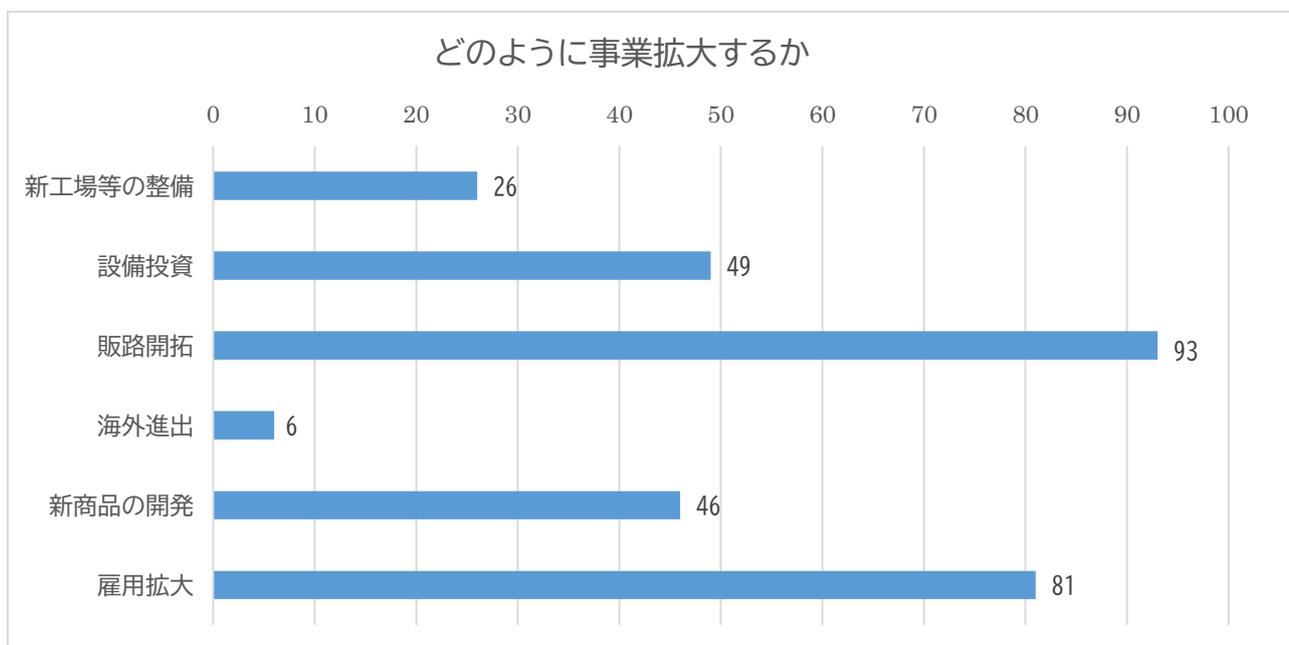
【問 13】 今後の事業展開について

今後の事業展開としては「現状維持」とした事業者が481者（71.1%）を占め、「拡大する」と答えた事業者は158者（23.3%）であった。「縮小する」と答えた割合を業種別にみると、生活関連サービス業、娯楽業が37.5%と突出して高く、旅館・ホテル業と運送業の2業種も10%を超えた。また、医療、福祉業で11.1%の事業者が「休廃業する」と答えた。（N=676）



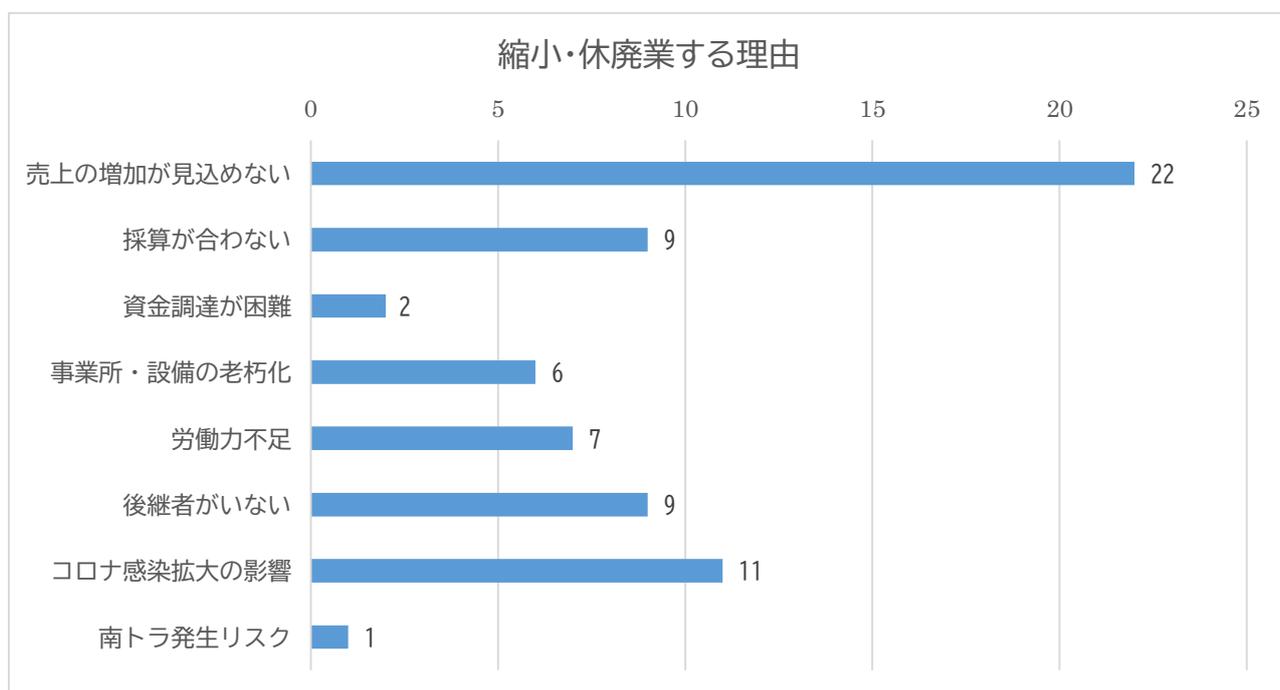
【問 14】 今後どのように事業拡大するか（複数選択可）

問 13 で「拡大する」と答えた事業者に対し、今後どのように事業拡大するかについて尋ねたところ、全体の 6 割近い 93 事業者が「販路開拓」と答え、次いで「雇用拡大」とした事業者が 81 であった。また、「設備投資」や「新商品の開発」にも高い意欲が見られた。（N=158）



【問 15】 事業を縮小・休廃業する理由について（複数選択可）

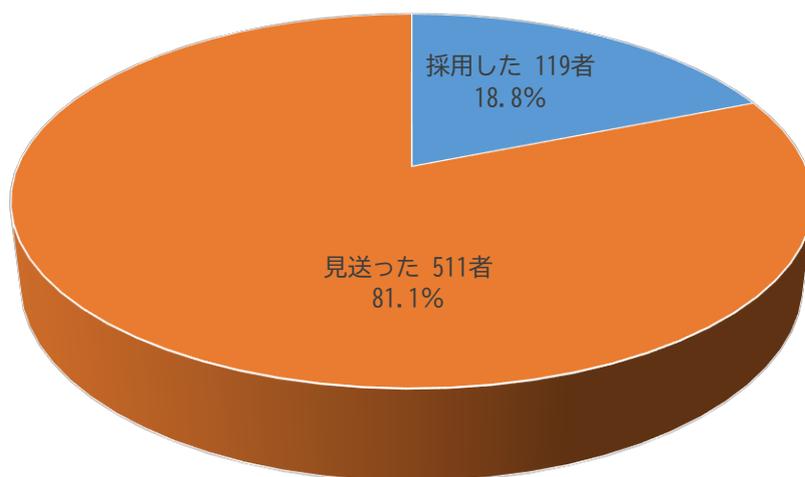
問 13 で「縮小する」「休廃業する」と答えた事業者に対し、その理由を尋ねたところ、「売上の増加が見込めない」が 22、「採算が合わない」「後継者がいない」がそれぞれ 9、また「コロナの感染拡大の影響」によると答えた事業者が 11 に上った。（N=36）



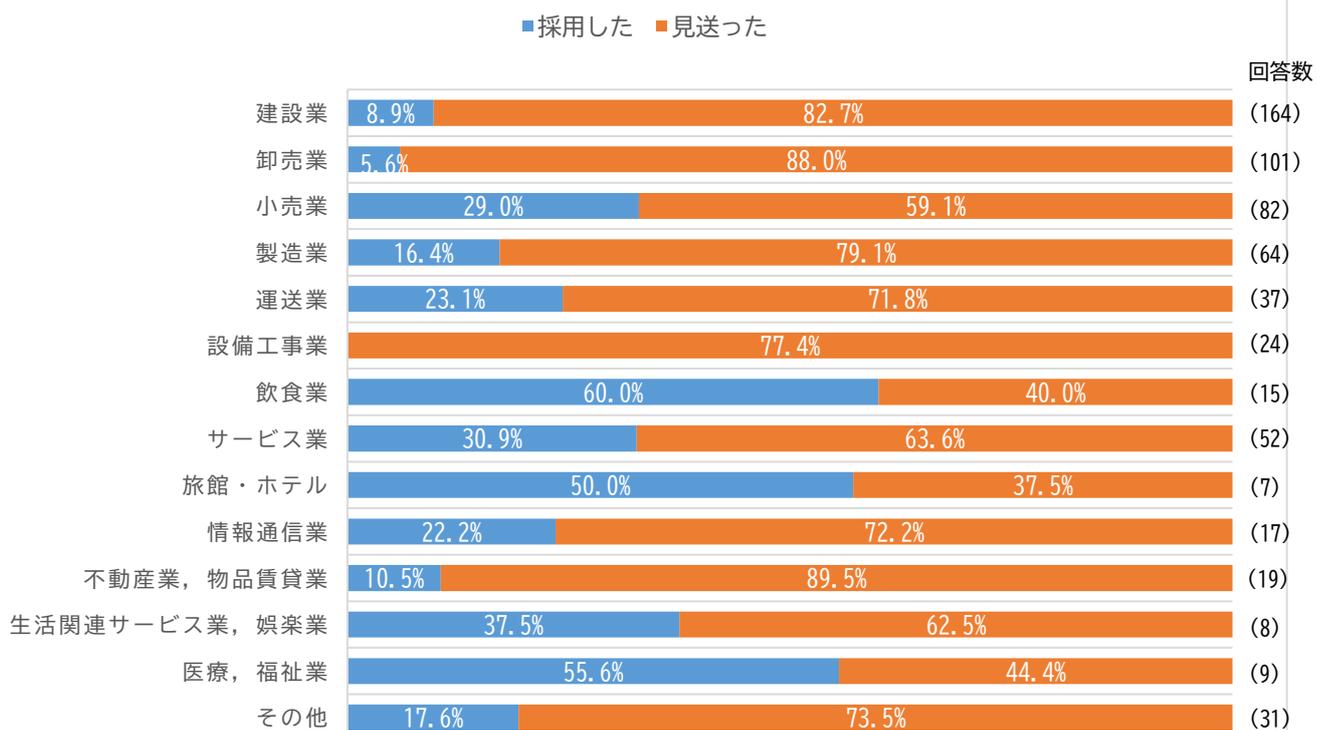
【問 17】 令和 3 年 4 月のパート・アルバイトの採用状況について

令和 3 年 4 月のパート・アルバイトの採用を「見送った」事業者は 80%を超えた。(N=630)

パート・アルバイトの採用状況



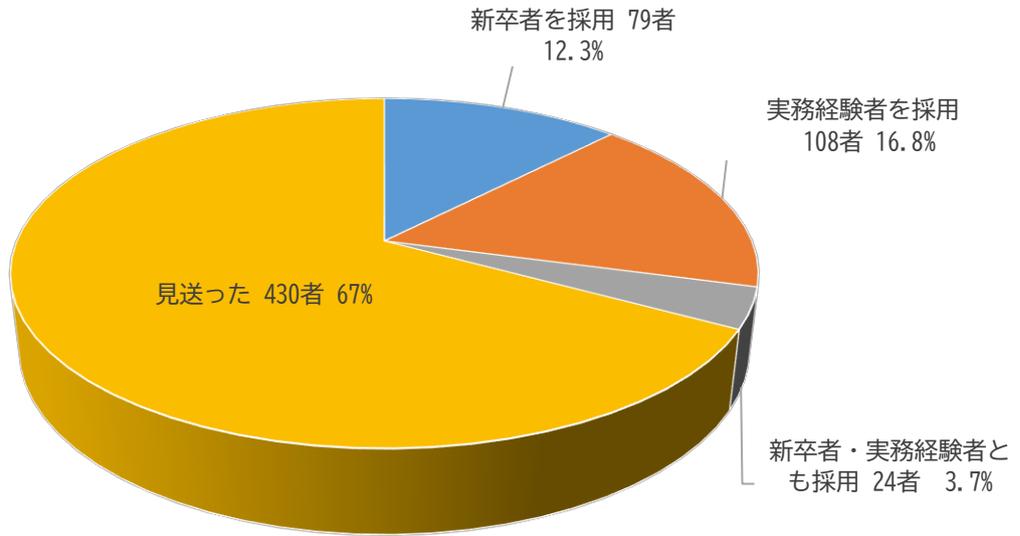
<業種別>パート・アルバイトの採用状況



【問 18】 令和 3 年 4 月の正社員の採用状況について

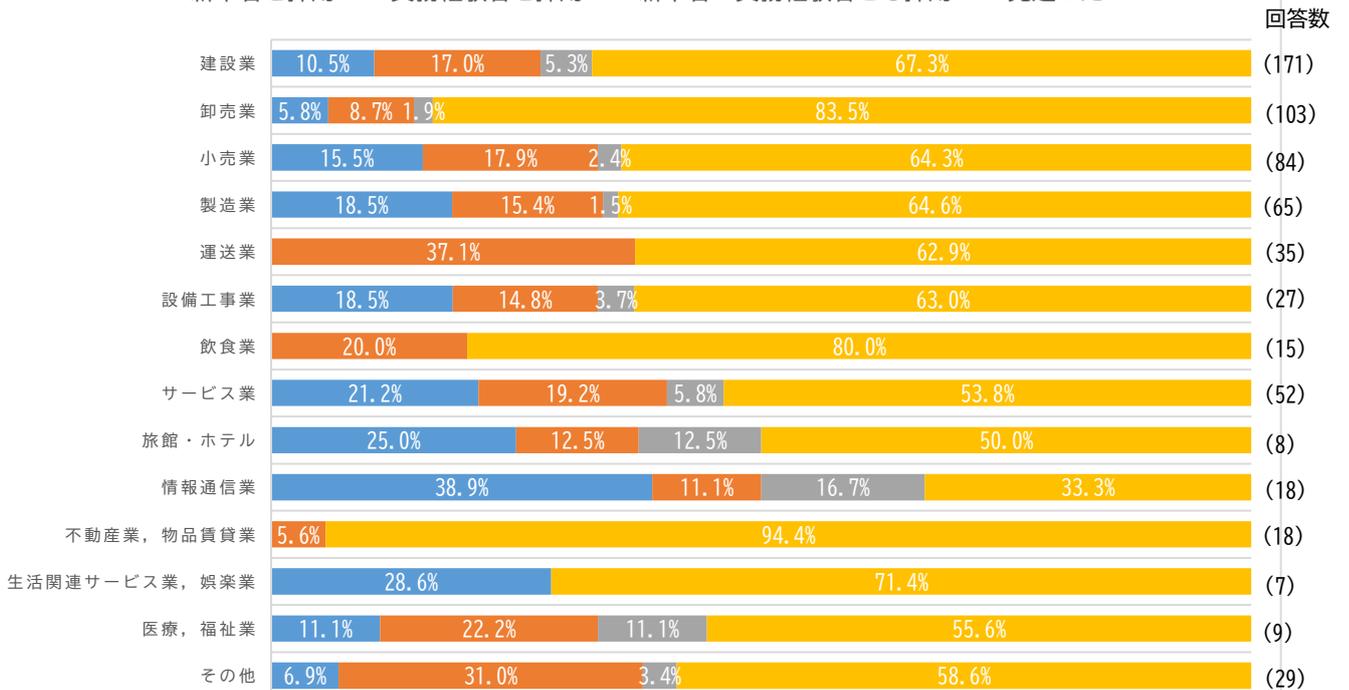
令和 3 年 4 月の正社員の採用状況についても、67%の事業者が採用を見送ったと回答しており、全ての業種で採用が控えられた傾向が見られた。(N=641)

正社員の採用



<業種別> 正社員の採用

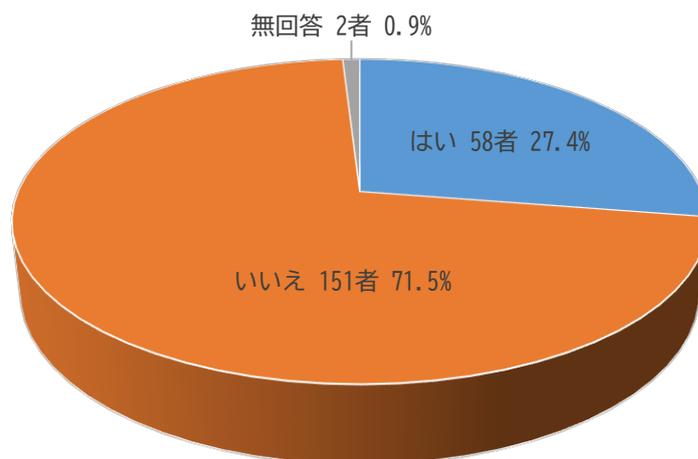
■新卒者を採用 ■実務経験者を採用 ■新卒者・実務経験者とも採用 ■見送った



【問 19】 採用活動にオンラインを活用しているか

問 18 で「正社員を採用した」と回答した 211 者のうち、オンラインによる採用活動を行っている事業者は 58 者（27.4%）であった。（N=211）

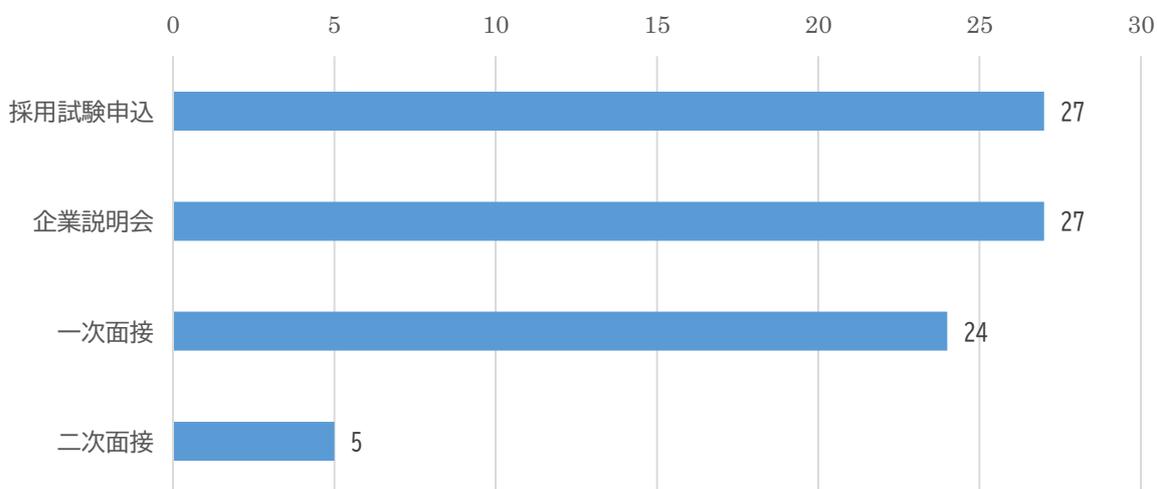
オンラインによる採用活動



【問 19】 オンラインで実施した採用活動は何か

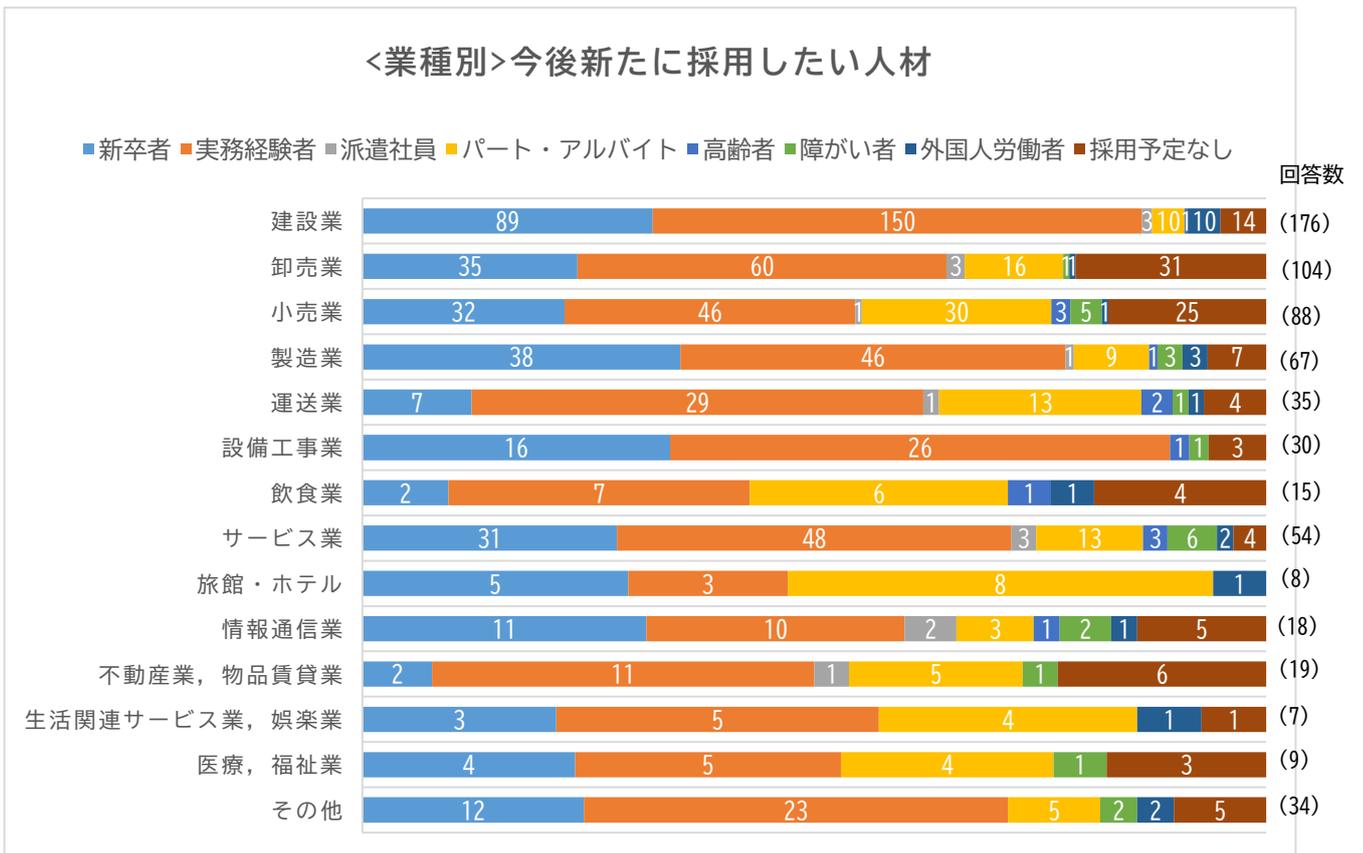
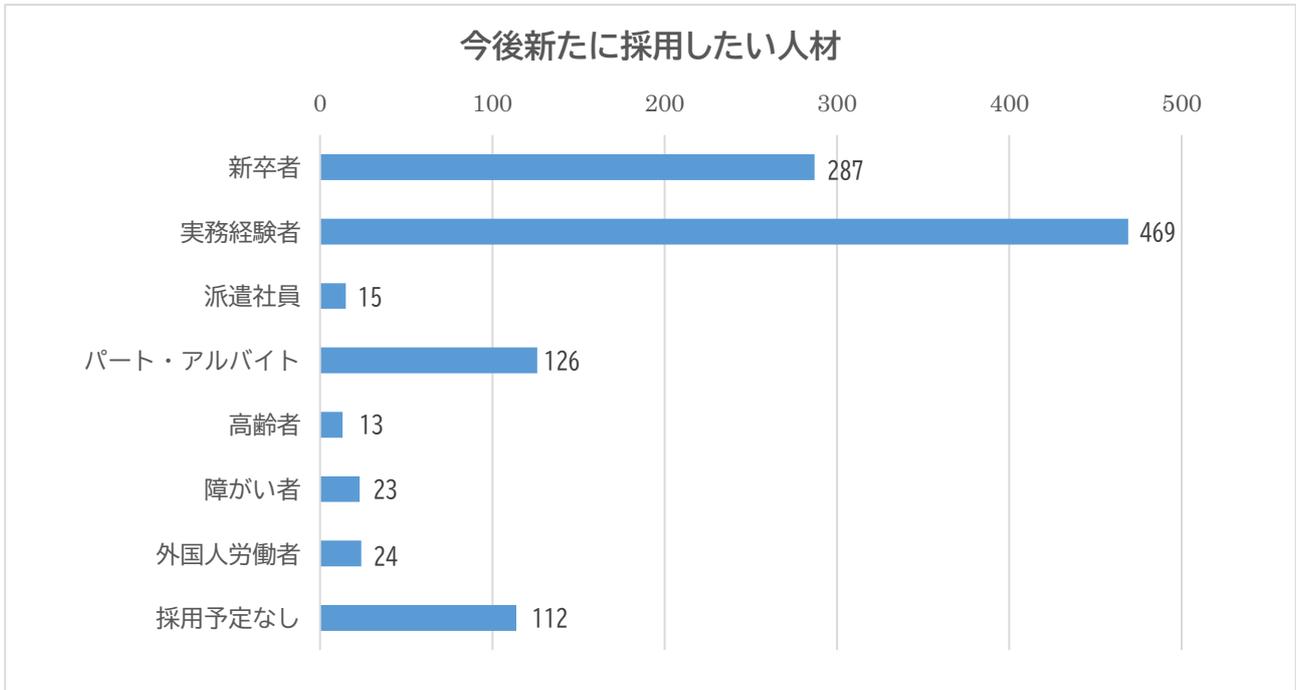
問 18 で「オンラインによる採用活動を行った」と回答した 58 者に対し、どのような採用活動を行ったかを聞いたところ、41.3%の事業者が一次面接までオンラインで行っていた。中には3次面接もオンラインで行った事業者もあった。（N=58）

オンラインで実施した採用活動



【問 21】 今後新たに採用したい人材について（複数選択可）

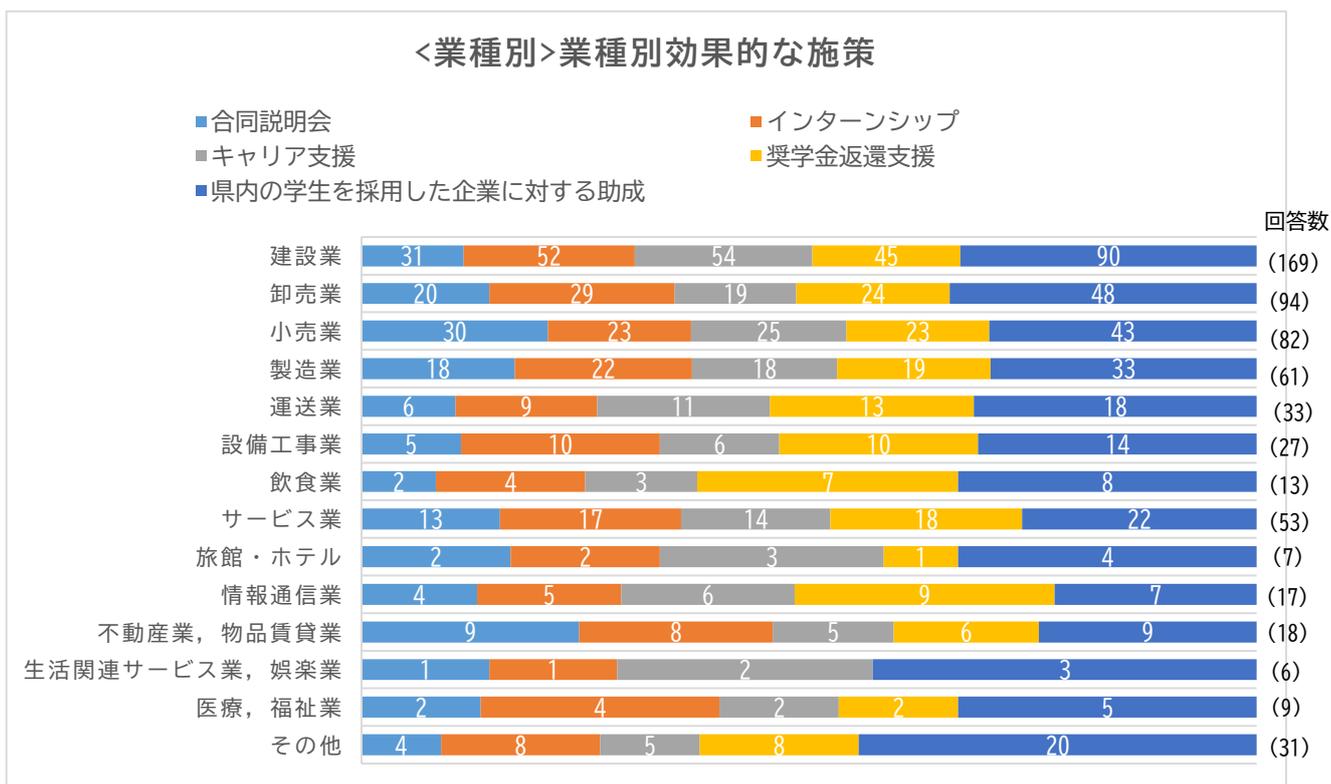
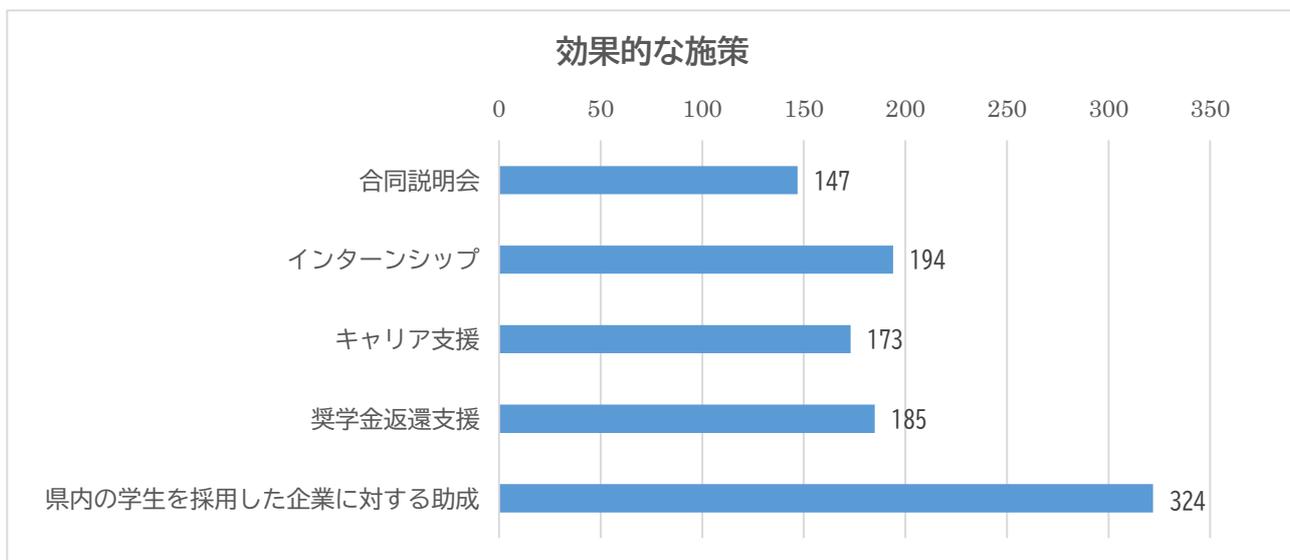
今後新たに採用したい人材は、即戦力となる「実務経験者」を希望する事業者が 469 者に上り、次いで「新卒者」が 287 者で、「採用予定なし」は 112 者であった。正社員が想定される「新卒者」と「実務経験者」を採用したいと回答した割合の高い業種は、建設業、製造業、設備工事業で、採用意欲の高さがうかがえた。（N=664）



【問 22】県内在住の学生の県内企業への就職者数を増加させるための効果的な施策について（複数選択可）

県内在住の学生の県内企業への就職者数を増加させるための効果的な施策としては、「県内の学生を採用した企業への助成金」が半数を超す 324、次いで「インターンシップ」が 194、「奨学金返還支援」が 185 と、助成に関するニーズの高さがうかがえた。

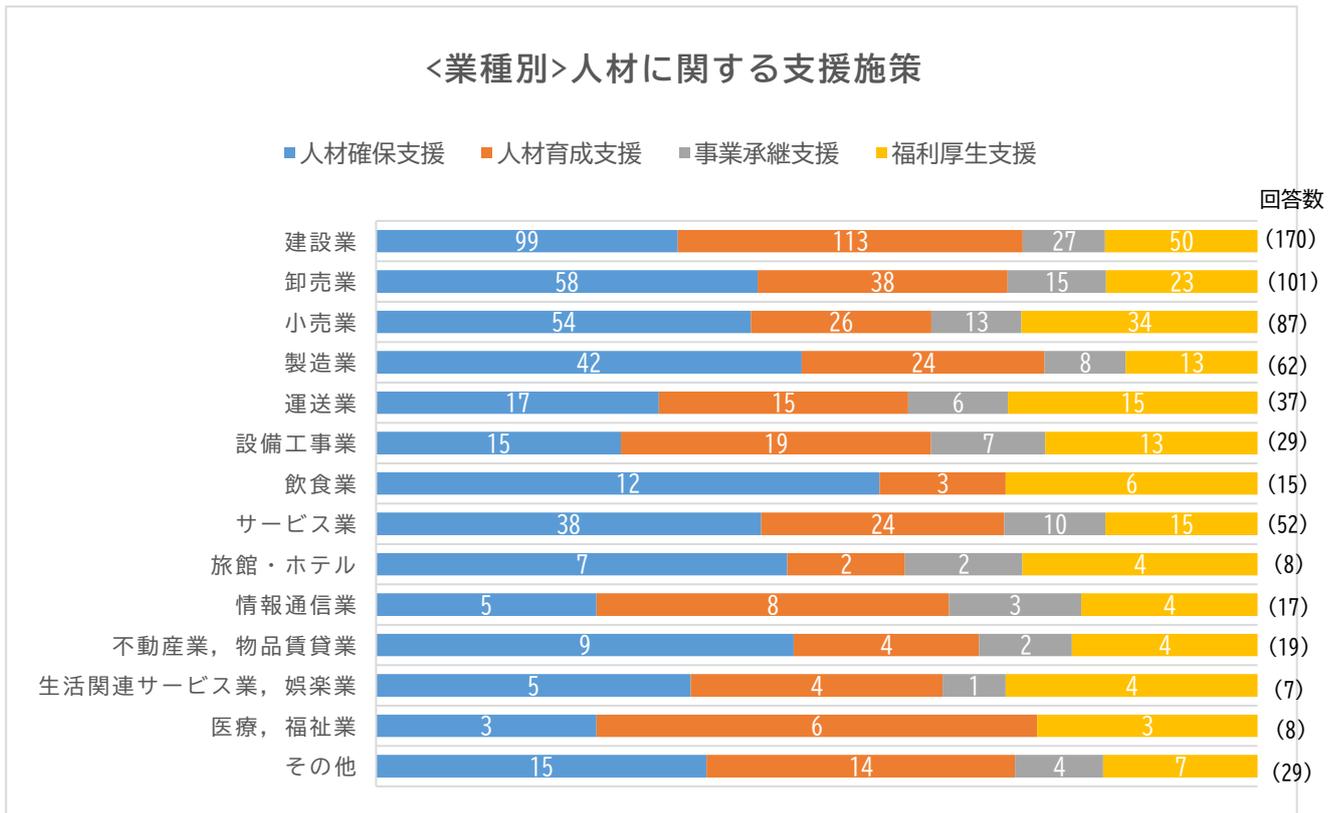
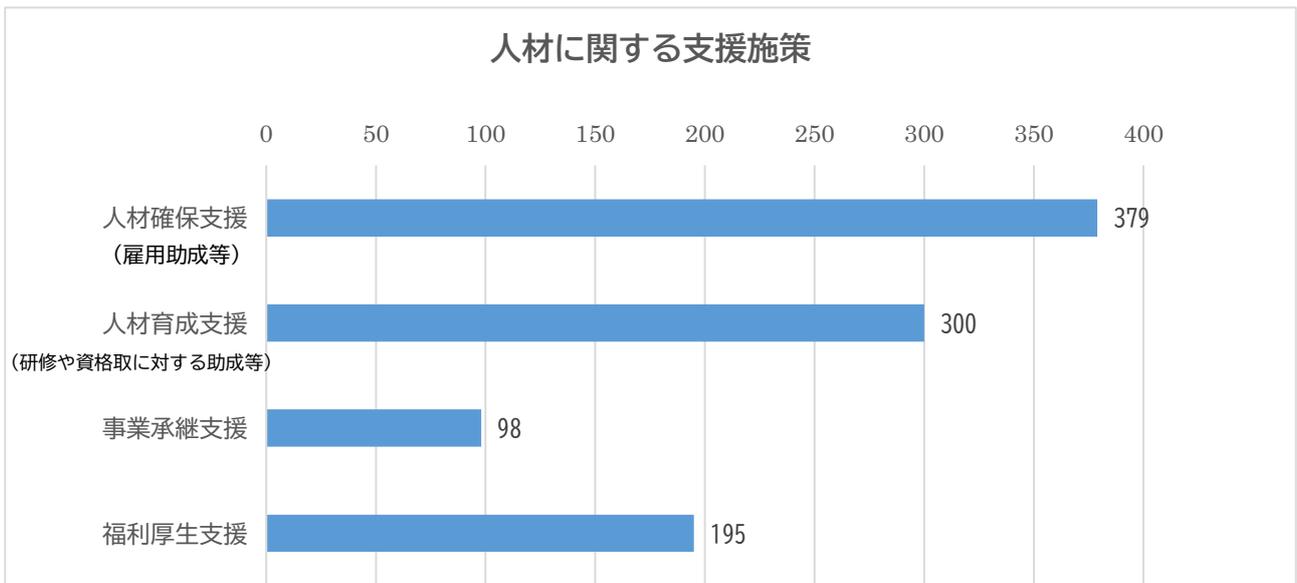
その他の意見として、県内企業のPR、東京・大阪等での企業説明会への助成、中高生への地元の魅力を知るための教育の実施、大手企業との給与格差に対する支援、中高生からのキャリア教育などがあった。（N=620）



【問 23-①】 必要と思われる，人材に関する支援施策について（複数選択可）

事業者において必要と思われる，人材に関する支援施策については，半数以上の事業者が「雇用助成等による人材確保支援」と回答し，次いで「研修や資格取得に対する助成等による人材育成支援」と回答する事業者が多く，ここでも助成に関するニーズの高さがうかがえた。

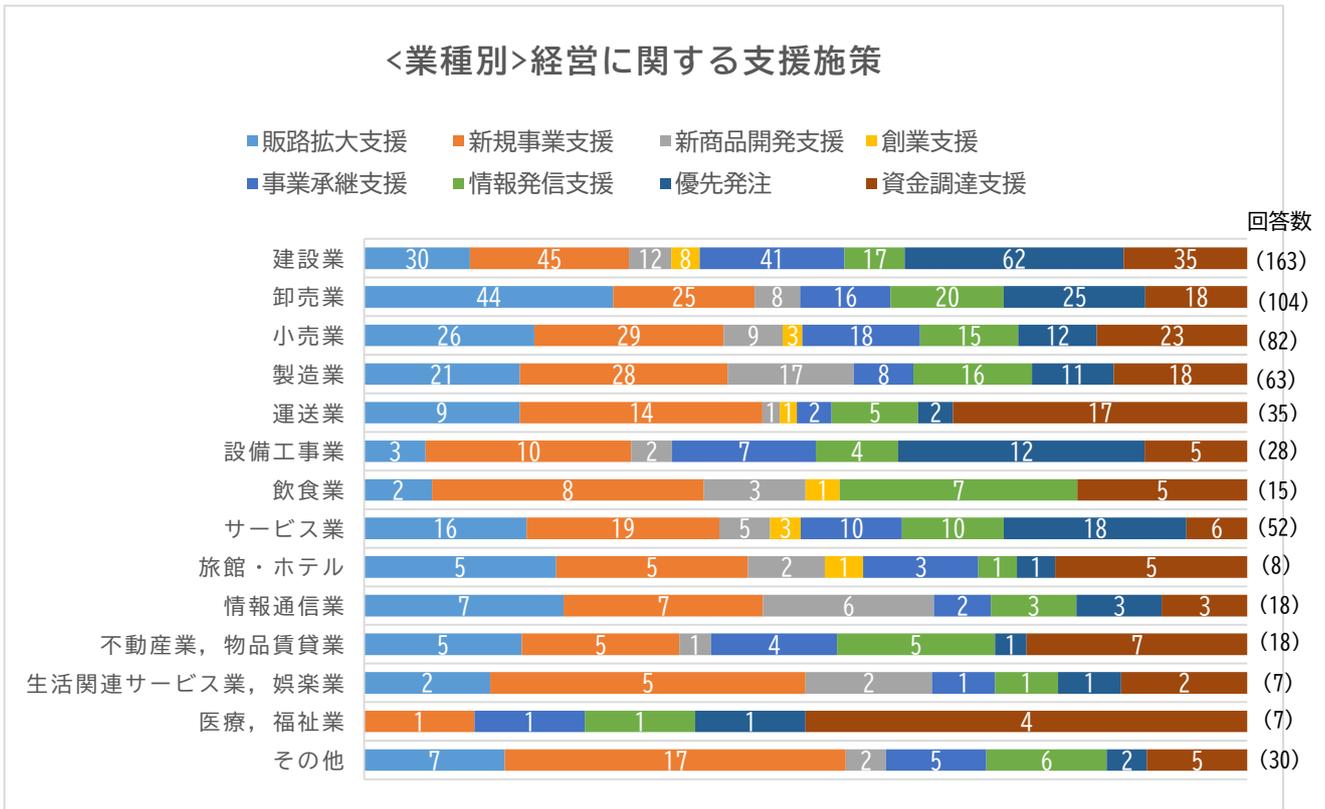
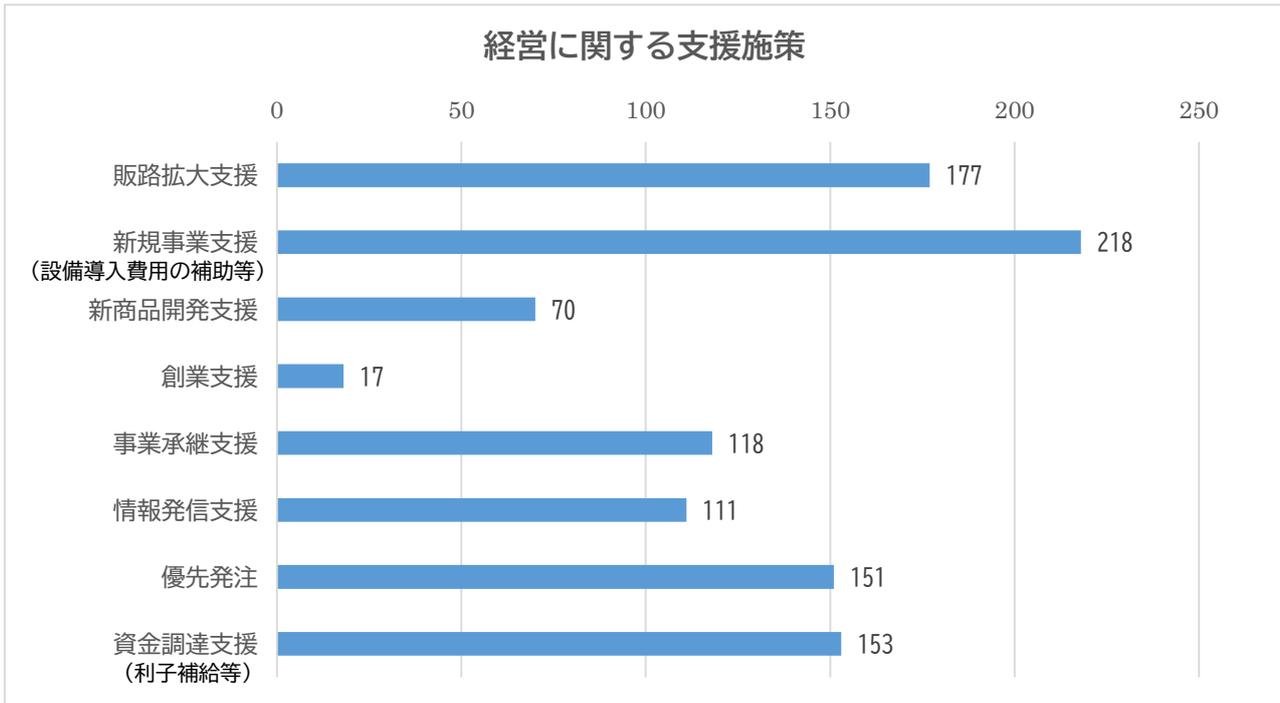
その他の意見としては，Iターン者への旅費補助や中小企業を対象とした県市主催の会社説明会の開催，また国への要望として，産休・育休に関する支援施策の利用手続の簡素化や雇用調整助成金の継続と社会保険料の減免を望む声などがあった。（N=641）



【問 23-②】 必要と思われる，経営に関する支援施策について（複数選択可）

事業者において必要と思われる，経営に関する支援施策については，「設備導入費用の助成等による新規事業に対する支援」が 218，次いで「販路拡大支援」が 177 であった。また，「地方公共団体の市内企業への優先発注」についても 151 の事業者が必要と回答した。

その他，燃料高騰に対する支援や官公庁の工事発注の平準化といった意見も見られた。（N=630）

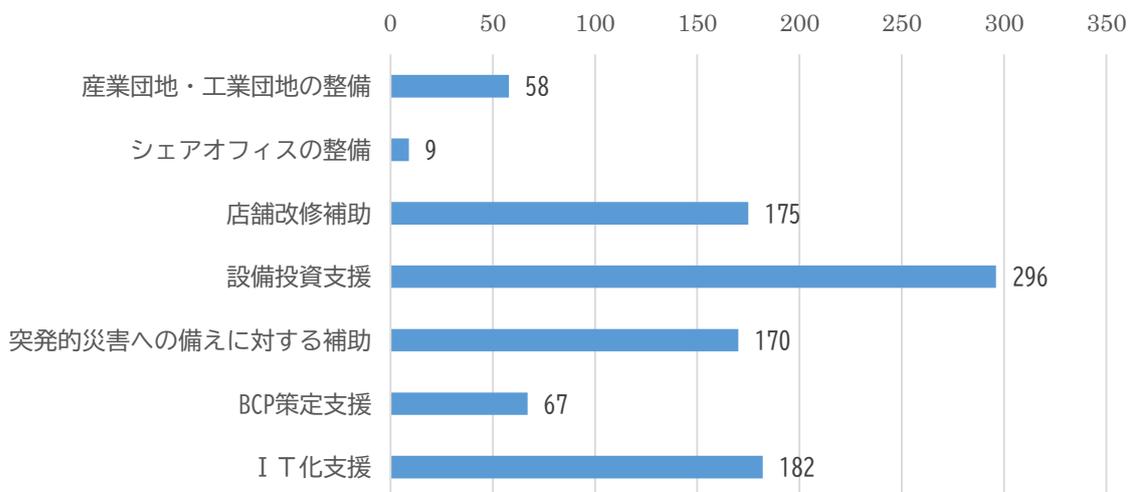


【問 23-③】必要と思われる，操業環境に関する支援施策について（複数選択可）

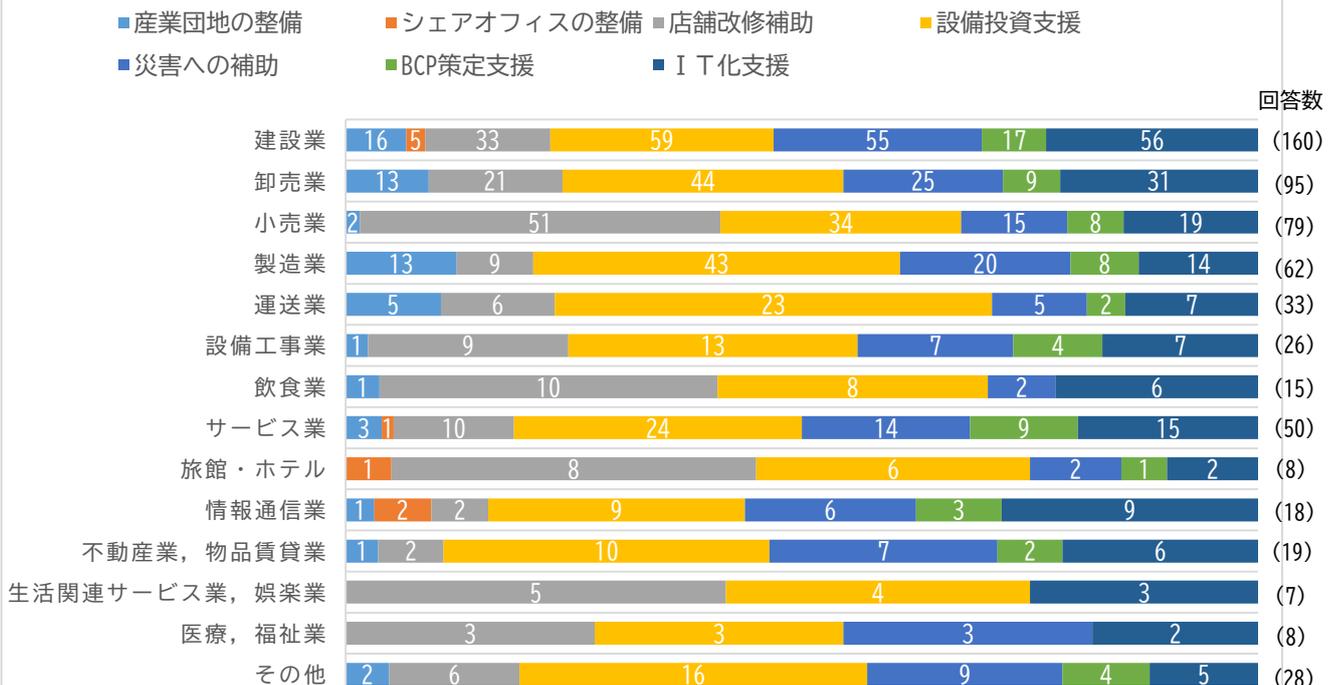
事業者において必要と思われる，操業環境に関する支援施策については，「設備投資支援」が 296，次いで「IT 化支援」182，「店舗改修に対する補助」175 という結果であった。また，建設業，卸売業，製造業，運輸業などに産業団地・工業団地の整備に対する一定のニーズが見られた。

その他の意見として，市道、水路の修繕，災害（津波・液状化）に強い場所への移転補助，中心商店街の建物の老朽化に対する補修補助や SDGS 支援などがあった。（N=608）

操業環境に関する支援施策



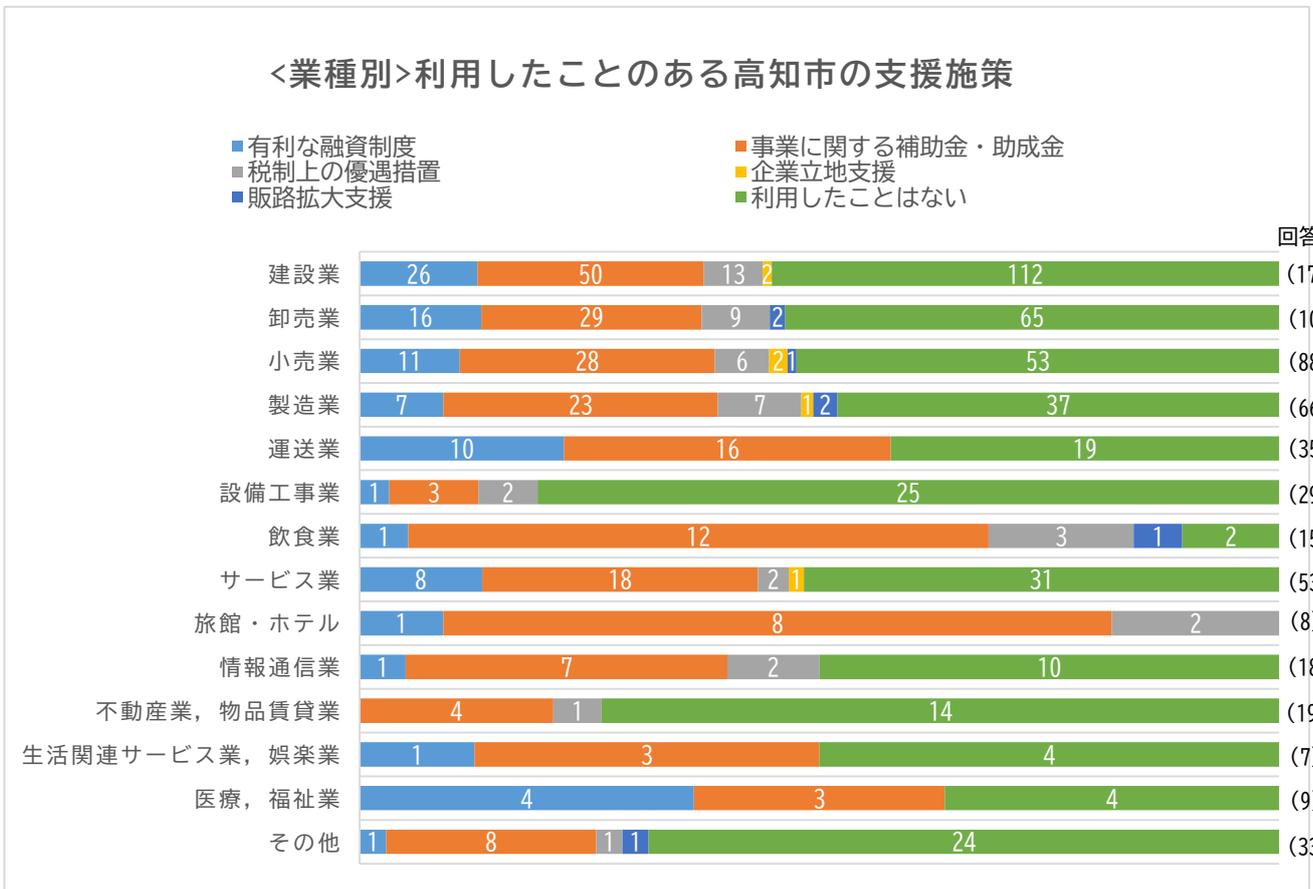
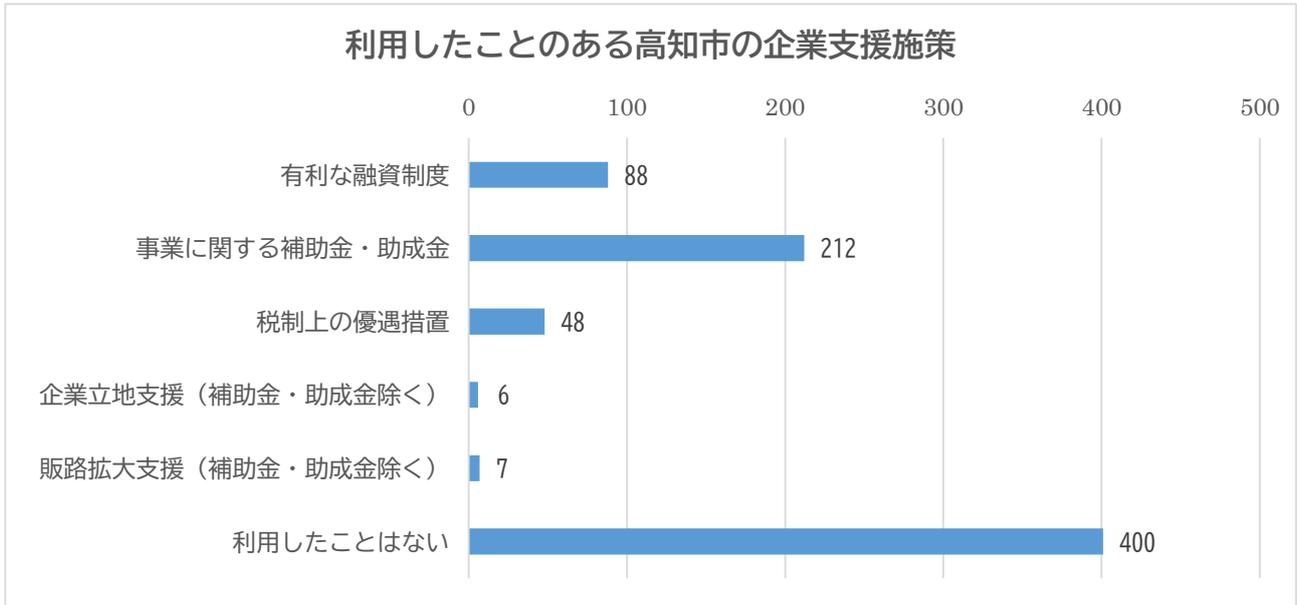
<業種別>操業環境に関する支援施策



【問 24】 利用したことのある高知市の企業支援施策について（複数選択可）

利用したことのある高知市の支援施策については、「事業に関する補助金・助成金」が 212、「融資制度」が 88 と全体的に低調で、半数以上の事業者が「利用したことはない」との結果になった。中でも、特に設備工事業、不動産業、物品賃貸業で「利用したことはない」とする割合が高かった。

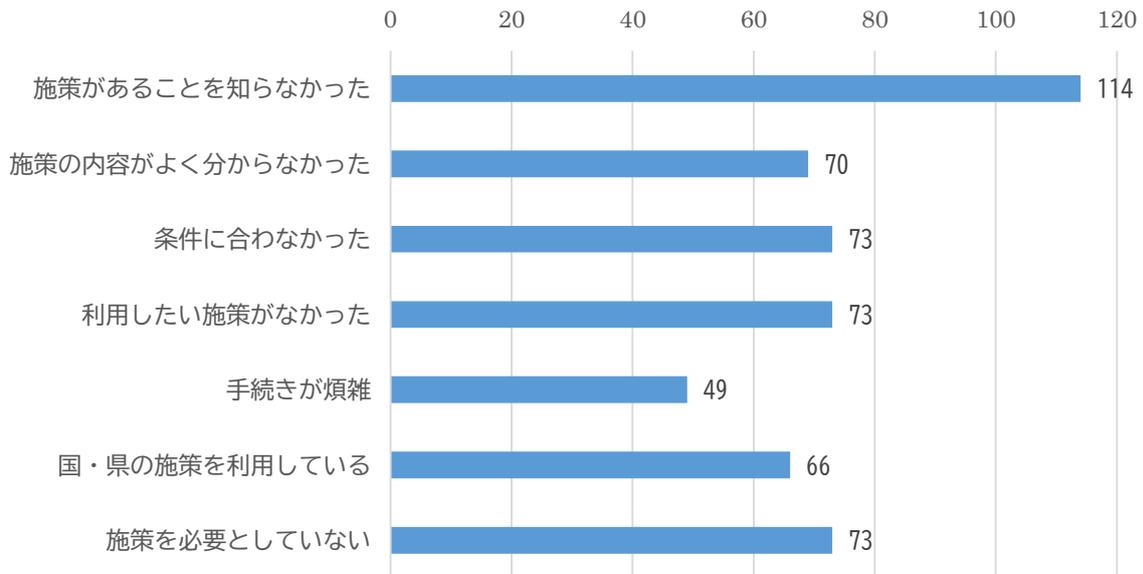
(N=660)



【問 25】 利用したことがない理由について（複数選択可）

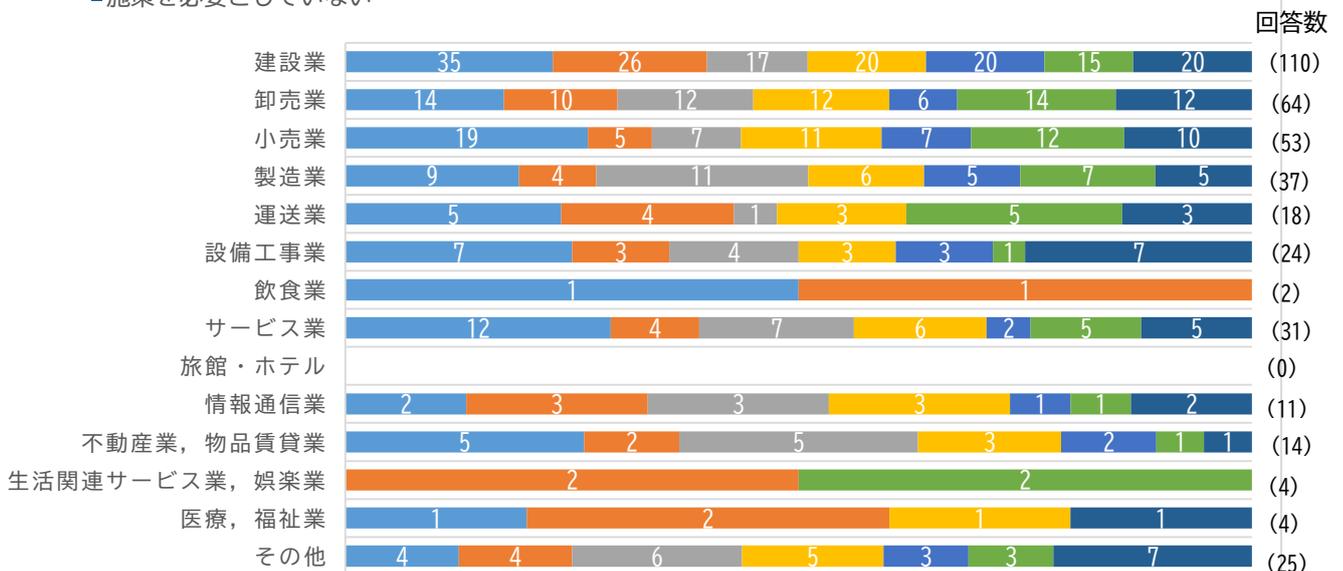
問 24 で「利用したことはない」と回答した事業者に対し、その理由について聞いたところ、「施策があることを知らなかった」が 114、「条件に合わなかった」「利用したい施策がなかった」「施策を必要としていない」がそれぞれ 73 であった。（N=400）

高知市の施策を利用したことがない理由



<業種別>高知市の支援施策を利用したことがない理由

- 施策があることを知らなかった
- 施策の内容がよく分からなかった
- 条件に合わなかった
- 利用したい施策がなかった
- 手続きが煩雑
- 国・県の施策を利用している
- 施策を必要としていない



【問 26】 高知らしい企業とはどのような企業であるか（自由意見）

- 主流に迎合せず、独自路線を貫くのが高知人のいいところ。特定の製品に特化して業界順位上位を誇る企業がいくつかある。都会の大企業の劣化版ではなく、何か一つ得意分野を伸ばしていくのが、高知らしいと思う。（建設業）

- 高知の人・資源・自然などを活動の源とし、高知の発展に寄与することができる企業（サービス業）

- 高知の地理的特徴（自然、気候）、特性（農林水産業、観光、飲食）を活かした企業
（製造業・飲食業・小売業・建設業・サービス業）

- 人柄も良い地域と県外の方より言われる事があります。この良さを生かした営業力がある企業。
（建設業）

- 高知県（高知市）で利益を循環させる事ができる企業（卸売業）

- 高知のパイが小さいからこそ、ギュッと凝縮された小さなパイの中でいろんな経験ができることが高知の強みだと思います。都会では大きなパイを体感できますが、大きすぎるから細分化され自分のパートしか経験できず全体像を見たり理解することが少ないと思います。高知らしい企業とは小さなパイを強みに社員に多くの経験を積ませて成長させられる企業だと思います。（広告代理業）

- 私はもともと初任給が良い東京の会社で働いていましたが、退勤は 22 時で早い方、日付をまたぐのは普通、3 時くらいまで上司と飲み会になることもまあまあある、みたいな会社で「長く続けていたら体壊すなあ」と思い、高知に帰ってきました。都会で働くことを希望する人を高知県で就職させようとするのではなく、高知の会社＝「基本的に定時で帰れて、帰宅後はのんびり家族や自分の時間を使える」という様な方向性にしていけば、出世や会社で働くことよりも、自分の時間を優先したい人たちが高知に留まったり、県外から高知に来てくれるのではないかと思います。（小売業）

- 「自由な発想で個性的な企業」という言葉に集約させられると思います。（卸売業）

- 女性が活躍している企業だと思います。（建設業）

○地産地商、地産外商といった言葉が使われすぎて、高知の新商品といえば地元の一次製品の加工品をパッケージに入れたもののようなステレオタイプができてしまっています。江戸時代の土佐の物産は樟脳、鯉節、和紙など。それは土佐らしいから、土佐の一次製品だからではなく、全国に通用する価値をもっていたから、特産物となったものです。今一度「高知の企業」というものでなく、「地方の企業」のあり方を考えて行きたいものです。（小売業）

○業界が連携してプロジェクトを組むとか、仕事をこなすことでオリジナリティーが生まれ＝高知らしい企業になっていくのでは？と思います。そのつなぎを企画してほしい。（建設業）

○「皿鉢文化」と同じで多方面に渡り事業展開する会社。作業社員も「専門家」でなく「多能工」がいる会社。（卸売業）

○市場規模が小さい為、独自の強みを設備投資も含めて成長させる企業。（卸売業）

【問 27】 高知市の中小企業支援施策に期待することなど（自由意見）

【支援金・補助金・助成金】

○人材や設備等の助成金を拡大してほしい。（建設業・小売業・不動産業）

○国、県の事業に上乘せしたり、あるいは将来を見据えた独自施策があっても良いと思います。
（リサイクル業）

○労働環境改善の為の助成金（建設業）

○資金調達時の利子補給や事務所などの改装工事費用など。（建設業・金融業・保険業）

○業種指定ではなく、小売業等幅広い業種で申請可能な補助制度を希望する。（小売業）

○助成、補助金には2つの問題点があります。一つは、公金をあてにすることで経営の力点が向かうべき方向ではない方へと向いてしまうこと。二つ目は、申請から決定まで時間がかかり過ぎ、数か月するとビジネス機会も消失、環境は変わっていることです。コロナのような困っている会社の救済はまた別の話です。（小売業）

○売上低迷への支援策（映像制作業）

○高知市外に在住の社員がコロナの影響で退職するケースが増えている。高知市で働く社員が高知市に居住するための補助や助成があると事業継続性の強化につながる。（小売業）

○新商品開発、新規事業など企業支援補助。（卸売業・旅館・ホテル業）

【雇用・人材育成、事業承継について】

○地域を知るためのキャリア教育の充実や、外国人参画社会構築の推進によって働き手の確保に繋げることを期待します。産業振興を図り、雇用の受け皿を拡大させていくことを期待します。

（学校法人）

○高知へのU I J就職支援をお願いしたい。（建設業）

○人財育成支援をどんどんお願いしたいです。（広告代理業）

○若者が地元高知に残りたいと思う、高知市として中身のある施策を推進する。（サービス業）

○技術力のある地場企業が育つための支援をお願いします。（建設業）

○Iターン、Uターン希望者と、優良な中小企業のマッチングの機会の創出（サービス業）

○零細企業は、慢性的な人手不足で困っています。中小企業の人手不足を解消出来る支援があれば大いに期待したい。（建設業・警備業）

○職安や職訓など、高知市の組織ではないとは思いますが、なんとかコラボして高知の現状に合わせた職業訓練（PCとかしてもあまり役に立つ企業はないのでは？求人が多い業種に必要な技能をつけてもらいたい）→紹介、体験システムができないでしょうかね。パートではなく職に就いて収入も安定すれば市内のいろいろな企業もまわるようになるのでは。飲食とかも。（建設業）

○①建設業界の若手を支援してほしい。資格取得のバックアップだとか、大手企業と中小のJVで、できる限り高知の人材や高知の資源を使って、（ある程度）時間をかけて良い仕事をすると、レベルが上がっていくのではと思います。②史跡や歴史的建造物、重要文化財などの工事には県内外の専門家が来高します。そういった場所や仕事、作業に中小企業の人材を生かして頂くと、企業のレベル upにつながります。入札には入れない程度の小さな企業にはダイヤの原石がいたりします。（建設業）

○後継者支援（不動産賃貸業）

【市内企業への優先発注】

○官公庁の入札案件が電子媒体になりつつあり、県外の手企業が参入することで市内の企業へ仕事
が回りにくくなっています。市内業者への優遇処置をお願いします。（製造業）

○高知市の入札については、市内に本社等がある、又は市内の雇用に結びついている企業への優先を行う等、支援いただきたい。結果的に金額のみで判断するのであれば、県内・市内企業では入札獲得困難であり、県外大手のみとなる現状がすでにあります。最低額、又は市の希望額を明示し、それに対しての入札等、方法はあるかと思います。（小売業）

【販路拡大支援】

○高知県および市がトップセールスマンとなり、より一層、県外等で販路拡大をお願いしたい。業種別に良い情報があれば該当業者にフィードバックしてほしい。（製造業・コンサルタント業）

○コロナ禍の中で、高知市だけでは大変厳しい営業活動となっているため、高知市が窓口となって通販業務に取り組むような仕組みがあってもよいのではないかと考えます。現在ふるさと納税の仕組みは確立されていますが、ふるさと納税に寄付していただいた方にメイドイン高知の食材や商材をアピールできるようになれば、インターネット販売に不得意な企業も参画ができるようになるのではないのでしょうか？（製造業）

○県外外商では展示会や商談会の費用は多く検討してもらっていますが、実務、実際の物流コスト、販促費、営業費（出張費）などにも踏み込んだ、ご検討をおねがいします。（卸売業）

【産業団地の造成や非浸水地域への移転支援、災害対応】

○食品製造関係の工業団地を望みます。また、浄化槽の設備投資にかなりの費用が掛かる事から共同で利用する形での運用を考えて頂きたいと思います。（製造業）

○自然災害（大雨、南海トラフ地震による津波等）に強い工業団地の整備。（自動車整備業）

○南海トラフ地震の浸水地に事業所があります。事業所移転には多大な費用が必要であり、又、移転できなくとも小売業は在庫という資金をかかえている、在庫にダメージがあれば大きな影響をおよぼし、再建に時間がかかる。移転に関して重厚な補助があればと思う。（小売業）

○災害支援協定締結企業に対する移転地のあっせんや、建設条件の優遇等の施策が全くない。BCPの策定等については支援を行うのに、災害が発生した場合に支援協定締結企業が最短で対応できるようにフォローする事を忘れてはいないか、よく考えて欲しい。締結したら終わりではなく、始まりなん

だという事をよく考えて頂きたい。何かあってからでは遅い。早急な対応を切に望む。（建設業）

○BCP 対策の一貫として幹線道路又は準幹線道路沿いの田畑の調整区域の修正をして、浸水リスクのある企業の移転などができる施策を講じていただけないでしょうか（設備工事業）

○災害に強い企業になるための支援（耐震・停電等の対策に SDGs を盛り込めるように）。災害発生時の支援（交通インフラが麻痺した際に、商品の発送や部品の調達がいち早く復旧できるような体制）
（製造業）

【金融支援】

○低金利の貸付。期間限定での無金利など。（卸売業）

○コロナ禍が続く中での財政的な補助もそうですが、おさまった後の数年間に対する施策も実施してもらいたい。例を挙げると、コロナが収束後、借入金の返済などが通常に戻されると思いますが、それをさらに延長するなど（収まったといってもすぐには業況は改善されず、タイムラグがあるので）
（卸売業）

【申請手続について】

○手続きの進め方やそのノウハウを公開してほしい。（建設業）

○その都度の手続きに書類が煩雑なので、一度出した内容の書類は年度内は不要にしていただきたい。
（理容・美容業）

○昨年の経産省の持続化給与金支給の際、同時期にあった高知市の支援金は持続化給与金を先に申請したら対象外となっていた。あとなら申請となった為、支援無効となった。昨年の支援金で唯一、二重申請ダメは高知市の申請だけだった。支援する気が感じられない。（運送業）

○テレワークの環境を整えるための補助金があったことを後で知りました。探しに行かないと見つけれない制度ではなく、広く知らせて欲しい。（卸売業）

○支援をいただけるのはありがたいが、国・県・市の様々な施策が混在している状況が続き、煩雑な申請処理に混乱している。特に補助金や助成金がいただけるものは、取りこぼしの無いように、かつなるべくスムーズに受給したい。ついては「施策の迅速な通知」「申請手続きの簡略化」「受給の要件を分かりやすく」等が実現すれば助かる。（卸売業）

○企業の意見を聞き寄り添い丁寧な分かりやすい指導、支援をお願いします。（卸売業）

○中小企業支援施策制度を知る機会を教えてください。（卸売業）

【その他】

○地場に根付き、根気強く、手を抜かずに施工主の為に仕事をする企業を行政は守るべき。（建設業）

○高知県の支援は色々を受けていますが、正直、高知市から何か特別な支援を受けていると感じたことはありません。ちょこちょこした、つまらない支援ではなくわかりやすく、どういうことをしていきたいか明確にして欲しいです。（運送業）

○高知の主要産業である観光業、飲食業がコロナで大きく傷んでいる中、市内のみの人流で実現できる小規模な対策（消費喚起策）を希望します。給付金や、補助金、税金の減免など、資金的なバックアップも大変ありがたいが、経営規模により、それでは足りないため、これだけコロナ禍が長期化すると、経済をなるべく通常に戻すことが、事業継続、雇用維持のために重要。「駐車場がない」との意見があるため、中央公園地下駐車場の無料開放を、継続的に要望します。（飲食業）

○コロナなど環境が激変し悪化した事業者、業界には税の免税又は減免処置。（旅館・ホテル業）

○行政の対応として、PFI 方式のような大手コンサルタント主導の展開活動利用ではなく、行政と地域の企業が一体となって課題解決に取り組めるような仕組み作りをお願いします。（小売業）

○市職員との接触や情報提供など、ほとんどない。南海トラフ地震が叫ばれるなかで、企業に対する施策が余りにも乏しすぎる。（一般市民にも同じ）（製造業）

○マッチング等により、高知の企業内で相互に情報交換を行い（水産・農産物のような）、地産地消を出来るようなシステム構築が重要であり、県外企業に侵食されることが無いような連帯感を強めるべきである。（配送業）

○コロナ禍できびしい状況にあるのは、どの業種でも同じだと思います。そんな中でも従業員を抱え、新たな事業にとりくんでいこうと考えています。何とかして生き残り、人のお役に立つ企業、人になりたいと考えています。小さな事業主を見捨てないでいただきたいと切に望みます。（理容・美容業）

○統廃合、協業への支援（卸売業）

○地産地消したいけど、コロナで出かけられない。インターネット通販している、高知市内のお店を家で調べられるツールがあるといいですね。高知市役所の中でTEL, FAXしたら相談できる課などあればうれしいです。（設備工事業）

(仮称) 高知市中小企業振興条例の策定に向けた アンケート調査へのご協力をお願い

日頃は、本市の商工観光行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成7年に策定した「高知市産業活性化条例」に基づき、市内の商工業事業者の皆様に対する融資や助成などの施策を実施してまいりました。この条例の制定から25年が経過し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動への影響など、商工業者の皆様を取り巻く社会状況も制定当時とは大きく異なってきたことから、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた、新たな支援施策に取り組む必要があると考えています。

そこで、本市では、今後実施すべき中小企業施策の基本的な方針を定めた「(仮称)高知市中小企業振興条例」の制定を検討しており、市内中小企業の皆様のご意見等を参考にさせていただくため、この度、アンケートを実施することといたしました。

つきましては、ご多用中とは存じますが、下記により、アンケートへのご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 回答期日：令和3年8月12日（木）

2. 回答方法：郵送または Web [QRコードはこちら](#)



※ご回答いただいた内容は、条例の制定ほか、本市の中小企業振興施策の参考にさせていただく以外には使用いたしません。また、事業所名等を公表することもございません。

※郵送でご回答いただく場合は、同封の返信用封筒をご利用の上で、期日までにご返送ください。

※Webでご回答いただく場合は、下記 URL 若しくは QR コードからお入りください。

<https://forms.gle/vuA6vprX5MHFSiHM6>

なお、このアカウントはアンケート専用ですので、ご質問等の受付はできません。ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒783-0006 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所第二庁舎 2F

高知市役所産業政策課 担当：小田・池本

電話番号：088-823-9456（直通）（平日8時30分から17時15分まで）

E-mail：kc-150600@city.kochi.lg.jp

以下の設問について、該当する番号に○をつけてください。

以下の設問にお答えください。

問1 貴事業所名をご記入ください。 _____

問2 貴事業所の創業年を教えてください。

1 明治	
2 大正	
3 昭和	
4 平成	
5 令和	

年

問3 貴事業所の代表者の年齢を教えてください。

1 80代以上	2 70代	3 60代	4 50代	5 40代	6 30代	7 20代以下
---------	-------	-------	-------	-------	-------	---------

問4 貴事業所の事業形態を教えてください。

1 株式会社	2 有限会社	3 個人事業主	4 その他 ()
--------	--------	---------	-----------

問5 貴事業所の業種を教えてください。

1 製造業	2 建設業	3 設備工事業	4 運送業	5 卸売業
6 小売業	7 飲食業	8 理容・美容業	9 医療業	10 旅館・ホテル業
11 その他 ()				

問6 貴事業所の資本金を教えてください。

1 5千万円以下	2 1億円以下	3 3億円以下	4 3億円超
5 資本金は保有していない			

問7 貴事業所の従業員数を教えてください。

1 5人以下	2 6人以上～20人以下	3 21人以上～50人以下
4 51人以上～100人以下	5 101人以上～300人以下	6 301人以上

問8 最近の業況についてお答えください。

1 非常に良い	2 良い	3 どちらともいえない	4 悪い	5 非常に悪い
---------	------	-------------	------	---------

問9 今後の業況の見通しについてお答えください。

1 非常に良い	2 良い	3 どちらともいえない	4 悪い	5 非常に悪い
---------	------	-------------	------	---------

問 10 主たる取引先についてお答えください。(複数選択可)

1 市内 2 県内 3 県外 4 海外(国名:)

問 11 貴事業所の強みを教えてください。(複数選択可)

1 商品の品質 2 商品の価格 3 市場のシェア 4 商品の知名度
5 企画開発力 6 独創性 7 技術力 8 競合企業が少ない
9 営業力 10 その他 ()

問 12 経営上の課題を教えてください。(複数選択可)

1 労働力不足(求人に応募がない) 2 労働力不足(離職者が多い)
3 従業員の高齢化 4 後継者がいない 5 技術の継承
6 採算が合わない(原材料価格の高騰など) 7 販路が少ない
8 事業所周辺の環境(浸水リスクや道路渋滞等) 9 事業所・設備の老朽化
10 BCP(事業継続計画)の策定 11 資金調達
12 特になし 13 その他 ()

問 13 今後の事業展開についてお答えください。

1 拡大する(→問 14 へ) 2 縮小する(→問 15 へ)
3 休廃業する(→問 15 へ) 4 市外・県外へ移転する(→問 16 へ)
5 現状維持(→問 17 へ)

問 14 問 13 で「1 拡大する」を選択された方にお聞きいたします。
今後どのように事業を拡大される予定でしょうか。(複数選択可)

1 新工場等の整備 2 設備投資 3 販路開拓 4 海外進出
5 新商品の開発 6 雇用拡大 7 その他 ()

問 15 問 13 で「2 縮小する」・「3 休廃業する」を選択された方にお聞きいたします。
事業を縮小・休廃業される理由は何でしょうか。(複数選択可)

1 売上の増加が見込めない 2 採算が合わない(原材料価格の高騰など)
3 資金調達が困難 4 事業所・設備の老朽化 5 労働力不足
6 後継者がいない 7 新型コロナウイルス感染症拡大の影響
8 南海トラフ地震の発生リスク 9 その他 ()

問 23 貴事業所に必要と思われる支援施策を教えてください。（複数選択可）

① 人材に関する施策

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1 人材確保支援（雇用助成等） | 2 人材育成支援
（研修や資格取得に対する助成等） |
| 3 事業承継・後継者確保に対する支援 | 4 福利厚生に対する支援 |
| 5 その他（ | ） |

② 経営に関する施策

- | | | |
|-------------------|--------------------------|--------------|
| 1 販路拡大支援 | 2 新規事業に対する支援（設備導入費用の補助等） | |
| 3 新商品開発に対する支援 | 4 創業支援 | 5 事業承継に対する支援 |
| 6 情報発信・商品PRに対する支援 | 7 地方公共団体の市内企業への優先発注 | |
| 8 資金調達支援（利子補給等） | 9 その他（ | ） |

③ 操業環境に関する施策

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 産業団地・工業団地の整備 | 2 シェアオフィスの整備 | |
| 3 店舗改修に対する補助 | 4 設備投資に対する支援 | |
| 5 突発的災害への備えに対する補助
（耐震工事や自家発電機等の購入補助） | 6 BCP策定支援 | |
| 7 IT化支援 | 8 その他（ | ） |

問 24 以下の高知市の企業支援施策を活用したことはありますか。（複数選択可）

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 1 有利な融資制度 | 2 事業に関する補助金・助成金 | 3 税制上の優遇措置 |
| 4 企業立地支援
（補助金・助成金除く） | 5 販路拡大支援
（補助金・助成金除く） | 6 利用したことはない |

問 25 問 24で「6 利用したことはない」を選択された方にお聞きいたします。
高知市の企業支援施策を利用したことがない理由を教えてください。（複数選択可）

- | | | |
|------------------|-------------------|---|
| 1 施策があることを知らなかった | 2 施策の内容がよく分からなかった | |
| 3 条件に合わなかった | 4 利用したい施策がなかった | |
| 5 手続きが煩雑 | 6 国・県の施策を利用している | |
| 7 施策を必要としていない | 8 その他（ | ） |

問 26 高知らしい企業とはどのような企業であると考えられますか。（ご自由にご意見を記入ください。）

問 27 高知市の中小企業支援施策に期待することなど、ご意見がありましたらご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。